

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業
環境影響評価方法書の検討結果

令和8年2月

大阪府環境影響評価審査会

はじめに

本冊子は、令和7年10月2日に大阪府知事から意見照会を受けた「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書」について、大阪府環境影響評価審査会において、その内容を慎重に検討した結果をとりまとめたものである。

令和8年2月
大阪府環境影響評価審査会
会長 近藤 明

目 次

I	環境影響評価方法書の概要	1
II	検討結果	32
1	全般的事項	32
2	大気質	39
3	騒音、振動、低周波音	44
4	悪臭	47
5	土壌汚染	50
6	人と自然との触れ合いの活動の場	51
7	景観	54
8	廃棄物・発生土	58
9	地球環境	60
10	気候変動適応等（高潮・高波、地震、津波）	62
III	指摘事項	64
別紙	住民意見等	67
1	大阪府環境影響評価条例第7条の規定による忠岡町長の意見	67
2	大阪府環境影響評価条例第7条の規定による岸和田市長の意見	69
3	大阪府環境影響評価条例第7条の規定による泉大津市長の意見	73
4	大阪府環境影響評価条例第9条第1項の規定により知事に提出された 意見の概要	75
5	大阪府環境影響評価条例第9条第2項の規定により事業者 に提出された意見の概要及び事業者の見解	78
<参考>		
	大阪府環境影響評価審査会委員名簿	101

I 環境影響評価方法書の概要

1 事業計画の概要

1-1 事業者の名称

忠岡エコサービス株式会社

1-2 事業の名称

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

1-3 事業の目的

本事業は、令和5年2月8日に忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の3社から構成される事業グループとの間で締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」(以下、「公民連携協定」という。)に基づき、令和5年3月に設立された、大栄環境株式会社、有限会社松和メンテナンス、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の共同出資による新会社「忠岡エコサービス株式会社」が、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備・運営する計画としている。

1-4 事業の内容

(1) 事業の種類

大阪府環境影響評価条例別表6の項に掲げる一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の事業

(2) 事業の規模

焼却施設の処理能力の合計 1日当たり 220 トン

焼却施設以外のごみ処理施設の処理能力の合計 1日当たり 784.8 トン

(3) 事業の実施場所

大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目5番46号（図I-1-1-1～2）

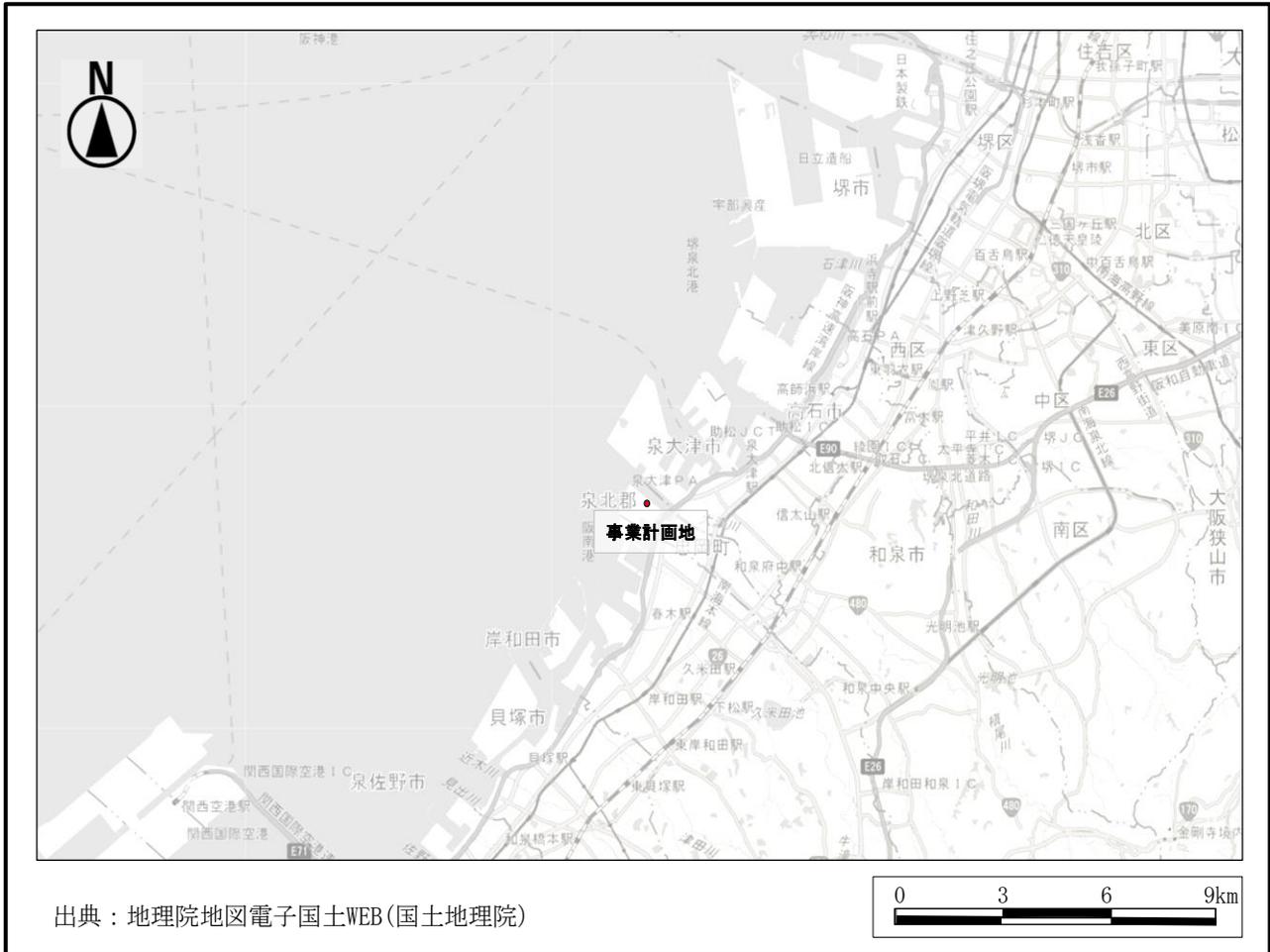


図 I - 1 - 1 事業の実施場所（広域図）

（方法書から引用）



図 I-1-2 事業の実施場所(狭域図)

(方法書から引用)

(4) 施設計画

事業計画地内における施設の配置計画を図 I-1-3 のとおりとしている。

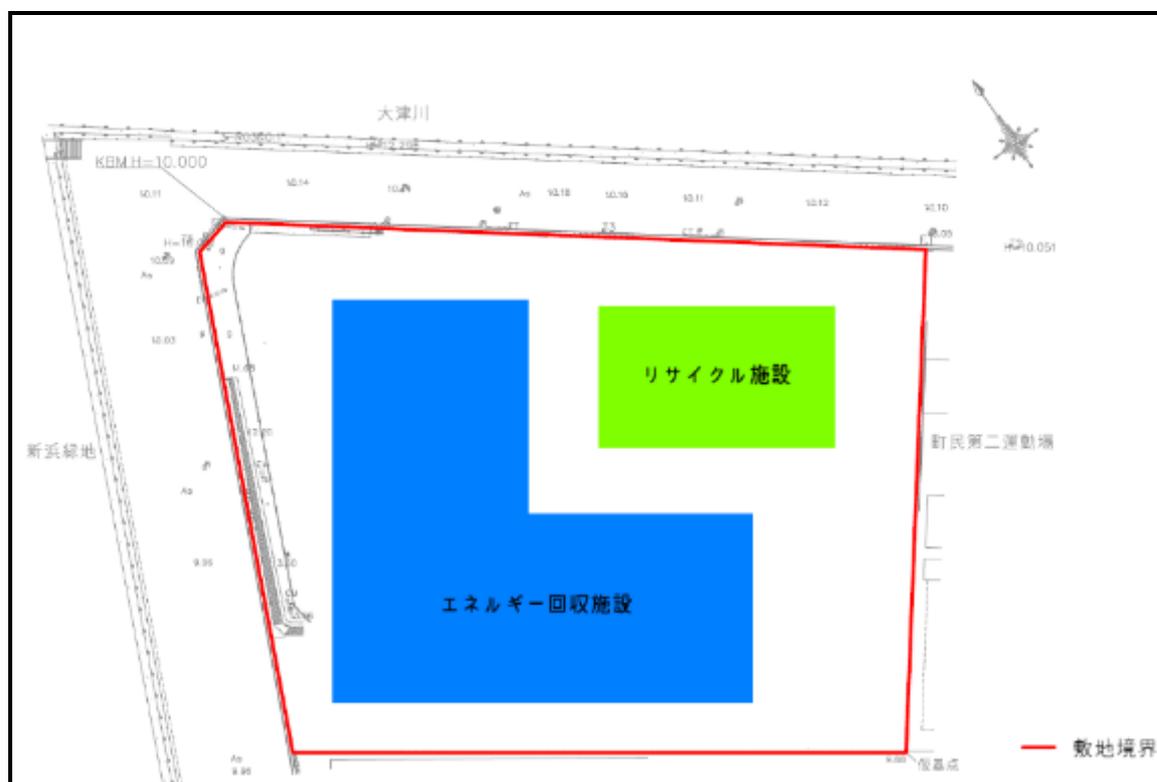


図 I-1-3 施設配置計画図 (案)

(方法書から引用)

(ア) エネルギー回収施設（焼却施設）

エネルギー回収施設（焼却施設）の概要は表 I-1-1、処理フローは図 I-1-4 に示すとおりであり、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため詳細設計により変更する可能性があるとしている。

表 I-1-1 エネルギー回収施設（焼却施設）の概要

項 目		概 要
炉形式		ストーカ炉
処理能力		220t/日×1 炉
処理する廃棄物の種類		<p>【一般廃棄物】 可燃ごみ</p> <p>【産業廃棄物】 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</p>
発電電力		4,950 kW
運転条件	稼働時間	24 時間/日
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年
燃焼温度		850℃以上
滞留時間		2 秒以上
排気筒	高さ	50m
	頂部径	1.188m
排ガス温度(煙突出口)		約 170℃
排ガス量	湿り	約 69,000N m ³ /時
	乾き	約 56,000N m ³ /時
	酸素濃度	約 9.5% (乾き)
排ガス濃度 (O ₂ 12%換算)	ばいじん	0.04g/N m ³ 以下
	窒素酸化物	250ppm 以下
	硫黄酸化物	114ppm 以下
	塩化水素	430ppm 以下
	一酸化炭素	100ppm 以下
	水 銀	30μg/N m ³ 以下
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/N m ³ 以下
燃えがら	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下
ばいじん	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

(方法書から引用)

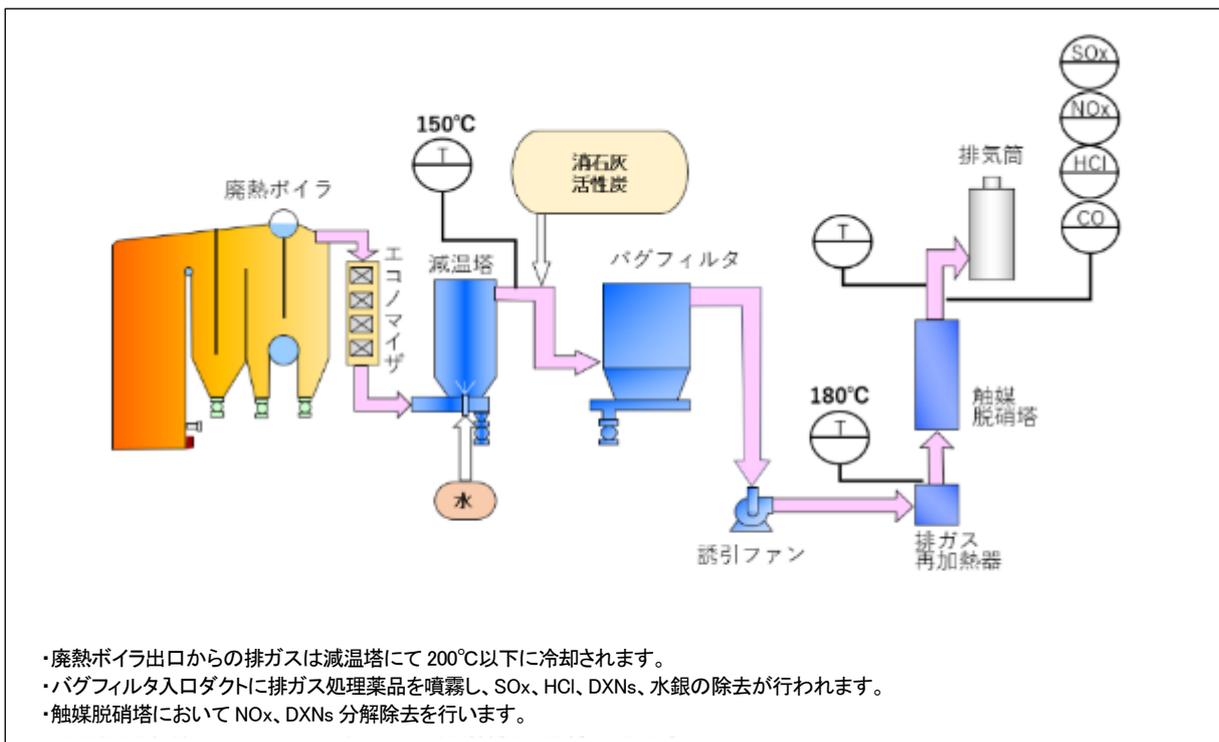
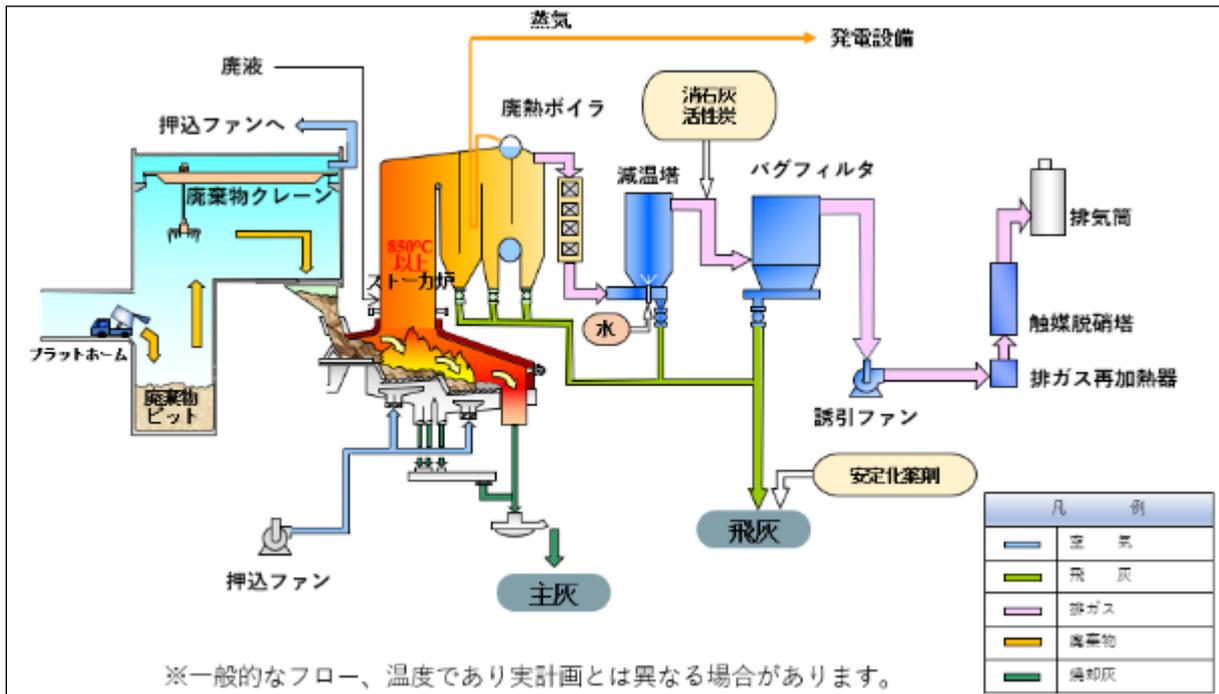


図 I-1-4 エネルギー回収施設（焼却施設）の処理フロー図

(方法書から引用)

(イ) リサイクル施設（破碎選別施設）

リサイクル施設（破碎選別施設）の概要は表 I-1-2、処理フローは図 I-1-5 に示すとおりであり、施設概要については、現段階の設計値（暫定）であるため詳細設計により変更する可能性があるとしている。

表 I-1-2 リサイクル施設（破碎選別施設）の概要

項 目		概 要
処理形式		二軸破碎式
処理能力		784.8t/日 [※] ×1基 (平均処理量 50t/日) ※比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破碎機の処理能力を設定
処理する廃棄物の種類		【一般廃棄物】 粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ ※資源ごみは予め選別の上、別途取り扱う 【産業廃棄物】 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
運転条件	稼働時間	9 時間/日 (8:00~17:00)
	稼働日数	300 日/年
	点検頻度	定期検査 2 回/年

(方法書から引用)

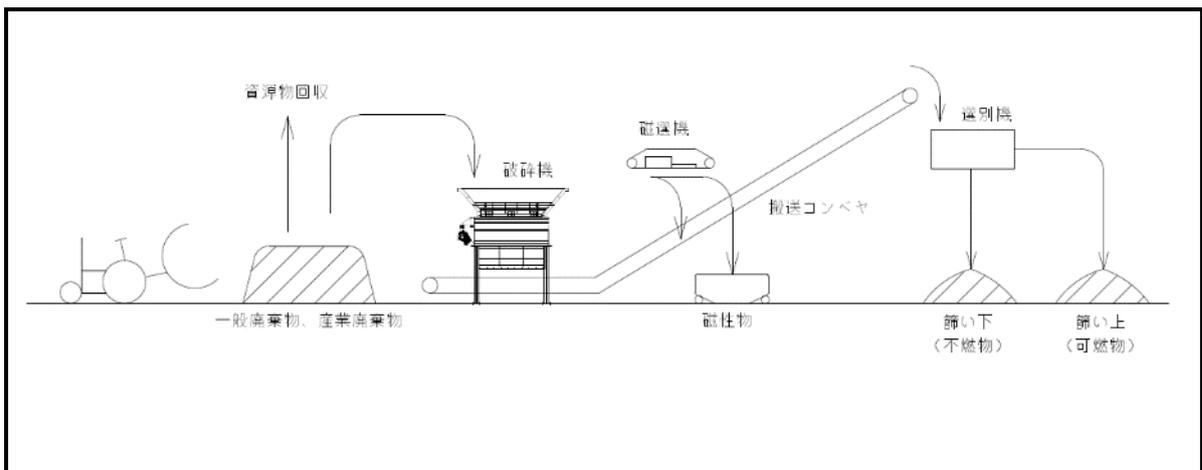


図 I-1-5 リサイクル施設（破碎選別施設）の処理フロー図

(方法書から引用)

(5) 処理する廃棄物の種類

処理する廃棄物の種類は、表 I-1-3 に示すとおりであるとしている。

表 I-1-3 処理する廃棄物の種類

施 設	取扱う廃棄物の種類
エネルギー回収施設 (焼却施設)	<p>【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する可燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む)</p> <p>【産業廃棄物】 1. 汚泥 2. 廃油 3. 廃酸 4. 廃アルカリ 5. 廃プラスチック類 6. 紙くず 7. 木くず 8. 繊維くず 9. 動植物性残さ 10. ゴムくず 11. 金属くず 12. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 13. がれき類 ※金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、その他の品目に混入して処分することが必要であるものに限る。 ※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>
リサイクル施設 (破碎選別施設)	<p>【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む)</p> <p>【産業廃棄物】 1. 廃プラスチック類 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. ゴムくず 6. 金属くず 7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 8. がれき類 ※廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>

(方法書から引用)

(6) 給水計画

給水計画は表 I-1-4、給排水フロー図は図 I-1-6 に示すとおりであり、上水道を利用している。なお、生活排水は下水道へ排水し、プラント排水は炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排出はないとしている。

表 I-1-4 給水計画

用途	給水量
エネルギー回収施設（焼却施設）等	148t/日
事務所（生活用水）	2t/日
合計	150t/日

（方法書から引用）

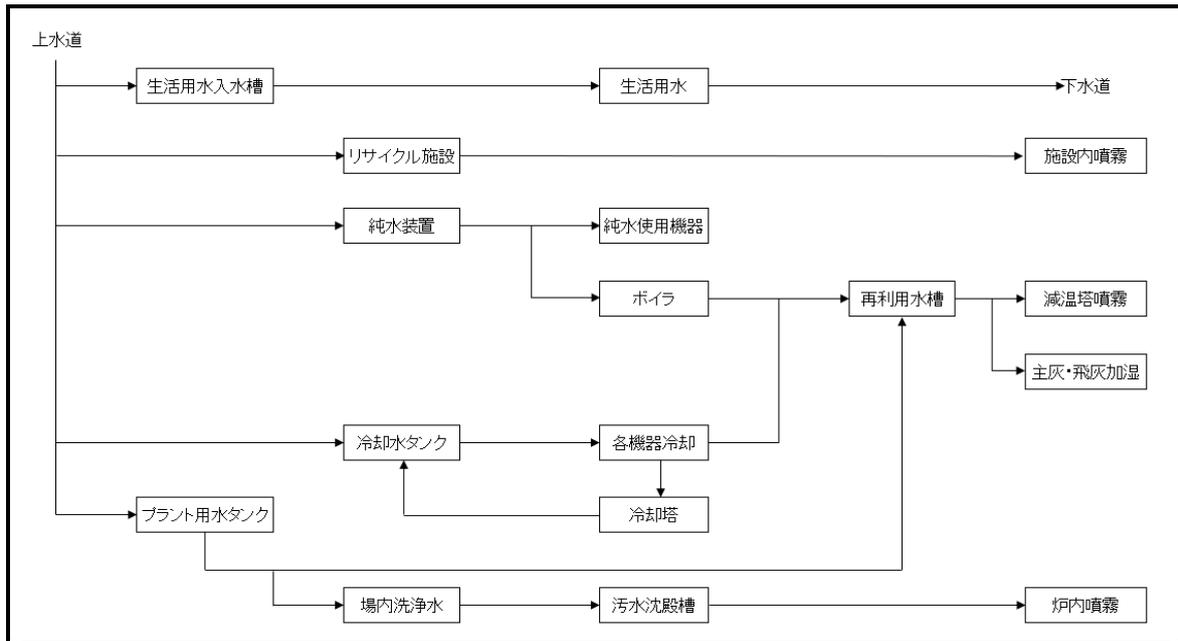


図 I-1-6 給排水フロー図

（方法書から引用）

1-5 事業関連車両運行計画

施設の供用に伴い運行する車両の台数は表 I-1-5 のとおり、車両の時間帯別台数は表 I-1-6 に示すとおりとしている。

供用後に新たに発生する車両は、産業廃棄物の運搬車両や薬剤（消石灰、活性炭等）の運搬、従業員の通勤等の施設の維持管理に必要な車両となり、一般廃棄物の運搬車両と合わせた車両（以下、「廃棄物運搬車両等」という。）の台数は、最大時で大型車 70 台/日・往復、小型車 188 台/日・往復を想定しているとしている。

一般廃棄物の運搬車両の台数は、現状の実績を参考に、供用開始時 86 台/日・往復と想定しているとしている。

表 I-1-5 施設の供用に伴い運行する車両の台数（廃棄物運搬車両等）

(単位：台/日・往復)

用途	廃棄物運搬車両		通勤車両
	大型車	小型車	
車種	25t車・10t車	4t車・2t車	乗用車
一般廃棄物 搬入出車両	0	86	50
産業廃棄物 搬入車両	54	42	
産業廃棄物 搬出車両	16	10	
小計	70	52	
	122		
合計	70	188 (一般廃棄物運搬車両以外は102)	
	258		

(方法書から引用)

表 I-1-6 施設の供用に伴い運行する車両の時間帯別台数（廃棄物運搬車両等）

(単位：台/日・片道)

	時間帯												計
	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	
産業廃棄物 運搬車両	0	6	6	6	5	3	5	6	6	6	6	6	61
一般廃棄物 運搬車両	4	4	7	10	6	1	4	4	3	0	0	0	43

(方法書から引用)

施設の供用に伴い発生する車両の走行ルート別の台数は、表 I-1-7 及び図 I-1-7 のとおりとしている。

大型車両は阪神高速 4 号湾岸線、小型車両は府道 29 号（大阪臨海線）を使用している。一般廃棄物の運搬は、現在と同様に主に忠岡町内の街路を走行している。

表 I-1-7 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート別の台数（産業廃棄物運搬車両）

(単位：台/日・往復)

廃棄物運搬車両等			大型車	小型車	合計
主要道路名・走行ルート					
阪神高速道路 4 号 (湾岸線)	北部方面	ルート①	54	-	54
	南部方面	ルート②	16	-	16
府道 29 号 (大阪臨海線)	北部方面	ルート③	-	74	74
	南部方面	ルート④	-	28	28
合計			70	102	172

(方法書から引用)

(単位：台/日・往復)

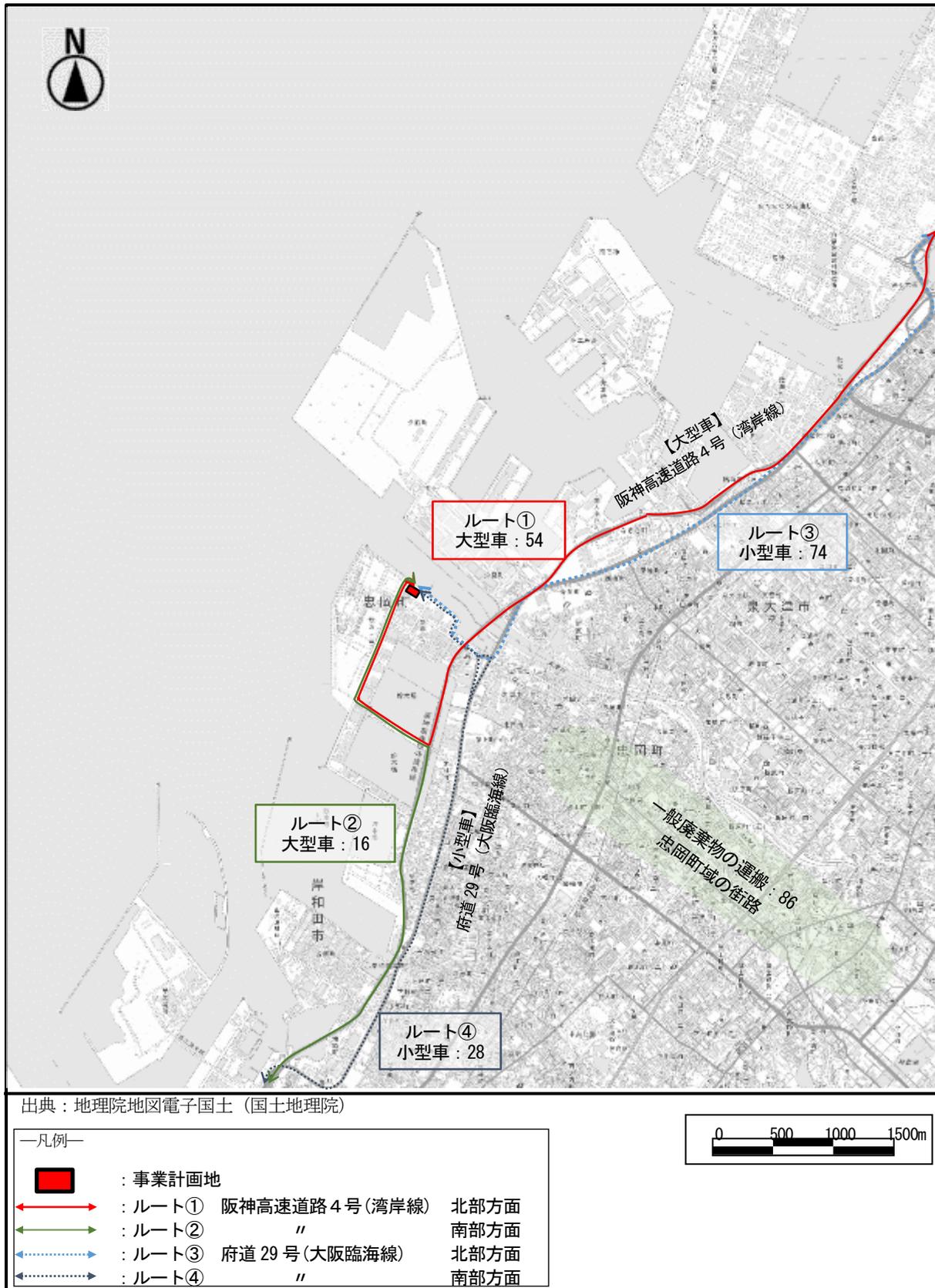


図 I-1-7 施設の供用に伴い運行する車両の走行ルート

(方法書から引用)

1-6 工事計画

工事工程の概略は、表 I-1-8 に示すとおりであり、旧クリーンセンターの解体工事は、約 12 ヶ月の工期を計画しており、その後の新規焼却施設建設工事の工期は約 21 ヶ月を計画している。

建設機械等の一日当たり使用台数について、旧クリーンセンター解体工事は工事 10 か月目が最大であり、建設機械が 15 台、工事車両が 13 台、通勤車両が 20 台の合計 48 台の計画としている。新規焼却施設建設工事は工事 9 か月目が最大であり、建設機械が 8 台、工事車両が 31 台、通勤車両が 30 台の合計 69 台の計画としている。

表 I-1-8 (1) 概略工事工程表(旧クリーンセンター解体工事)

月次 工種		1 年目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解体工事	仮設工事	■	■										
	プラント搬出撤去			■	■	■	■	■					
	建屋解体						■	■	■	■	■	■	
	杭撤去 整地										■	■	■

(方法書から引用)

表 I-1-8 (2) 概略工事工程表(エネルギー回収施設建設工事)

月次 工種		1 年目												2 年目								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
建設工事	仮設工事	■	■																			
	杭工事		■																			
	基礎工事			■	■																	
	躯体工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	プラント工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(方法書から引用)

2 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性、本事業計画地の位置を考慮し、煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、図 I-2-1 のとおり事業計画地から半径約 3.0 km の範囲に該当する忠岡町、泉大津市及び岸和田市としたとしている。

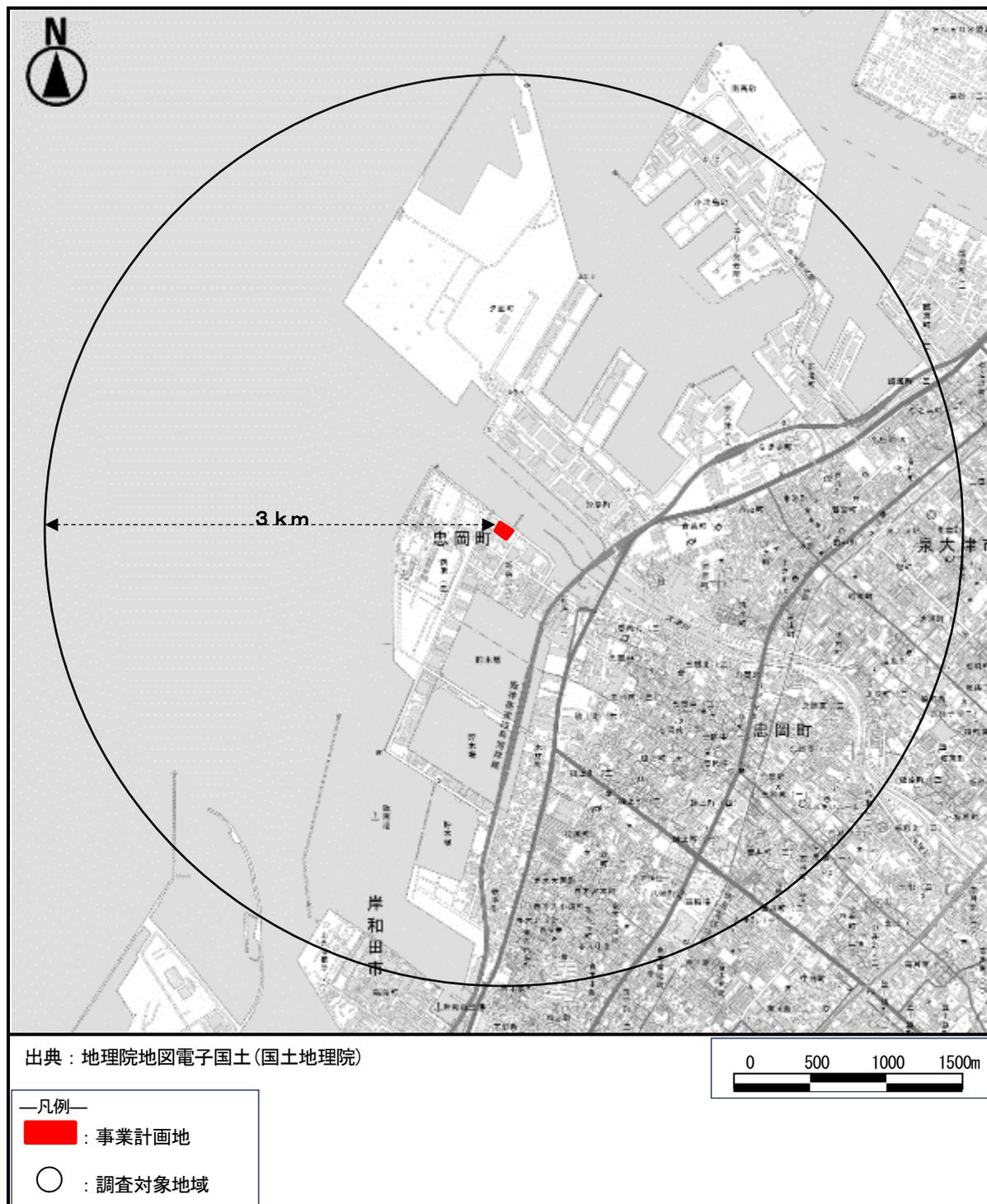


図 I-2-1 調査対象地域(詳細)

(方法書から引用)

3 環境影響要因及び環境影響評価の項目

環境影響要因及び環境影響評価項目を表 I-3-1 のとおり選定している。

表 I-3-1 (1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設等の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		大気質					
浮遊粒子状物質	○		○	○	○		
二酸化窒素	○		○	○	○		
ダイオキシン類	○						
その他	塩化水素			○			
	水銀			○			
	粉じん			○		○	

※工事については、建設工事のほか旧クリーンセンターの解体撤去を含む。

(方法書から引用)

表 I-3-1(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容					
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施		
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行	○：選定する理由 ▲：選定しない理由
水質、底質	生活環境項目(SS)					▲焼却施設は、炉内噴霧処理等によるクローズドシステムとするため、場外への排水はない。 工事中は、工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道（雨水幹線）へ排除する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えてpH調整等を行う。 事務所からの生活排水については下水道（汚水幹線）へ排除する。 これらのことから、水質、底質に影響を与えることはないと考えられる。	
	健康項目						
	特殊項目						
	その他						
地下水	生活環境項目					▲施設の稼働及び建設工事の実施に伴い、地下への浸透防止対策を行うため、地下水汚染の原因となる有害物質が地下浸透することはないと考えられる。	
	健康項目						
	その他						
騒音	騒音		○	○	○	○	○施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴い騒音・振動の発生が考えられる。 ○施設の建設工事及び工事車両の走行に伴い、騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動		○	○	○	○	
低周波音	低周波音		○				○施設の稼働に伴い、低周波音の発生が考えられる。
悪臭	悪臭		○				○施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下						▲本事業の実施により、地下水の採取などなく地盤沈下に繋がることはないと考えられる。
土壌汚染	土壌汚染				○		○旧グリーンセンターの施設解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられる。
日照阻害	日照阻害						▲施設等の存在により日照の影響が及ぶ可能性のある住居は周辺に存在しない。
電波障害	電波障害						▲施設等の存在により、周辺地域の電波受信に影響を及ぼすような構造物の設置はない。
気象	風向・風速						▲本事業の実施により、気象に影響を及ぼすような地形改変及び高層構造物の設置はない。
	気温						
地象	地形、地質、土質						▲本事業の実施により、地象に影響を及ぼすような土地改変はないと考えられる。
水象	河川水象						▲本事業の実施により、水象に影響を及ぼすような行為はない。
	湖沼水象						
	海域水象						

(方法書から引用)

表 I-3-1(3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境要素		環境影響要因の内容				○：選定する理由 ▲：選定しない理由
		施設等の存在	施設の供用		工事の実施	
大項目	小項目		施設の稼働	車両の走行	施設の建設工事	工事車両の走行
陸域生態系	陸生動物					▲事業計画地は既に旧クリーンセンターとして利用されていた土地であり、本事業の実施により、陸域生態系及び海域生態系へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	陸生植物					
	淡水生物					
	陸域生態系					
海域生態系	海域生物					
	海域生態系					
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられる。
景観	自然景観					▲事業計画地周辺には、考慮すべき自然景観、歴史的・文化的景観は存在しない。 ○施設の存在により、都市景観の変化が考えられる。
	歴史的・文化的景観					
	都市景観	○				
文化財	有形文化財等					▲事業計画地は埋立地であり、本事業の実施により、有形文化財、埋蔵文化財等へ影響を及ぼすことはないと考えられる。
	埋蔵文化財					
廃棄物、発生土	一般廃棄物		○		○	○施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられる。 ○旧クリーンセンターの解体撤去や施設の建設工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられる。
	産業廃棄物		○		○	
	発生土				○	
地球環境	温室効果ガス		○	○	○	○施設の供用及び工事の実施に伴う温室効果ガスの発生が考えられる。 ▲本事業の実施による、オゾン層破壊物質(フロン等)の搬出入はなく、また設備機器にも含まれない。
	オゾン層破壊物質					
気候変動適応等	洪水・内水氾濫					○高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられる。 ▲事業計画地は、洪水・内水氾濫、土砂災害による影響を受けることはない。 ▲本事業の実施により、事業計画地周辺における暑熱の状況に影響を及ぼすことはないと考えられる。
	高潮・高波		○			
	土砂災害					
	暑熱					
	地震		○			
	津波		○			

(方法書から引用)

4 現況調査

選定した各評価項目について、現況調査を表 I-4-1 のとおり実施するとしている。

表 I-4-1(1) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
大気質					
既存資料調査	大気汚染物質の濃度及び気象の状況	事業計画地周辺の一般環境局(岸和田中央公園局、泉大津市役所局等)及び自動車排ガス測定局(天の川下水ポンプ場)	過去5年程度	・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果(年報)」(大阪府)	事業計画地周辺における環境濃度を把握するため、既存の公設測定局のデータ収集を行う。
現地調査					
気象					
現地調査	地上気象	事業計画地内 (図 I-4-1(1)参照)	通年観測(1時間値)	「地上気象観測指針」(気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル」(環境省)に基づく測定方法*	大気質の現況把握及び影響予測を行う上で必要なデータを取得するため、事業計画地内にて地上気象データを取得する。
	上層気象	事業計画地周辺2地点 (図 I-4-1(1)参照)	4季(7日間/季)	「高層気象観測指針」(気象庁)に基づく測定方法	大気質の影響予測(高濃度出現条件)に必要なデータを取得するため、臨海側と内陸側の2箇所にて上層気象データを取得する。

※地上気象の現地調査のうち、風向・風速の観測は、事業計画地内の既存施設煙突頭頂部(地上55m)で通年観測を行う。

(方法書から引用)

表 I-4-1(2) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
大気質				
大気汚染物質(一般環境大気質)				
二酸化硫黄	事業計画地周辺 3 地点 (図 I-4-1(1)参照)	4 季(2 週間/季、1 時間値)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠	大気質の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、事業計画地が位置する忠岡町域の 2 地点(町民いこいの広場及び忠岡町民運動場)と施設の稼働時の煙突排ガスの着地濃度が高くなると想定される地点付近の計 3 地点を選定して実施する。
浮遊粒子状物質	事業計画地周辺 3 地点 (図 I-4-1(1)参照)		「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に基づく測定方法に準拠し、JIS B 7954「β線吸収法」により連続測定する方法	
窒素酸化物 (NO、NO ₂)	事業計画地周辺 3 地点 (図 I-4-1(1)参照)		「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に基づく測定方法に準拠	
ダイオキシン類	事業計画地周辺 5 地点 (図 I-4-1(1)参照)	4 季(2 週間/季、1 週間値)	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠	大気質の影響予測に必要なバックグラウンド濃度を把握するため、上記 3 地点に加えて事業計画地が位置する忠岡町に隣接する泉大津市及び岸和田市の大気環境を代表する地点として泉大津市役所局及び岸和田中央公園局の計 5 地点を選定して実施する。
塩化水素	事業計画地周辺 5 地点 (図 I-4-1(1)参照)		「大気汚染物質測定法指針」(環境庁)に準拠	
水銀	事業計画地周辺 5 地点 (図 I-4-1(1)参照)		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境庁)に準拠	
自動車交通量	事業計画地周辺 2 地点 (図 I-4-1(1)参照)	平日・休日各 1 日 (24 時間連続)	・車種別・方向別交通量を数取器(カウンター)による計測 ・道路構造(車線数、幅員、傾斜等)の把握	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートでの現況の自動車交通量の把握及び予測に必要なデータ収集を目的として実施する。交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各 1 日実施する。

(方法書から引用)

表 I-4-1 (3) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
騒音					
既存資料調査	騒音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) 	環境騒音、道路交通騒音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	騒音レベル(L_{A5})	事業計画地敷地境界2地点 (図 I-4-1 (2) 参照)	平日・休日各1日 (4時間帯)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)及び「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、農林水産省、通産省、運輸省告示第1号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8731により測定	事業計画地における騒音の現況を把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各1日実施する。
現地調査	道路交通騒音レベル(L_{Aeq})	道路沿道2地点 (図 I-4-1 (2) 参照)	平日・休日各1日 (24時間連続)	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける騒音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各1日実施する。	

(方法書から引用)

表 I-4-1(4) 現況調査の手法

現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
振動					
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 ・用途地域指定状況 ・法令による基準等 	事業計画地周辺	最新の年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境騒音モニタリング調査報告書」(大阪府) ・「大阪府環境白書」(大阪府) ・「忠岡町都市計画図」(忠岡町) ・「岸和田市都市計画マップ」(岸和田市) ・「都市計画図」(泉大津市) 	一般環境中の振動、道路交通振動の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	振動レベル (L_{10})	事業計画地敷地境界 2地点 (図 I-4-1 (2)参照)	平日・休日各1日 (4時間帯)	「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に基づく測定方法に準拠、JIS Z 8735により測定	事業計画地における振動の現況を把握するため、調査を行う。 平日と休日の振動レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各1日実施する。
	道路交通振動レベル (L_{10})	道路沿道2地点 (図 I-4-1 (2)参照)	平日・休日各1日 (24時間連続)		廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける振動の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。 平日と休日の騒音レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各1日実施する。
低周波音					
既存資料調査	低周波音の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)	低周波音の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	低周波音圧レベル (L_{Geq} , L_{Eq})	事業計画地敷地境界2地点 (図 I-4-1 (2)参照)	平日・休日各1日 (4時間帯)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁)に準拠	廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行ルートにおける低周波音の現況把握及び影響予測に必要なバックグラウンドを把握するため、調査を行う。 平日と休日の低周波音圧レベルの変化を把握するため、平日及び休日の各1日実施する。

(方法書から引用)

表 I-4-1(5) 現況調査の手法

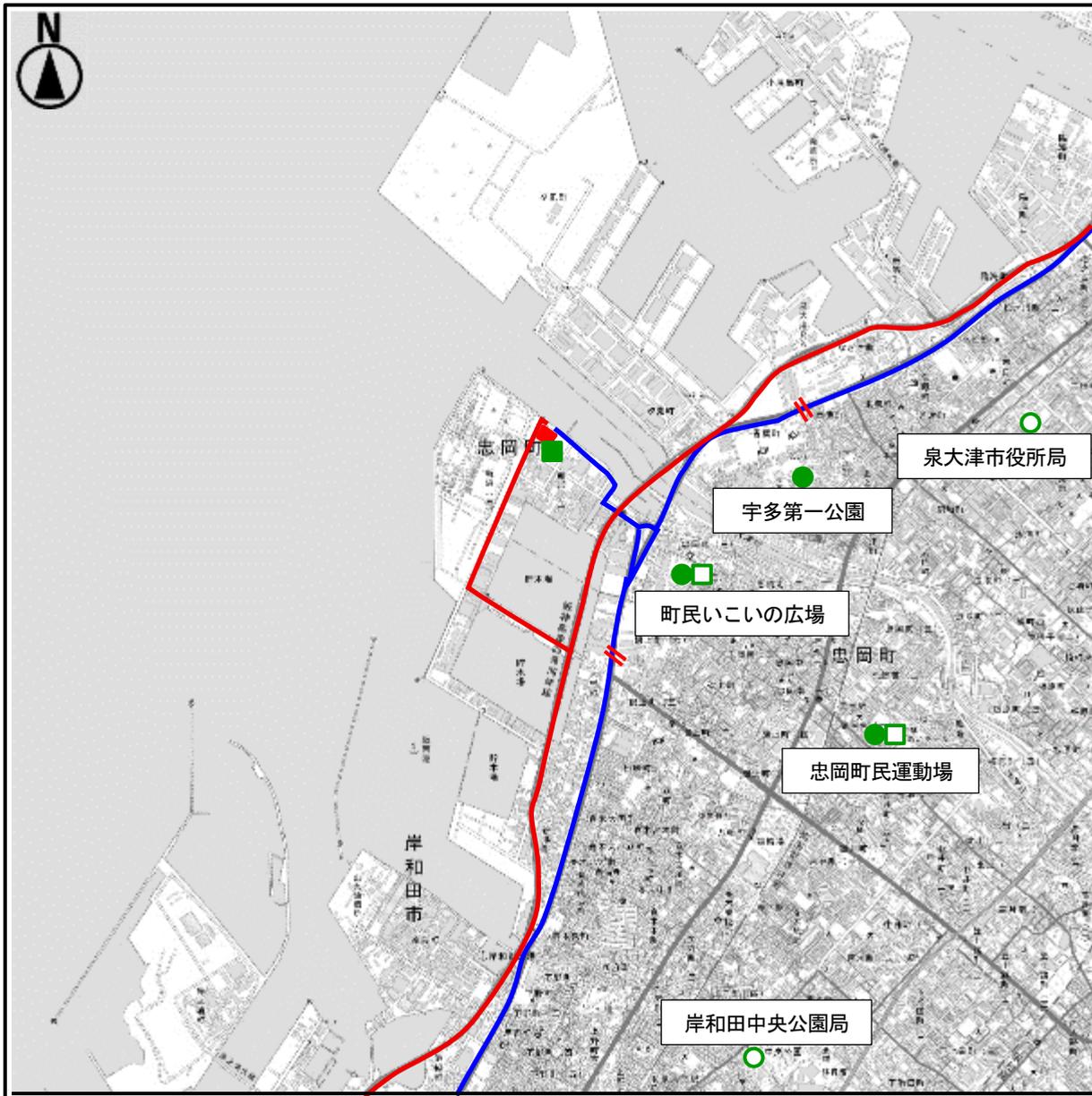
現況調査項目		調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由
悪臭					
既存資料調査	悪臭の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	悪臭の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	・事業計画地敷地境界2地点 ・類似施設2点 (図 I-4-1(3)参照)	夏季(1回/日)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環告第9号)及び「臭気指数の算定の方法」(平成7年環告第63号)に準拠	悪臭の現況を把握するため、事業計画地敷地境界2地点(風上・風下)で調査を行う。 また、影響予測のため、類似施設2施設において調査を行う。
土壌汚染					
既存資料調査	土壌の状況	事業計画地周辺	最新の年度	「泉大津の環境」(泉大津市)及び「岸和田市環境白書」(岸和田市)等	土壌の状況を把握するため、既存データの収集を行う。
	土壌調査の状況	事業計画地	旧クリーンセンター停止後に忠岡町が行った土壌調査の結果を入手する。		忠岡町が実施した事業計画地における土壌調査の結果を用いて、施設の建設工事の実施による土壌汚染への影響予測の資料とする。
人と自然との触れ合いの活動の場					
既存資料調査	活動の場の所在	事業計画地周辺	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の情報を把握するため、既存資料の収集を行う。
現地調査	活動の場の利用状況	事業計画地周辺及び運搬経路周辺 (図 I-4-1(4)参照)	秋季の平日・休日各1日(昼間)	現地踏査による、活動の場の利用人数のカウント及び聞き取り調査	活動の場の利用状況(利用人数や利用形態)を把握するため、利用者が多いと考えられる秋季を行う。また、交通量の変化を勘案し、平日及び休日の各1日実施する。

(方法書から引用)

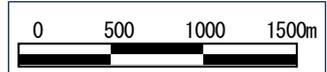
表 I-4-1(6) 現況調査の手法

現況調査項目	調査地域	調査時期・頻度	調査方法 (既存資料名)	調査方法 選定理由	
景観					
既存資料調査	景観の状況	事業計画地周辺の主要な眺望地点	最新の年度	忠岡町、泉大津市及び岸和田市ホームページ等	事業計画地周辺の眺望地点の状況を把握するため既存資料の収集を行う。
現地調査	都市景観	事業計画地周辺概ね3km以内(10地点程度) (図I-4-1(4)参照)	落葉期・繁茂期各1日	写真撮影	視覚的に施設完成後の変化の把握をするため近景・中景の代表的な眺望地点の中から調査を行い、予測地点を選定する。
廃棄物、発生土					
既存資料調査	事業計画地周辺における廃棄物の状況	事業計画地周辺	最新の年度	大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(大阪府)等	事業計画地周辺の廃棄物の発生状況及びリサイクル状況を把握するため、既存資料の収集を行う。
地球環境					
既存資料調査	温室効果ガス削減への取り組み等	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府環境白書」(大阪府)等	事業計画地周辺における温室効果ガスの削減状況を把握するため既存資料の収集を行う。
気候変動適応等					
既存資料調査	高潮・高波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「大阪府高潮浸水想定区域図」(大阪府)及び「忠岡町高潮ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における高潮・高波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	大規模地震による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町地震ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における大規模地震による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。
	津波による被害想定	事業計画地周辺	最新の年度	「忠岡町津波ハザードマップ」(忠岡町)等	事業計画地周辺における津波による被害想定を把握するため既存資料の収集を行う。

(方法書から引用)



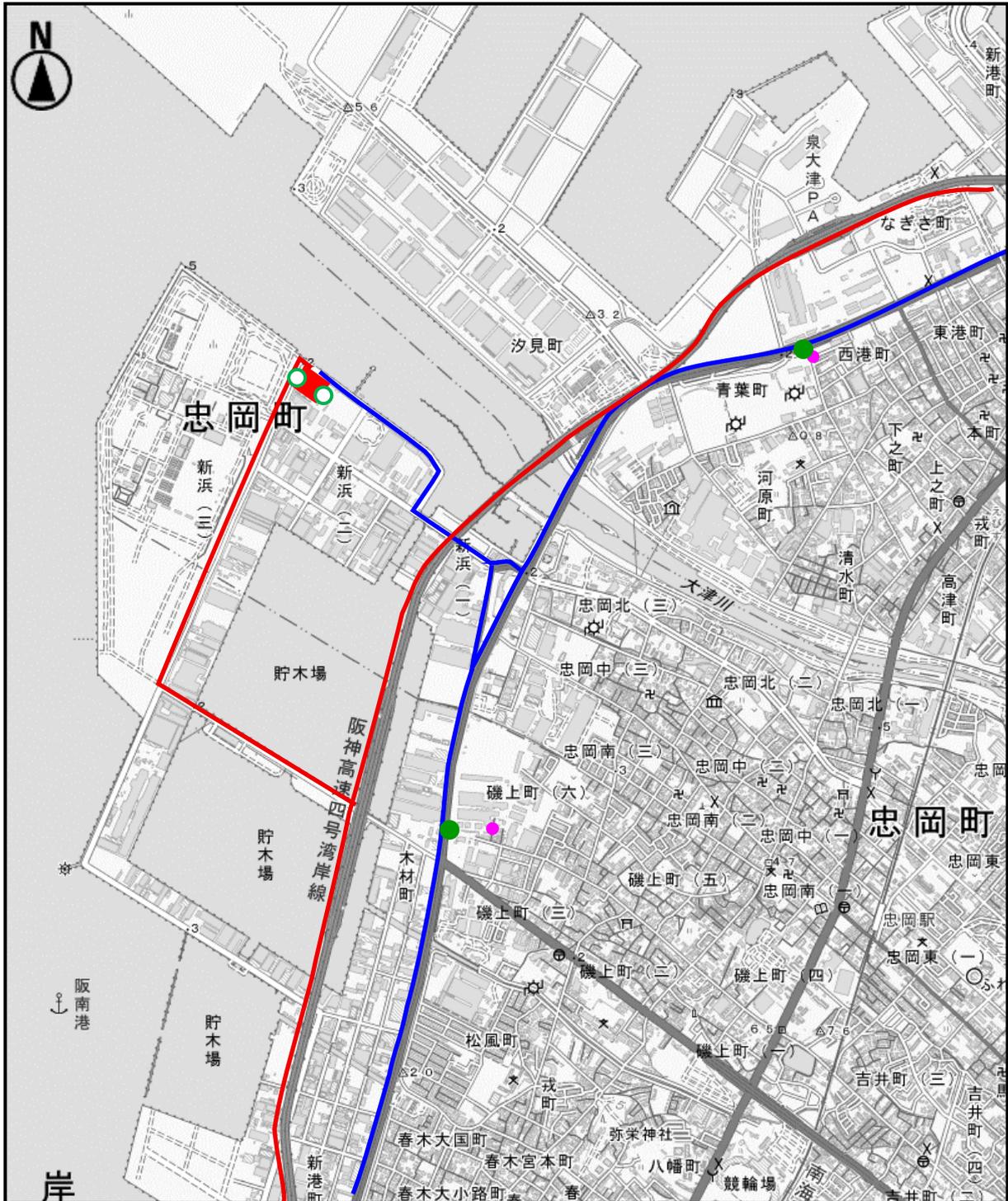
出典：地理院地図電子国土(国土地理院)



- 凡例—
- : 事業計画地
 - : 大型車搬入出ルート
 - : 小型車搬入出ルート
 - : 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
 - : ダイオキシン類、塩化水素、水銀(4季)
 - : 地上気象：風向・風速、日射量・放射収支量、気温・湿度(通年)
 - : 上層気象：風向・風速、気温(4季)
 - // : 自動車交通量

図 I-4-1(1) 調査位置(大気質、気象、自動車交通量)

(方法書から引用)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

- 凡例—
- : 事業計画地
 - : 大型車搬入出力ルート
 - : 小型車搬入出力ルート
 - : 住居等の保全物件
 - : 敷地境界騒音・振動・低周波音調査地点
 - : 道路交通騒音・振動調査地点

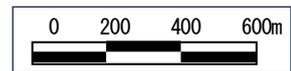


図 I-4-1 (2) 調査位置(騒音・振動・低周波音)

(方法書から引用)



図 I-4-1 (3) 調査位置(悪臭)

(方法書から引用)



出典：地理院地図電子国土(国土地理院)

—凡例—

- ：事業計画地
- ：大型車搬入出ルート
- ：小型車搬入出ルート
- ：近景範囲(500m)
- ：中景範囲(3km)
- ：景観調査地点
- ：人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



注 1) 景観は、上記の地点で予備調査を行い、代表的な眺望地点で落葉期・繁茂期の各 1 日調査を実施。

注 2) 人と自然との触れ合いの活動の場は、予備調査を令和 7 年 3 月 15 日(土)に行い、事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場として代表的な新浜緑地、泉大津マリーナ及びなぎさ公園を選定した。

図 I-4-1(4) 調査位置(人と自然との触れ合いの活動の場、景観)

(方法書から引用)

5 予測の手法

選定した各評価項目について、施設の存在及び供用時についての予測を表 I-5-1 のとおり、工事の実施についての予測を表 I-5-2 のとおり行うとしている。

表 I-5-1 (1) 予測の手法 (施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
煙突排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素	年平均濃度 1時間濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	煙突排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺(事業計画地より半径3kmの範囲)	事業活動が定常状態となる時期
	水銀、ダイオキシン類	年平均濃度				
施設の稼働に伴う粉じん	施設からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	事業計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	事業活動が定常状態となる時期	
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点 (図 I-4-1 (2) 道路交通騒音・振動調査地点参照)	事業活動が定常状態となる時期	
騒音						
施設の稼働に伴う騒音	騒音レベル (L_{A5})	「環境アセスメントの技術」(平成11年、(社)環境情報科学センター)に示された建物内での騒音伝搬理論計算式、屋外での騒音伝搬理論計算式による数値計算	施設騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Mo De1 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点 (図 I-4-1 (2) 参照)	事業活動が定常状態となる時期	
振動						
施設の稼働に伴う振動	振動レベル (L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期	
廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動	振動レベル (L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	廃棄物運搬車両等の通行経路沿道2地点 (図 I-4-1 (2) 参照)	事業活動が定常状態となる時期	

(方法書から引用)

表 I-5-1 (2) 予測の手法(施設の存在・供用時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期
低周波音					
施設の稼働に伴う低周波音圧レベル	低周波音圧レベル(L_{Geq} および L_{eq})	低周波音の伝搬理論計算式	工場低周波音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
悪臭					
施設の稼働に伴う悪臭の漏洩	悪臭の程度	事業計画に加えて、事業計画地敷地境界2地点および類似施設2地点での現地調査結果による定性的予測	現状調査結果を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期
煙突からの悪臭物質の排出	特定悪臭物質及び臭気指数	「悪臭防止法施行規則」に準拠した式による計算	悪臭の予測に広く用いられている手法を採用する。		
人と自然との触れ合いの活動の場					
廃棄物運搬車両等の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺(図 I-4-1(4)参照)	事業活動が定常状態となる時期
景観					
施設の存在に伴う都市景観	代表的な眺望地点からの眺望の変化	フォトモンタージュによる定性的予測	視覚的にその変化を把握しやすい手法とする。	事業計画地周辺	施設の完成時
廃棄物・発生土					
施設の稼働に伴い発生する廃棄物	廃棄物の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	既存類似例等を参考に、原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
地球環境					
施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	既存類似例等を考慮し、事業計画及び原単位により予測する方法	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位等による計算	事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期
気候変動適応等					
高潮・高波、地震又は津波に起因する化学物質の漏洩	発生リスクの程度	事業計画により予測する方法	事業計画を踏まえた定性的な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	事業活動が定常状態となる時期

(方法書から引用)

表 I-5-2(1) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
大気質						
既存施設解体工事	粉じん(ダイオキシン類)	解体工事からの粉じんの程度	既存類似例による定性的予測	工事計画、環境保全対策を踏まえた定性的な手法とする。	事業計画地周辺	旧クリーンセンターの焼却施設を撤去する時期
造成等の工事	粉じん	造成裸地からの粉じん	風向・風速の調査結果に基づき地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討	造成裸地からの粉じんの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間中において出現する裸地の面積が最大となる時期
建設機械排出ガス	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年)に基づく拡散モデルを基本とした数値計算	建設機械等排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地周辺	工事期間のうち、建設機械の稼働が最大となる時期
車両排出ガス	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	年平均濃度	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成25年3月)に基づく予測式による数値計算	車両の排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図I-4-1(2)道路交通騒音・振動調査地点参照)	工事車両の影響が最大となる時期
騒音						
建設作業騒音	騒音レベル(L_{A5})	日本音響学会提案式(ASJ CN-Model 2007)による計算	建設機械騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期	
工事車両の走行に伴う道路交通騒音	等価騒音レベル(L_{Aeq})	日本音響学会提案式(ASJ RTN-Model 2023)による計算	道路交通騒音の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図I-4-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
振動						
建設作業振動	振動レベル(L_{10})	振動の伝搬理論計算式による数値計算	施設振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地の敷地境界	工事による影響が最大となる時期	
工事車両の走行に伴う道路交通振動	振動レベル(L_{10})	建設省土木研究所提案式(修正式)による計算	道路交通振動の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	工事車両の通行経路沿道2地点(図I-4-1(2)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	

(方法書から引用)

表 I-5-2(2) 予測の手法(工事の実施時)

予測項目	予測事項	予測方法	選定理由	予測地域	予測時期	
土壌汚染						
土壌汚染	土壌の移動による影響	現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測	土壌の影響予測に広く用いられている手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	
人と自然との触れ合いの活動の場						
工事車両の走行による利用環境の変化	変化の程度	交通量変化等による予測	車両の走行による影響を把握しやすい手法を採用する。	事業計画地周辺(図 I-4-1(4)参照)	工事車両の影響が最大となる時期	
廃棄物・発生土						
既存施設解体工事	工事の実施に伴い発生する廃棄物・発生土	廃棄物・発生土の種類、発生量、再生利用量、最終処分量	工事計画を基に廃棄物および発生土を定量的に予測	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中
造成等の工事						
地球環境						
建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	工事計画及び原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地	工事期間中	
工事車両の走行に伴い排出される温室効果ガス	温室効果ガスの排出量	車両毎の原単位による計算	工事計画に即して確度の高い予測が可能な手法を採用する。	事業計画地及び周辺	工事期間中	

(方法書から引用)

6 評価の手法

環境項目ごとに設定した「評価の指針」に従って評価を行うとしており、基本的な考え方は次のとおりとしている。

- ① 環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること
- ② 環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと
- ③ 環境関連法令等に定める規制基準等に適合すること

II 検討結果

方法書の内容について、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に照らし、その内容を科学的かつ専門的な視点から精査するとともに、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長である忠岡町長、岸和田市長及び泉大津市長並びに住民等の環境の保全の見地からの意見を勘案し、慎重な検討を行った。

1 全般的事項

(1) 事業計画

ア 事業計画の概要

- ・ 本事業は、忠岡町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結した「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づき、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設（焼却施設）及びリサイクル施設（破碎選別施設）を整備・運営するものであるとしている。
- ・ 一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、エネルギー回収施設において廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としている。

イ 事業計画策定の経緯等

- ・ 忠岡町域から発生する一般廃棄物を昭和61年から処理していた「忠岡町クリーンセンター」（以下「旧クリーンセンター」という。）の老朽化に伴い維持管理コストが増大している状況であり、旧クリーンセンターの運転管理契約が令和5年度末で終了する予定であったことから、忠岡町では令和3年度からごみ処理手法について検討され、令和5年1月の町議会において「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」を締結することについて可決され、忠岡町として公民連携によるごみ処理を進めることとなったとしている。
- ・ また、本事業の事業者である忠岡エコサービス株式会社は、大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社ショウワメンテナンスの共同出資により令和5年3月に設立されたとしている。
- ・ 旧クリーンセンターは令和6年3月末で運転を終了し、忠岡町域から発生する一

一般廃棄物については、令和6年4月より、旧クリーンセンターの敷地内に併設されていた忠岡町し尿処理施設を解体撤去した跡地に設置した「ごみ中継施設」にて受け入れ、積み替え後、三重県伊賀市の大栄環境グループの廃棄物処理施設において処理されているところであるとしている。

ウ 事業計画地の立地

- ・ 本事業の実施場所は、旧クリーンセンターが設置されていた場所（忠岡町新浜2丁目）であり、昭和61年から令和6年3月末まで忠岡町域から発生する一般廃棄物を安定して処理されてきた実績があり、忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれているとしている。
- ・ 廃棄物の搬入出を考えた場合、主要なルートとなる阪神高速4号湾岸線や大阪府道29号（大阪臨海線）から事業計画地までの間に住居等の立地がないことから、運搬車両による環境影響を軽減することができるとしている。

エ 処理する廃棄物の種類

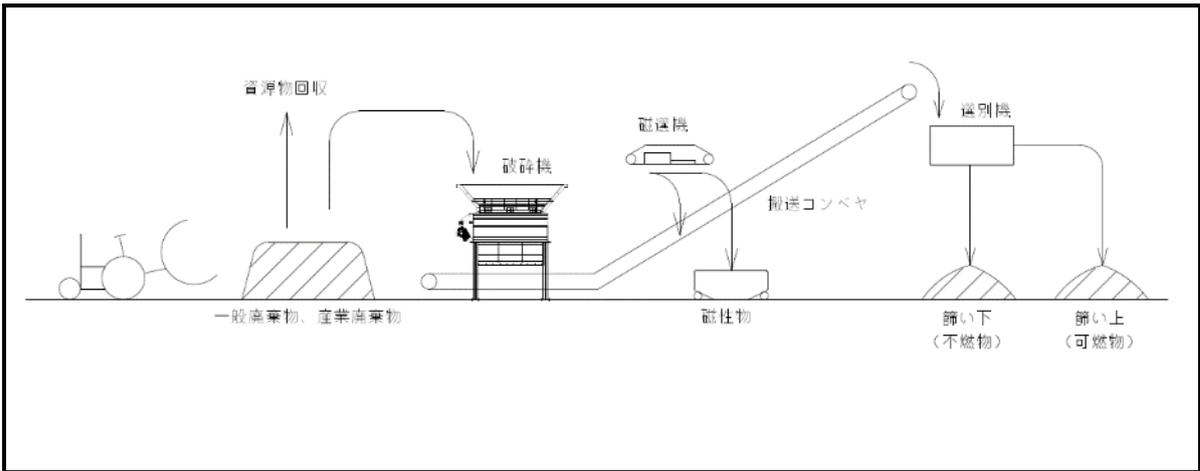
- ・ 地域エネルギーセンターで処理する一般廃棄物は忠岡町域から発生するごみ及び災害時に発生する災害廃棄物とし、産業廃棄物は表Ⅱ-1-1に示す廃棄物とする計画であるとしている。
- ・ 産業廃棄物の受入れにあたっては、受入れ前（排出事業者との商談時）に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、また、許可品目であるかどうか、処理可能物であるかどうかについて、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認を行い、確認の結果、処理可能と判断した場合は、排出事業者との間で処理委託契約を締結するとしている。

表Ⅱ－１－１ 処理する廃棄物の種類

施 設	取扱う廃棄物の種類
エネルギー回収施設 (焼却施設)	<p>【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する可燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む)</p> <p>【産業廃棄物】 1. 汚泥 2. 廃油 3. 廃酸 4. 廃アルカリ 5. 廃プラスチック類 6. 紙くず 7. 木くず 8. 繊維くず 9. 動植物性残さ 10. ゴムくず 11. 金属くず 12. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 13. がれき類 ※金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、その他の品目に混入して処分することが必要であるものに限る。 ※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>
リサイクル施設 (破碎選別施設)	<p>【一般廃棄物】 1. 忠岡町域から発生する粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ (災害時に発生した災害廃棄物を含む)</p> <p>【産業廃棄物】 1. 廃プラスチック類 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. ゴムくず 6. 金属くず 7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 8. がれき類 ※廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を除く。 ※水銀使用製品産業廃棄物を除く。</p>

(方法書から引用)

- リサイクル施設（破碎選別施設）の処理フローは図Ⅱ－１－１のとおりとしている。リサイクル施設において処理する廃棄物及び選別方法について事業者を確認したところ、建設系混合廃棄物が多いと想定しており、その選別方法は、破碎機への投入前に選別、資源物を回収し、破碎機にて破碎した後、磁選機で金属を取り除き、選別機を通して可燃物（篩い上）と不燃物（篩い下）に分別する計画であるとの回答があった。また、建設系混合廃棄物に含まれる廃プラスチック類は、資源物として利用できるものは破碎機への投入前に回収し、破碎選別後に篩い上に残る廃プラスチック類を主体とする軽量物は可燃物として処理することを想定しているとのことであった。



図Ⅱ－１－１ リサイクル施設（破碎選別施設）の処理フロー図

(方法書から引用)

オ 施設規模

- 施設の規模は、表Ⅱ－１－２に示すとおりであるとしている。

表Ⅱ－１－２ 施設の規模

施設の名称	1日当たりの平均処理計画量	最大処理能力
エネルギー回収施設 (焼却施設)	200t/日	220t/日 (廃棄物処理量制御における10%程度の変動を想定)
リサイクル施設 (破碎選別施設)	50t/日	784.8t/日 (比重の大きい廃棄物を単品処理した際の破碎機の処理能力)

(方法書から引用)

- 方法書に施設規模の検討内容に係る記載がないことから、焼却施設の処理能力の設定根拠を事業者を確認したところ、焼却施設において発電した電力を場内で利用するほか余剰電力を地域で利用できるようにするため、少なくとも70t/日以上規模が必要であり、熱回収効率を向上させるため規模の大きな施設とする必要があり、災害廃棄物の処理を速やかに行い早期復旧に協力できる十分な処理能力を確保する必要があることから、施設規模を設定としたとの回答があった。また、将来CCUを導入した場合に、自立運転によるCO₂回収を可能とするため、メーカーヒアリングにより、焼却施設の平均処理計画量を200t/日と設定したとしている。
- また、焼却施設における平均処理計画量について、一般廃棄物と産業廃棄物の割合の見通しを事業者を確認したところ、現在、忠岡町域で排出される一般廃棄物が15～20 t/日のため、例えば20 tの一般廃棄物を受ける場合は、残りの180 tは産

業廃棄物を受ける計画であるとの回答があった。

- ・ 破碎選別施設について、平均処理量 50 t/日と最大処理能力 784.8 t/日の設定の考え方を事業者を確認したところ、受け入れる廃棄物として、建設系混合廃棄物（プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類等を含む産廃 8 品目）が多いと想定しており、最大処理能力 784.8 t/日は、取り扱う廃棄物の種類のうち、単体としてがれき類を取り扱った場合に最も処理量（処理能力）が大きくなるので、それを想定した値であるが、実際の事業実施に当たっては、がれき類を単体で処理することではなく、平均処理量としては 50 t/日を想定しているとの回答があった。
- ・ 焼却施設及び破碎選別施設の施設規模に関する複数案を環境の保全の見地から比較した内容について、準備書において適切に示す必要がある。

カ 焼却方式

- ・ 焼却方式（炉形式）はストーカ式（ストーカ炉）とする計画としている。
- ・ 計画施設においてストーカ炉を選定した理由について事業者を確認したところ、大栄環境グループにおいて令和 5 年に新たに稼働した焼却施設にてストーカ炉を採用しており安定した処理ができていること、水分や可燃分の含有量の異なる様々な廃棄物を安定的に処理することが可能であること、ごみ焼却において全国での実績も高く、技術的に成熟していること、熱回収効率が高くエネルギーの有効利用が図れることからストーカ炉を選定したと回答しているが、環境の保全の観点から複数の焼却方式を比較検討した結果及びストーカ炉を選定した理由を準備書において記載する必要がある。

キ 排気筒の高さ

- ・ 排気筒については高さ 50m を計画している。
- ・ 高さを 50m に設定した理由について、事業者を確認したところ、大栄環境グループの既存の焼却施設の排気筒高さ（40～50m 程度）を参考にしており、これらの施設の周辺において大気質に関して問題となるような事象は確認されておらず、同様の施設仕様で処理能力、排ガス量、排ガスの性状（諸元）もほぼ同等である和泉エネルギープラザ（和泉市）の環境影響予測を踏まえて 50m に設定したとの回答があった。しかしながら、計画施設周辺と和泉エネルギープラザでは、立地条件、焼却する廃棄物、気象条件等が異なることから、本事業計画の内容を踏まえて改めて排気筒高さを検討し、その設定根拠を準備書において示す必要がある。

ク 発電計画

- ・ 廃棄物の焼却処理に伴う廃熱により生成した蒸気を利用してタービンを回し、発電する計画としており、発電出力の計画値は4,950kWとしている。また、得られた電力は事業場内で消費するとともに、余剰分を地元地域で有効利用することを検討しているとしている。
- ・ 発電出力が4,950kWとなる燃焼条件について事業者を確認したところ、一般廃棄物を15～20t/日、産業廃棄物を180～185t/日の計200tを安定的に焼却し、廃熱を利用して得られた高圧蒸気により発電した場合の定格発電電力を4,950kWとしているとの回答があった。また、場内で必要な電力は、現時点では、エネルギー回収施設とリサイクル施設を併せて1,800kW程度と想定されることから、エネルギー回収施設における定期修繕等で施設が停止している期間以外の約300日は、一次エネルギー消費量が正味ゼロとなる計画とのことであった。
- ・ 発電電力の運用について、自家消費及び外部供給を行う各電力量を示すとともに、さらなる発電効率の向上について検討するなど、熱エネルギー回収・電力供給に関する計画の熟度を高め、その発電計画の詳細について準備書において明らかにする必要がある。

ケ 車両運行計画

- ・ 施設供用後の一般廃棄物の運搬車両台数については、現在、事業計画地内に立地しているごみ中継施設に搬入する車両台数とほとんど変化はないものと考えられ、現状の実績を参考に86台/日・往復と想定しているとしている。また、走行ルートについては、現在と同様に主に忠岡町内の街路を走行する計画としている。
- ・ 施設の供用後、新たに発生する車両は、産業廃棄物の運搬車両や薬剤(消石灰、活性炭等)の運搬、従業員の通勤等の施設の維持管理に必要な車両で、一般廃棄物の運搬車両と合わせた車両の台数は、最大時で大型車70台/日・往復、小型車188台/日・往復(内従業員の通勤車両50台/日・往復)を想定しているとしている。
- ・ 産業廃棄物運搬車両については、大型車両(70台/日・往復)は阪神高速4号湾岸線、一般廃棄物運搬車両以外の小型車両(102台/日・往復)は府道29号(大阪臨海線)を使用する計画としている。なお、これらの車両が走行する阪神高速の岸和田北出入口及び新浜東交差点から事業計画地までの間に住居等の環境上保全を要する物件の立地はないとしている。

(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 「水質、底質」、「地下水」、「地盤沈下」、「日照阻害」、「電波障害」、「気象」、「地象」、「水象」、「陸域生態系」、「海域生態系」及び「文化財」を評価項目に選定していない。
- ・ 本事業の事業特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮すると、評価項目の選定について特に問題はないと考えるが、水質や生態系等への影響を懸念する住民意見等があったことを踏まえ、各環境影響評価項目を選定する理由又は選定しない理由について、地域住民等の理解が得られるよう、丁寧かつ十分な説明を行う必要がある。

(3) 課題

- ・ 本事業は、これまで一般廃棄物処理施設が設置されていた場所を事業計画地として、一般廃棄物及び産業廃棄物の両方を処理する施設を設置し、その処理能力も既存施設に比べて増大する計画であるといった特性がある。そのため、事業の実施による環境影響を最大限低減できるよう、施設の規模（処理能力及び排気筒の高さ）や焼却方式に関する複数の案を環境の保全の見地から比較するとともに、事業計画及び環境保全措置を十分に検討した上で、調査・予測・評価を行い、その内容を準備書に記載する必要がある。また、事業計画等の検討及び調査・予測・評価の実施にあたっては、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長からの環境の保全の見地からの意見についても勘案する必要がある。
- ・ 発電電力の運用について、熱エネルギー回収・電力供給に関する計画の熟度を高め、その発電計画の詳細について準備書において明らかにする必要がある。
- ・ 本事業計画の特性を踏まえた住民等意見が多数寄せられていることも鑑み、施設設置の必要性、施設の規模や焼却方式等の事業計画の根拠、環境影響評価を実施する地域の設定根拠、各環境影響評価項目を選定する理由又は選定しない理由について、地域住民等の理解が得られるよう、丁寧かつ十分な説明を行う必要がある。

2 大気質

(1) 事業計画

- ・ 新規焼却施設の排ガス濃度の計画値は、酸素濃度 12%換算で、ばいじん 0.04g/Nm³以下、窒素酸化物 250ppm 以下、硫黄酸化物 114ppm 以下、塩化水素 430ppm 以下、一酸化炭素 100ppm 以下、水銀 30 μg/Nm³以下、ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/Nm³以下としているが、現段階の設計値（暫定）であるため、詳細設計により変更する可能性があるとしている。
- ・ 硫黄酸化物の排ガス濃度について事業者を確認したところ、114ppm 以下としているが、残存酸素濃度を 9.5%として計算した誤りの数値であり、正しくは 89ppm であるため、準備書において修正するとの回答があった。
- ・ また、硫黄酸化物及び窒素酸化物の数値は大気汚染防止法の排出基準値となっているが、一般的に排出基準値では総量規制基準を遵守できないケースも考えられるため、その見解について事業者を確認したところ、準備書の段階において炉メーカーからの設計値等をもとに方法書に記載のものより低い濃度に見直すことを考えており、見直しにあたっては、総量規制基準を順守できる値として設定するとしている。
- ・ 水銀の排ガスの濃度の計画値である 30 μg/Nm³以下をどのように遵守するのか、事業者を確認したところ、排ガス中に水銀が検出される主な要因となる水銀使用製品廃棄物および水銀含有ばいじん等の受け入れを行わない計画であり、さらに、排ガス中の水銀を除去するために、集じん器の入口ダクトに噴霧された活性炭が排ガス中の水銀を吸着し、集じん器で捕集するとのことであった。
- ・ 排気筒の高さについて、旧クリーンセンターの 55m に対し、新規焼却施設はそれよりやや低い 50m で計画しているが、事業者は、同等の施設仕様である「大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業」において排気筒の高さ 50m で環境影響評価を実施し、環境保全目標を満足する結果が得られたことを参考に設定したとしている。しかしながら、計画施設周辺と和泉エネルギープラザでは、立地条件、焼却する廃棄物、気象条件等が異なるため、本事業計画の内容を踏まえて改めて排気筒高さを検討し、準備書においてその設定根拠を示す必要がある。

(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行、施設の建設工事及び工事関連車両の走行を環境影響要因に選定している。
- ・ 施設の稼働については「二酸化硫黄」、「浮遊粒子状物質」、「二酸化窒素」、「ダイオキシン類」、「塩化水素」、「水銀」及び「粉じん」を、建設工事については「二酸化硫黄」、「浮遊粒子状物質」、「二酸化窒素」及び「粉じん」を、廃棄物運搬車両等及び工事関連車両の走行については「浮遊粒子状物質」及び「二酸化窒素」を評価項目に選定している。
- ・ 施設の稼働に伴い排出される項目として、二酸化硫黄を評価項目に選定しているため、硫黄分を含有する廃棄物を処理する可能性について、事業者を確認したところ、石膏を剥離した後の石膏が少量付着した紙くずや石油スラッジ、タイヤ等が考えられるためとしているが、大栄環境グループの焼却施設では、硫黄分が含まれる廃棄物は極力避ける運用を行っており、本計画においてはそれに加えて消石灰等の薬剤噴霧により、硫黄酸化物の濃度は規制基準値を大きく下回ると想定しているとのことであった。
- ・ 揮発性有機化合物については、焼却施設において800℃以上で燃焼することにより分解されるため煙突排ガス中にほとんど含まれず、車両等の燃料に含まれるベンゼンも少量であるとして選定していない。
- ・ 光化学オキシダントについては、生成原因物質のうち揮発性有機化合物は排出ガス中にほとんど含まれず、窒素酸化物については別に評価項目に選定していることから選定していない。
- ・ 微小粒子状物質については、予測・評価を行うための知見が不足しているとして選定していない。

(3) 調査の手法

- ・ 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物については事業計画地周辺の3地点において、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀については事業計画地周辺の5地点において、四季に各2週間の測定を行うとしている。
- ・ 気象については、地上気象の調査を事業計画地内1地点において風向・風速、日射量及び放射収支量について通年の連続観測を行うとともに、上層気象の調査を事業計画地周辺2地点において四季に各7日行うとしている。
- ・ 上層気象の観測内容について事業者を確認したところ、高度1,500mまでを対象

として「町民いこいの広場」では1日に計9回、「忠岡町民運動場」では1日に計5回観測するとのことであった。

- ・ また、上層気象の観測を2地点で行う理由について、事業者を確認したところ、事業計画地は臨海部に位置しており、海風による内部境界層の影響により高濃度の排ガスが内陸に運ばれることが懸念されることから、その内部境界層の発達高度を推定するため、内陸部の2地点で観測を行うとのことであった。測定日の設定について、事業者は、調査の概ね一か月前に予め設定した上での実施とし、調査期間中に強風等の悪条件が出現した場合は、調査を延期する判断をなしている。

(4) 予測及び評価の手法

- ・ 煙突排出ガスによる影響については、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び塩化水素の年平均濃度及び1時間濃度を、水銀及びダイオキシン類の年平均濃度を予測している。
- ・ 予測に用いる大気拡散モデルについて事業者を確認したところ、「窒素酸化物の総量規制マニュアル」等を参考に、プルーム・パフ式を基本とするとのことであった。
- ・ 高濃度出現条件下における予測について事業者を確認したところ、大気安定度不安定時、建物によるダウンウォッシュ発生時、煙突によるダウンウォッシュ発生時、逆転層出現時、内部境界層出現によるフュミゲーション発生時における1時間値の予測を行う予定とのことであった。
- ・ 施設の稼働に伴う粉じん、及び既存施設解体工事に伴う粉じん（ダイオキシン類）の影響については、既存類似例による定性的予測を行うとしている。定性的予測の内容について事業者を確認したところ、散水や仮囲い・建屋内作業等の環境保全対策の実施内容を確認するとともに、事業計画地での風（風速）の状況を調べ、粉じんが発生する可能性のある風速や周辺へ影響がある風向の出現状況を確認し影響を予測するとのことであった。
- ・ 造成等の工事により発生する粉じんの影響については、造成裸地からの粉じんを予測事項とし、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度を検討する方法により予測している。
- ・ 建設機械排出ガスによる影響については、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について年平均濃度を予測している。
- ・ 廃棄物運搬車両等及び工事関連車両の走行に伴う車両排出ガスによる影響につい

ては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均濃度を予測するとしている。

(5) 環境保全対策の実施方針

- ・ 排出ガス処理として、以下の対策を実施する方針としている。
 - ばいじん：集じん機（バグフィルタ採用）による捕集
 - 硫黄酸化物及び塩化水素：バグフィルタ入口煙道中に消石灰等の噴霧（中和反応処理）後、ばいじんとともに、ろ布による捕集・除去
 - 窒素酸化物：ストーカ、二次燃焼室の二段階燃焼による発生抑制、触媒反応塔（アンモニア等の薬剤）による分解
 - ダイオキシン類：排ガスの急冷による再合成の回避、バグフィルタ入口への活性炭吹き込みによる吸着・除去
 - 水銀：廃棄物の性状把握と管理徹底、バグフィルタ入口への活性炭吹き込みによる吸着・除去
- ・ また、排ガス処理設備の性能は使用薬剤の質や量に影響を受けるため、事業者は今後の詳細設計において、排ガス処理設備の性能を最大現発揮できるよう、事業計画や類似施設における事例等を踏まえて、排ガスの性状やごみ質が具体的に決定される準備書の作成段階において、使用薬剤の規格及び量を検討するとしている。
- ・ 廃棄物運搬車両等は、生活道路は通行せず幹線道路を走行し、不必要なアイドリングの禁止などの周知徹底を図るとともに、車両の更新時には可能な限り低公害車の導入に努めるとしている。
- ・ 建設工事においては、排出ガス対策型建設機械の使用に努め、高負荷運転を避けるとともに、工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避けるとしている。また、工事車両の退出時におけるタイヤ洗浄等により粉じんの発生・飛散防止に努めるとしている。
- ・ 解体工事においては、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」（平成 30 年 8 月、社団法人日本保安用品協会）や「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年環廃対 183 号）等に従い、ダイオキシン類の飛散防止等の環境保全対策を実施するとしている。

(6) 課題

- ・ 周辺地域の大気質への影響を最大限低減する観点から、焼却施設からの排出ガス濃度について、本事業計画の内容や類似施設における事例等を踏まえて環境保全措置を十分に検討の上、排出ガスの諸元値を精査し、準備書にその内容を記載する必要がある。
- ・ 排気筒高さについて、計画施設の立地条件、焼却する廃棄物、処理規模、気象条件等を踏まえて改めて検討し、準備書においてその設定根拠を示す必要がある。
- ・ 施設の稼働による大気質への予測及び評価をより正確に行う観点から、現況調査地点選定や予測方法の妥当性について十分に検討した上で、調査、予測及び評価を行う必要がある。

3 騒音・振動・低周波音

(1) 事業計画

- ・ 事業計画地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれているとしている。
- ・ 廃棄物の搬入出を考えた場合、主要なルートとなる阪神高速4号湾岸線や大阪府道29号（大阪臨海線）から事業計画地までの間に住居等の立地はないことから、運搬車両の走行による環境影響を軽減することができるとしている。
- ・ 施設の供用に伴う廃棄物運搬車両等の運行時間帯は午前7時台から午後6時台までの計画としており、大型車両は阪神高速4号湾岸線、小型車両は府道29号（大阪臨海線）を使用するとしている。
- ・ 大きな騒音及び振動を発生する機器として、蒸気タービン、ブロー及びファン等を設置するとしている。

(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行、施設の建設工事及び工事車両の走行に伴い、騒音・振動の発生が考えられるため、それらを環境影響要因とし、「騒音」及び「振動」を評価項目に選定している。
- ・ 施設の稼働に伴い、低周波音の発生が考えられるため、環境影響要因とし、「低周波音」を評価項目に選定している。

(3) 調査の手法

- ・ 騒音レベル (L_{A5})、振動レベル (L_{10}) 及び低周波音圧レベル (L_{Geq} , L_{eq}) については、事業計画地敷地境界の2地点において、平日・休日の各1日（朝、昼間、夕、夜間の4時間帯）測定を行うとしている。測定地点を事業計画地敷地境界の2地点とした理由について事業者を確認したところ、事業計画地は約1haと比較的狭く、北側は道路及び河口、南側は事業場と隣接しており、特に保全を必要とする物件がないことから、西側と東側の2地点を選定したと回答があった。
- ・ 道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) 及び道路交通振動レベル (L_{10}) については、走行ルートである道路沿道（大阪府道29号（大阪臨海線））の2地点において、平日・休日の各1日（24時間連続）測定を行うとしている。

(4) 予測及び評価の手法

- ・ 施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音の予測については、一般的に用いられている伝搬理論計算式により予測するとしている。
- ・ 廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴う道路交通騒音については、日本音響学会提案式 (ASJ RTN-Model 2023)、道路交通振動については、建設省土木研究所提案式 (修正式) により予測するとしている。
- ・ 建設作業騒音については、日本音響学会提案式 (ASJ CN-Model 2007)、建設作業振動については、伝搬理論計算式により予測するとしている。
- ・ 予測地点について、施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音、並びに建設作業騒音及び建設作業振動は、事業計画地の敷地境界を設定しており、全敷地境界上 (5~10m間隔) で予測するとしている。廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動については、現地調査と同じ道路沿道の2地点を予測地点とするとしている。

(5) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 蒸気タービン、ブロー及びファン等の大きな騒音・振動を発生する機器は、強固な基礎などの適切な防振対策をしたうえで、防音対策を施した室内に設置するとしている。また、モーター部に防音カバー等を設置し、空気圧縮機は低騒音型を採用することにより、騒音発生抑制に努めるとしている。さらに、大きな低周波音が発生する可能性のある機器は、低周波音を抑えた機器の採用や共振防止に留意する等の対策を行うとしている。
- ・ 自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図るとともに、施設から発生する廃棄物の運搬車両は、運搬効率の向上等により走行台数抑制に努めるとしている。
- ・ 工事車両についても幹線道路を使用し、生活道路の通行はしない計画としている。
- ・ 工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努め、工事工程の分散化や平準化を図り、工事機械の集中を避けるとしている。また、近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音シート等の設置を行うとともに、建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置し、アイドリング禁止を励行するとしている。

(6) 課題

- ・ 施設の供用及び工事の実施に伴う車両の運行計画を詳細に検討し、道路交通騒音及び振動について予測・評価を行う必要がある。なお、施設の供用に伴う車両の運行計画については、走行ルート別・車種別の台数を精査する必要がある。

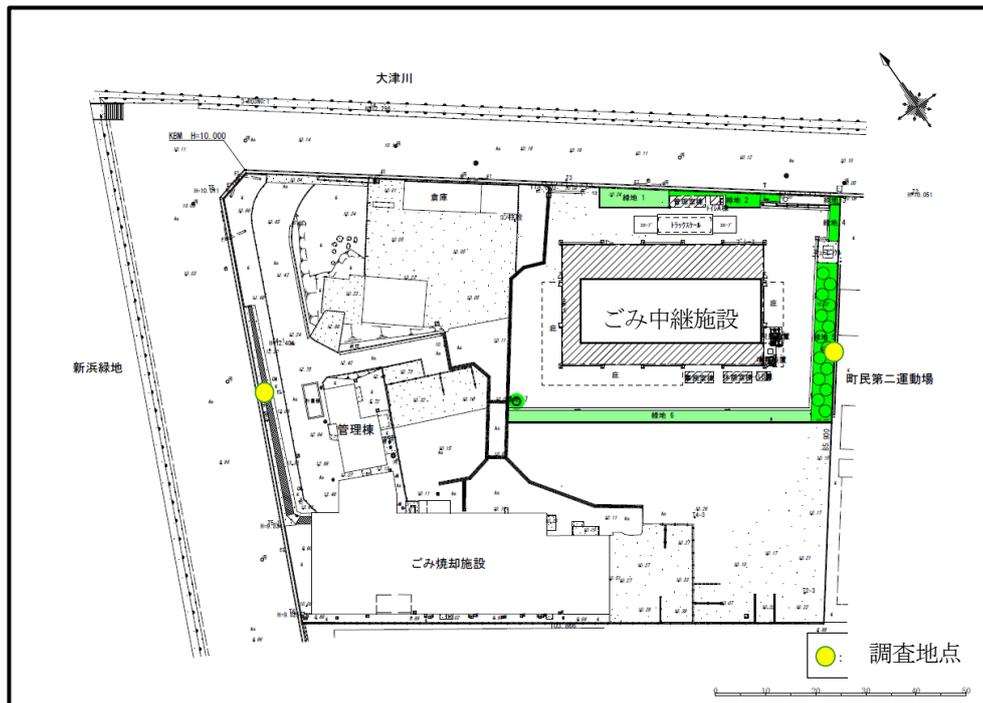
4 悪臭

(1) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 施設の稼働に伴い、煙突及び施設から悪臭の発生が考えられることから、「悪臭」を評価項目に選定している。

(2) 調査の手法

- ・ 特定悪臭物質濃度及び臭気指数について、事業計画地敷地境界2地点及び類似施設2施設において、夏季に各1日測定を行うとしている。
- ・ 忠岡町では、工場や事業所から排出される悪臭については悪臭防止法に基づき特定悪臭物質規制で規制基準を設定されているが、特定悪臭物質濃度に加え、臭気指数についても調査する理由について事業者を確認したところ、臭気指数についても参考とするため調査を実施するとのことであった。
- ・ 事業計画地敷地境界での調査地点について、地点の詳細及び2地点の設定理由を事業者を確認したところ、調査地点は図Ⅱ-4-1のとおりであり、事業計画地の面積は約1haと比較的狭く、事業計画地内の地上55mで観測を行った令和7年8月の昼間(8~17時)の風配図を考慮すると周辺の風は海陸風の影響により西風又は東風の吹き分けが支配的であると考えられることから、西側及び東側の敷地境界線上の2地点(風上・風下)を設定したとしている。



※「ごみ中継施設」が現況施設（積替保管施設）

図Ⅱ－４－１ 悪臭調査地点（事業計画地敷地境界２地点）

（事業者提出資料）

- ・ 事業計画地敷地境界の調査地点のうち、東側の１地点は現在の中継施設から発する臭気を直接測定する位置に設定されているため、その理由について事業者を確認したところ、将来のリサイクル施設においては粗大ごみ以外の一般廃棄物を扱わず、主に産業廃棄物を扱うことから、特定悪臭物質濃度や臭気指数は現状より低くなることが想定され、現状で最も高い値になると考えられる地点を選定した上で、各規制基準に十分適合していることを確認するためであるとのことであった。
- ・ 現地調査を実施する類似施設の詳細について事業者を確認したところ、本事業と同様に、一般廃棄物及び産業廃棄物の両方を受け入れて処理していることや、焼却施設であることを条件にグループ会社から選定するとのことであった。

（３）予測及び評価の手法

- ・ 煙突からの悪臭物質の排出については、悪臭防止法施行規則に準拠した式により特定悪臭物質濃度及び臭気指数を予測としている。
- ・ 施設の稼働に伴う悪臭の漏洩については、事業計画地敷地境界及び既存類似施設での現地調査結果による定性的予測を行うとしている。定性的予測の内容について事業者を確認したところ、焼却施設のうち悪臭の発生が最も懸念される受入ピット

を基準として、本計画施設の受入ピット位置から敷地境界線までの距離を算出し、類似施設の受入ピットから前述の距離に相当する地点にて特定悪臭物質及び臭気指数の現地調査を実施し、その結果から、本事業における悪臭の影響を定性的に予測するとのことであった。

(4) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 廃棄物を保管する廃棄物ピット及びストックヤードを屋内に設置するとともに、廃棄物ピット内の臭気を燃焼用空気として押込送風機により吸込むことで、廃棄物ピット内を負圧にし、臭気の漏洩を防ぐとともに炉内の高温により臭気を熱分解するとしている。
- ・ 焼却施設の停止時の悪臭対策について事業者を確認したところ、定期修繕時等で停止する際は、脱臭装置の使用により臭気の拡散を防止し、必要に応じて適宜消臭剤等を噴霧するとのことであった。
- ・ 事業者自らの廃棄物運搬車両については悪臭の漏洩を抑制するため、カバーの使用などを励行し、他社の車両についても同様の悪臭防止措置を要請し運搬するとしている。

5 土壌汚染

(1) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 旧クリーンセンターの解体撤去に伴い、土壌汚染の影響が考えられることから、施設の建設工事を環境影響要因として「土壌汚染」を評価項目に選定している。

(2) 調査の手法

- ・ 土壌調査の状況については、旧クリーンセンター停止後に忠岡町が行った土壌調査の結果を入手するとしている。

(3) 予測及び評価の手法

- ・ 工事の実施に伴う土壌汚染の予測については、土壌の移動による影響について、現況調査の結果及び環境保全措置の内容から影響の程度を定性的に予測するとしている。

(4) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 旧クリーンセンター停止後に忠岡町が実施した「土壌汚染状況調査」の結果を基に事業計画地の状況を把握し、土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じるとしている。
- ・ 汚染土壌を掘削除去する場合は、掘削の工法や運搬方法などについても法令に準拠して行い、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設において浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととするとしている。
- ・ また、土壌汚染が判明した場合の工事工程について事業者を確認したところ、土壌汚染状況調査結果を基に対策を検討し工事工程を組む予定であり、その内容は準備書にて示すとの回答があった。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 事業計画

- ・ 対象事業実施区域周辺には、新浜緑地、泉大津マリーナ、なぎさ公園などの人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。
- ・ 産業廃棄物運搬車両及び工事車両は、図Ⅱ－6－1に示すとおり、大型車は阪神高速道路4号（湾岸線）を、小型車は府道29号（大阪臨海線）を使用する計画としている。

(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 廃棄物運搬車両等及び工事車両の走行に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境への影響が考えられることから、「人と自然との触れ合いの活動の場」を評価項目に選定している。

(3) 調査の手法

- ・ 図Ⅱ－6－1に示す事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の3地点において、活動の場の利用人数のカウント及び聞き取り調査を、利用者が多いと考えられる秋季に行うとしている。
- ・ 調査地点の選定理由について、事業者を確認したところ、事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の7地点において、春季の土曜日に利用状況を確認する予備調査を行い、利用者が確認できた3地点を選定したとのことであった。
- ・ 調査地点として選定した新浜緑地と一体の施設とみられる新浜地先公園の取り扱いについて事業者を確認したところ、両施設は一体型の施設であるため、準備書では「新浜緑地等（新浜緑地、新浜地先公園）」という表現に改めるとのことであった。

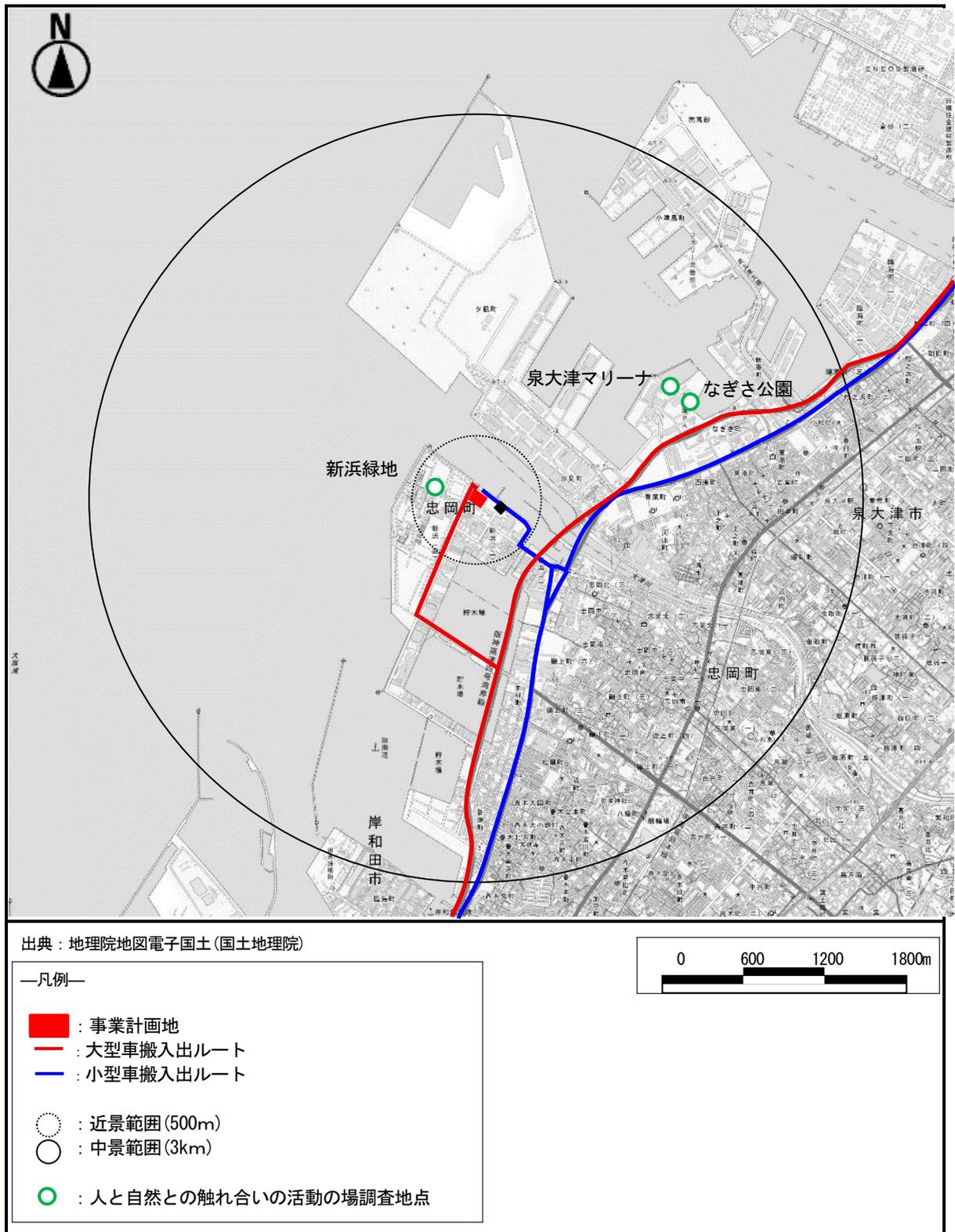
(4) 予測及び評価の手法

- ・ 人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化の程度について、廃棄物運搬車両等や工事車両の走行による交通量変化等により予測することとしている。
- ・ その交通量変化等の予測方法について事業者を確認したところ、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスと事業の実施による車両が使用するルートが重なる道路について、現況の交通量を把握するとともに事業の実施による車両の交通量を

加算して将来の交通量を算出し、現況と将来の交通量を比較してその変化を予測するとのことであった。

(5) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 本事業における環境配慮事項として、事業計画地周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」へのアクセスに影響が出ないように、廃棄物運搬車両等及び工事車両の運搬効率を向上させ走行台数の抑制に努めるとしている。



図Ⅱ-6-1 調査位置(人と自然との触れ合いの活動の場)

(方法書から引用)

7 景観

(1) 事業計画

- ・ 焼却施設の排気筒高さについて、旧クリーンセンターの焼却施設が 55m であるのに対し、新規焼却施設では 50m を計画している。また、排気筒の太さ等の詳細設計について事業者を確認したところ、頂部径は 1.188m、色はグレー系を想定しており、その他の仕様については詳細設計中とのことであった。
- ・ 建物の高さについて、旧クリーンセンターが 16.75m であるのに対し、計画施設では、最大 30m 未満を計画している。
- ・ 本計画における環境配慮項目として、自然景観及び歴史的・文化的景観を選定しているが、その理由について事業者は、事業計画地周辺は工業港区であり、影響を及ぼす対象となる自然景観や歴史的・文化的景観を確認していないが、景観全般として周辺に調和するよう配慮する計画であることから、都市景観とともに環境配慮項目として選定したとしている。

(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

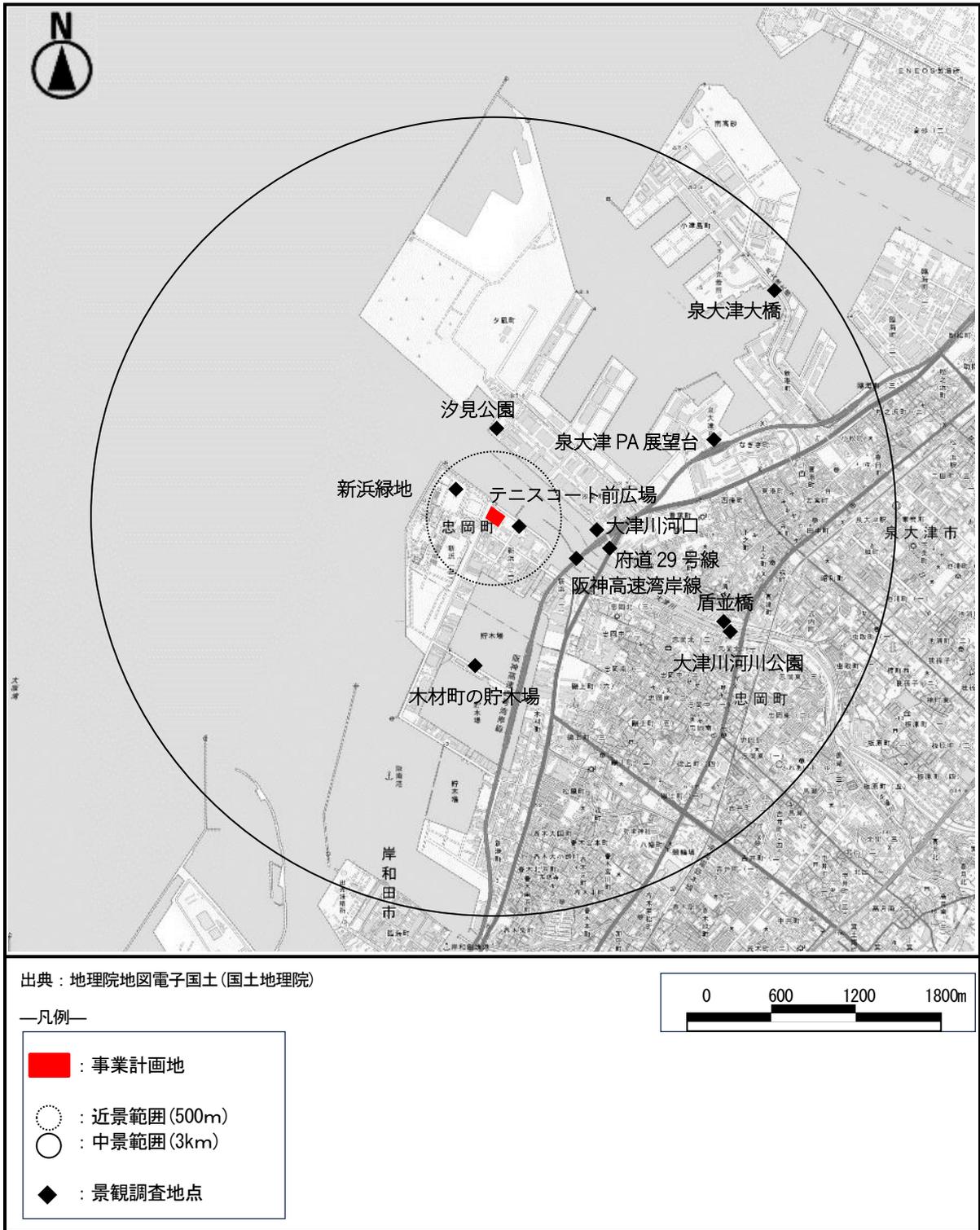
- ・ 施設の存在により都市景観の変化が考えられるとして、「都市景観」を評価項目に選定している。

(3) 調査の手法

- ・ 事業計画地周辺（概ね 3 km の範囲内）の主要な眺望地点として設定した 11 地点において予備調査を行い、その結果を踏まえ、施設によるインパクトが大きいと考えられる地点を代表的な眺望地点として選定し、落葉期・繁茂期の各 1 日に写真撮影を行うとしている。
- ・ 主要な眺望地点の選定方法について事業者を確認したところ、環境影響評価を実施する地域とした忠岡町、泉大津市及び岸和田市が発行している観光ガイドマップ等を参考に公共の施設であり人が集まる場所約 40 箇所を選定し、そのうち各場所から旧クリーンセンターの排気筒が視認できる場所として図Ⅱ-7-1 に示す 11 箇所を選定したとしている。
- ・ 調査地点の詳細について事業者を確認したところ、「府道 29 号（大阪臨海線）」の地点は車外の道路上（大津川大橋の歩道）を想定しており、方法書 p 179 の図ではプロットが阪神高速道路上になっているが、正しくは図Ⅱ-7-1 のとおりである。

り、準備書において修正するとのことであった。

- ・ 「阪神高速4号湾岸線」の地点は車窓を想定しており、走行車から見た横方向の視界になるが、大津川の上では遮音壁に遮られないため、最もインパクトがある地点として選定したとしている。また、走行中、前方に煙突等が視認できる地点がないか事業者を確認したところ、阪神高速4号湾岸線「岸和田北」インター出入口付近では、旧クリーンセンターを前方に視認できる地点があるが、遮音壁の陰になるなど景観上インパクトが大きいものではないとの回答があった。しかしながら、走行中前方に計画施設を視認できると想定される地点での景観の変化を確認するため、北向き車線及び南向き車線の各1地点を調査地点として追加する必要がある。
- ・ また、「盾並橋」と「大津川河川公園」の2地点は近接しているが、事業者は、「盾並橋」は橋の上から、「大津川河川公園」はその下の河川敷からの景観となり、施設（煙突）の見え方に違いがあるため両方とも選定したとしている。
- ・ 建物の高さが旧クリーンセンターの16.75mから計画施設は最大30m未満と計画されているため、現況では排気筒のみが視認される調査地点のうち、計画施設の設置により排気筒以外の建築物も視認できるようになると想定される地点があるか事業者を確認したところ、「新浜緑地」等において、計画施設の設置後は、煙突に加え、建物の一部も視認できるようになる想定とのことであった。
- ・ また、事業計画地は住民等が利用する忠岡町民第2運動場及び新浜緑地と近接しており、計画施設の建物高さが旧クリーンセンターと比較して高くなることを踏まえ、近傍からの景観への影響を確認するため、忠岡町民第2運動場及び事業計画地北端と新浜緑地の間の道路上の地点についても、調査地点として追加する必要がある。



図Ⅱ-7-1 景観調査地点

(方法書より事務局作成)

(4) 予測及び評価の手法

- ・ 施設の存在に伴う都市景観について、代表的な眺望地点からの眺望の変化をフォトモンタージュにより定性的に予測している。

(5) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 施設の意匠、色彩は、施設全体の景観が周辺環境と調和するよう十分配慮している。具体的な配慮の内容について事業者を確認したところ、緑地の確保や建物・構造物はアースカラーを主体とした周辺環境との調和を考慮した色彩を選定することを計画しているとのことであった。また、アースカラーの具体的な色について事業者を確認したところ、周囲の景観に馴染む落ち着いた色合いで、具体的には、ベージュ、グレー、アイボリー系の色を想定しているとのことであった。
- ・ 計画敷地内の緑地については、敷地面積に対して20%以上の緑地を確保している。現行施設の配置と比べ、計画施設では敷地面積に占める建築物の割合が増加すると見受けられるため、現行の緑地面積と、将来の緑地面積を確保するための計画の検討状況について事業者を確認したところ、現行の緑地比率については確認できる図書がなく、本事業における緑地計画については現時点では具体的に策定していないため、準備書段階で可能な限り計画を示すとの回答があった。

(6) 課題

- ・ 施設の配置、形態、意匠、色彩及び敷地内の緑地配置について十分に検討し、周辺環境との調和が得られる建築計画として、その内容を準備書に記載する必要がある。なお、計画施設の建物高さが現況より高く計画されていることから、現況で視認される排気筒に加え、新たに建物の視認も想定される眺望地点からの景観については、特に留意する必要がある。
- ・ 景観の調査地点について、「阪神高速4号湾岸線」上を走行中前方に計画施設を視認できると想定される地点での景観の変化を確認するため、北向き車線及び南向き車線の各1地点を調査地点として追加する必要がある。また、近傍からの景観への影響を確認するため、忠岡町民第2運動場及び事業計画地北端と新浜緑地の間の道路上の地点についても、調査地点として追加する必要がある。

8 廃棄物、発生土

(1) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられることから、施設の稼働を環境影響要因として「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」を、旧クリーンセンターの解体撤去や施設の建設工事の実施に伴う廃棄物及び発生土の発生が考えられることから、施設の建設工事を環境影響要因として「一般廃棄物」、「産業廃棄物」及び「発生土」を評価項目に選定している。

(2) 予測及び評価の手法

- ・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の予測については、廃棄物の種類、発生量、再生利用量及び最終処分量について、事業計画に即して確度の高い予測が可能な手法である既存類似例等を参考に原単位等による計算により実施するとしている。既存類似例の具体的な内容について事業者を確認したところ、産業廃棄物についてはグループ会社の実績、一般廃棄物については旧クリーンセンターの実績を基に予測するとのことであった。
- ・ しかしながら、エネルギー回収施設（焼却施設）やリサイクル施設（破碎選別施設）において処理する廃棄物の種類及び処理計画量は示されているものの、処理計画量の一般廃棄物及び産業廃棄物の内訳等については示されていないため、準備書において可能な限り詳細な計画を示した上で予測・評価する必要がある。また、最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する設備や運転管理計画について検討し、準備書に記載する必要がある。
- ・ 工事の実施に伴い発生する廃棄物の予測については、廃棄物及び発生土の種類、発生量、再生利用量及び最終処分量について、工事計画を基に廃棄物及び発生土を定量的に予測するとしている。

(3) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 焼却灰及び飛灰（ばいじん）は、灰出ヤード内にてコンテナに受け、コンテナの搬出時にはシートで覆うことで飛散流出対策に努めるとしている。なお、焼却灰及び飛灰の保管から搬出の工程での灰の乾燥や飛散を防ぐため、灰出ヤードは屋内に設置し、通常時はシャッターを閉じ、コンテナの搬出時のみシャッターを開放する計画にするとしている。

- ・ 工事の実施に当たっては、資材の再利用に努めるとともに、廃棄物の発生を極力抑制できる工法及び資材の選定を行うとしている。
- ・ 掘削工事に伴う発生土については、土壌の汚染が確認されなければ、埋戻しや盛土等への再利用を徹底する他、グループ会社の最終処分場において覆土材等として利活用するとし、土壌の汚染が確認された場合は、グループ会社の汚染土壌処理施設において浄化处理、若しくは最終処分場において埋立処分を行うこととしている。

(4) 課題

- ・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物量の予測にあたっては、エネルギー回収施設（焼却施設）やリサイクル施設（破碎選別施設）において処理する廃棄物の種類毎の処理計画量を可能な限り示した上で、既存類似例等を勘案して適切に原単位等を設定し、予測する必要がある。
- ・ 最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する設備や運転管理計画について検討し、準備書に記載する必要がある。

9 地球環境

(1) 事業計画

- ・ 廃棄物の焼却処理に伴う廃熱により生成した蒸気を利用してタービンを回し発電する計画としており、発電出力の計画値は4,950kWとしている。また、得られた電力は事業場内で消費するとともに、余剰分を地元地域で有効利用することを検討している。(再掲)
- ・ 発電出力が4,950kWとなる燃焼条件について事業者を確認したところ、一般廃棄物15~20t/日、産業廃棄物180~185t/日の計200tを安定的に焼却し、廃熱を利用して得られた高圧蒸気により発電した場合の定格発電電力を4,950kWとしているとの回答があった。また、場内で必要な電力は、現時点では、エネルギー回収施設とリサイクル施設を併せて1,800kW程度と想定されることから、エネルギー回収施設における定期修繕等で施設が停止している期間以外の約300日は、一次エネルギー消費量が正味ゼロとなる計画とのことであった。(再掲)
- ・ 施設の供用(施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行)及び工事の実施(施設の建設工事及び工事車両の走行)に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減する計画とし、その内容を準備書に記載する必要がある。

(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 施設の供用(施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行)及び工事の実施(施設の建設工事及び工事車両の走行)に伴う温室効果ガスの発生が考えられることから「温室効果ガス」を評価項目に選定している。

(3) 予測及び評価の手法

- ・ 施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行、建設機械の稼働及び工事車両の走行に伴って排出される温室効果ガスの排出量を予測している。
- ・ 予測を行う温室効果ガスの種類について事業者を確認したところ、施設の稼働については「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に記載の焼却施設を起源とする項目である二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素を予測の対象とするとのことであった。また、廃棄物運搬車両等及び工事関連車両の走行については二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素を、建設機械の稼働については二酸化炭素を対象とした排出量の算出を検討しているとのことであった。
- ・ 予測方法については、施設の稼働に伴う排出については既存類似例等を考慮し事

業計画及び原単位により、また、建設機械の稼働に伴う排出については工事計画及び原単位による計算で予測し、車両の走行に伴う排出については車両ごとの原単位等による計算で予測するとしている。

- ・ また、温室効果ガスの排出量に係る予測・評価を実施する範囲及びその設定の考え方を準備書において詳細に記載する必要がある。

(4) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 施設の機器導入に当たっては可能な限り省エネ型とすることで二酸化炭素排出の抑制を図るとともに、可能な限り発電効率が高い設備を選定し、適切に運転管理及び点検を実施することで高効率な発電の維持に努めるとしている。
- ・ 車両の更新時には可能な限り低公害車の導入に努めるとしている。電気自動車の導入について事業者を確認したところ、現状では収集運搬車両の電気自動車市場に十分供給されていないため、具体的な導入計画は示すことができないが、今後、市場への供給が進んだ段階で導入を検討していくとしている。
- ・ 建設工事については、低炭素型建設機械等の使用に努めるとともに、工事車両についても適正な車種、規格を選択することにより効率化を図り、走行台数の削減に努めるとしている。

(5) 課題

- ・ 施設の供用（施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行）及び工事の実施（施設の建設工事及び工事車両の走行）に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減する計画とし、その排出量低減対策の具体的な内容を準備書に記載する必要がある。
- ・ 温室効果ガスの排出量に係る予測・評価にあたっては、それを実施する範囲及びその設定の考え方を準備書において詳細に記載する必要がある。

10 気候変動適応等

(1) 環境影響要因及び環境影響評価の項目

- ・ 高潮・高波、地震、津波に起因する化学物質の漏洩や廃棄物の流出が考えられることから、施設の稼働を環境影響要因として「高潮・高波」、「地震」及び「津波」を評価項目に選定している。

(2) 予測及び評価の手法

- ・ 施設の存在・供用時における高潮・高波、地震又は津波に起因する化学物質の漏洩の予測については、発生リスクの程度について、事業計画を踏まえた定性的な手法により実施するとしている。

(3) 環境保全対策の実施の方針

- ・ 危険物等の保管は、防液堤を設けた地下タンクとするか、地上に設置する場合は、貯蔵タンクに防液堤を設けるなど、外部への流出防止を計画し、安全性の確保に努めるとしている。
- ・ 高潮・高波及び津波の流出対策について、事業者を確認したところ、事業計画地及びその周辺における最大浸水深は3 m～10mと想定されており、浸水の危険性があるため、キュービクルは2階以上へ設置し、建屋はシャッターを閉め、危険が迫った際には土嚢等を積む等の対策を行うとしている。なお、高潮、高波が予想され、対応できる時間がある場合、事前に廃棄物の受入を制限するとともに、未処理の廃棄物を可能な限り処理することで施設内の保管量を極力少なくする対応も考えているとのことである。
- ・ また、地震を想定した廃棄物の流出対策について、事業者を確認したところ、建築設計においては杭基礎をベースとした耐震設計とし、液体廃棄物を保管する専用タンクは強度計算した上で設置することにより、建物等が傾いたり、設備が破損したりすることで廃棄物が漏洩することは想定していないとしている。なお、緊急地震速報時においては建屋のシャッターを閉めて堆積廃棄物の流出防止に努めるとしている。
- ・ 事業計画地では、南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合の震度は6弱で液状化可能性指数（PL 値）は20～25と液状化の可能性が高いとされている。そのため、液状化対策について、事業者を確認したところ、ボーリング調査の

上、支持層に基礎杭を打つため、液状化によって建物自体が傾くことは想定していないが、今後、実施する地質調査の結果に基づき、液状化する可能性の範囲において必要な地盤改良を検討するとしている。

(4) 課題

- ・ 事業計画地及びその周辺においては、高潮・高波による浸水、南海トラフ巨大地震による液状化及び津波による浸水が想定されることから、高潮浸水シミュレーションや忠岡町ハザードマップ、津波浸水想定について最新の情報収集・把握に努め、それらを踏まえた事業計画を立てた上で、化学物質の漏洩や廃棄物の飛散・流出等の環境への影響を最小限にとどめるよう対策を検討し、その具体的な内容を準備書に記載する必要がある。

Ⅲ 指摘事項

当審査会では、事業者から提出された方法書について、「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に照らし、その内容を専門的かつ科学的な視点から精査した。また、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長である忠岡町長、岸和田市長及び泉大津市長並びに住民等から提出された環境の保全の見地からの意見に配慮して検討した。

その結果、方法書の記載内容は対象事業に係る環境影響評価を行う方法としては概ね妥当なものと考えるが、より一層、環境の保全に配慮した事業計画となるような視点も加え、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を取りまとめた。

大阪府知事におかれては、これらの事項が環境影響評価準備書の作成等に反映されるよう事業者を十分指導されたい。

記

1. 全般的事項

- ・ 本事業は、これまで一般廃棄物処理施設が設置されていた場所を事業計画地として、一般廃棄物及び産業廃棄物の両方を処理する施設を設置し、その処理能力も既存施設に比べて増大する計画であるといった特性がある。そのため、事業の実施による環境影響を最大限低減できるよう、施設の規模（処理能力及び排気筒の高さ）や焼却方式に関する複数の案を環境の保全の見地から比較するとともに、事業計画及び環境保全措置を十分に検討した上で、調査・予測・評価を行い、その内容を準備書に記載すること。また、事業計画等の検討及び調査・予測・評価の実施にあたっては、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長からの環境の保全の見地からの意見についても勘案すること。
- ・ 発電電力の運用について、熱エネルギー回収・電力供給に関する計画の熟度を高め、その発電計画の詳細について準備書において明らかにすること。
- ・ 本事業計画の特性を踏まえた住民等意見が多数寄せられていることも鑑み、施設設置の必要性、施設の規模や焼却方式等の事業計画の根拠、環境影響評価を実施する地域の設定根拠、各環境影響評価項目を選定する理由又は選定しない理由について、地域住民等の理解が得られるよう、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 大気質

- ・ 周辺地域の大气質への影響を最大限低減する観点から、焼却施設からの排出ガス濃度について、本事業計画の内容や類似施設における事例等を踏まえて環境保全措置を十分に検討の上、排出ガスの諸元値を精査し、準備書にその内容を記載すること。
- ・ 排気筒高さについて、計画施設の立地条件、焼却する廃棄物、処理規模、気象条件等を踏まえて改めて検討し、準備書においてその設定根拠を示すこと。
- ・ 施設の稼働による大气質への予測及び評価をより正確に行う観点から、現況調査地点選定や予測方法の妥当性について十分に検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

3. 騒音、振動

- ・ 施設の供用及び工事の実施に伴う車両の運行計画を詳細に検討し、道路交通騒音及び振動について予測・評価を行うこと。なお、施設の供用に伴う車両の運行計画については、走行ルート別・車種別の台数を精査すること。

4. 景観

- ・ 施設の配置、形態、意匠、色彩及び敷地内の緑地配置について十分に検討し、周辺の環境との調和が得られる建築計画として、その内容を準備書に記載すること。なお、計画施設の建物高さが現況より高く計画されていることから、現況で視認される排気筒に加え、新たに建物の視認も想定される眺望地点からの景観については、特に留意すること。
- ・ 景観の調査地点について、「阪神高速4号湾岸線」上を走行中前方に計画施設を視認できると想定される地点での景観の変化を確認するため、北向き車線及び南向き車線の各1地点を調査地点として追加すること。また、近傍からの景観への影響を確認するため、忠岡町民第2運動場及び事業計画地北端と新浜緑地の間の道路上の地点についても、調査地点として追加すること。

5. 廃棄物

- ・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物量の予測にあたっては、エネルギー回収施設（焼却施設）やリサイクル施設（破碎選別施設）において処理する廃棄物の種類毎の処理計画量を可能な限り示した上で、既存類似例等を勘案して適切に原単位等を設定し、予測すること。
- ・ 最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する設備や運転管理計画を検討し、準備書に記載すること。

6. 地球環境

- ・ 施設の供用（施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行）及び工事の実施（施設の建設工事及び工事車両の走行）に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減する計画とし、その内容を準備書に記載すること。
- ・ 温室効果ガスの排出量に係る予測・評価にあたっては、それを実施する範囲及びその設定の考え方を準備書において詳細に記載すること。

7. 気候変動適応等

- ・ 事業計画地及びその周辺においては、高潮・高波による浸水、南海トラフ巨大地震による液状化及び津波による浸水が想定されることから、高潮浸水シミュレーションや忠岡町ハザードマップ、津波浸水想定について最新の情報収集・把握に努め、それらを踏まえた事業計画を立てた上で、化学物質の漏洩や廃棄物の飛散・流出等の環境への影響を最小限にとどめるよう対策を検討し、その具体的な内容を準備書に記載すること。

以上

別紙 住民意見等

1. 環境影響評価条例第7条の規定により知事に提出された 方法書についての環境の保全の見地からの忠岡町長意見

当該事業は、令和5年2月8日に本町と大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社及び有限会社松和メンテナンス（現・有限会社ショウワメンテナンス）の三社から構成される事業グループとの間で締結された「（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」に基づき進められているものです。当該事業が公民連携事業であることに鑑み、事業者には、今後の環境影響評価手続きにおいて、本町全域の環境への影響について分かりやすく示すとともに、環境影響を低減するために必要な配慮を講じられることを望みます。

1. 環境影響評価の実施にあたっては、事業活動による影響を改めて検討した上で、環境影響評価の項目を適切に選定し、最新の知見に基づいた調査、予測及び評価を定量的に行い、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
2. 令和6年3月29日に環境省から発出された「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」では、廃棄物エネルギーを高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高め、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要であるとされている。本事業においても、地域エネルギーセンターとしての地元への価値創出について地域と十分意見交換を行う場を設け、地域循環共生圏の形成による地域活性化を期待する。
3. 事業実施場所周辺には住居の立地はないものの、木材コンビナートの北端に位置しておりかつ既存のクリーンセンター運用時と比較して搬入出車両の増加が想定されることから、工事の実施及び施設の供用における車両運行計画を適切に調査・予測し、周辺事業者等との合意形成に努めること。

4. 工事の実施及び施設の供用にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制等に資する車両等を選択するように努めること。また、事業期間全体を通じた温室効果ガス排出量の予測・評価を行い、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギーの使用の合理化に努めるなど適切な措置を講ずること。
5. 方法書に係る意見書手続きや準備書の作成において、環境影響評価を実施する地域の設定根拠を分かりやすく示すこと。
6. 方法書に係る意見書手続きや準備書の作成において、現況調査の調査実施箇所の設定根拠を分かりやすく示すこと。特に大気質においては、排出元と調査地点の間に阪神高速4号湾岸線や府道29号（大阪臨海線）等の交通量の多い道路が位置すること等からより排出元に近い地点の設定等を検討すること。

2. 環境影響評価条例第7条の規定により知事に提出された 方法書についての環境の保全の見地からの岸和田市長意見

1. 地域住民の理解

当該施設は公共インフラとしての役割も担うことから、施設建設に当たっては地域住民の理解と同意が非常に重要である。事業者は環境影響評価においてより丁寧に説明責任を果たすとともに、地域住民から理解が得られる取組を進めること。

2. 地域住民へのフィードバック

一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理により、一般廃棄物の処理状況が全体的な処理量の中で目立ちにくくなることが懸念されるため、住民による廃棄物の発生抑制や分別徹底等の行動変容に資する処理情報の開示を行うこと。

3. 一般廃棄物と産業廃棄物を混合処理する資源循環上のメリット

一般廃棄物と産業廃棄物の双方を受入れ、一体的に処理することに伴う廃棄物減量、リサイクル率向上、資源循環率向上等、経営上の理由以外のメリットを明らかにすること。

4. 施設規模

CCUを導入した場合に自立運転可能な発電能力を確保できる施設規模に関して、本事業のエネルギー回収施設の平均処理計画量がCCUを伴う自立運転が可能な処理規模かどうかについて疑義がある。CCUを導入した場合や災害廃棄物処理を行う場合の施設規模に関する記述が定性的かつ抽象的であるのに対して、200t/日と定量的に結論付けられている点との整合を図ること。

5. 災害拠点

災害対策に関して、貯留ピット等が津波被害を受けた場合の流出防止策はどのように講じるのか、また、津波や高潮を避けるための高所への設置とは、どの程度の高さを想定しているのか、いずれも明らかにすること。

6. 事業の実施場所の表示

対象地と周辺の施設（住居、療養施設、病院、学校等）について、位置と距離が判別できる形で図示すること。

7. 排気筒の高さ

エネルギー回収施設の排気筒の高さを50mとして計画していることについて、和泉エネルギープラザにおける環境影響の予測結果を根拠に掲げているが、立地条件、焼却する廃棄物、処理規模、気象条件等の違いを正しく踏まえ、住民の便益が損なわれることなく十分な理解が得られるよう適切な根拠を示すこと。

なお、調査対象地域を修正する必要がある場合があることにも留意すること。

8. 排ガス濃度

エネルギー回収施設の排ガス濃度について、単に排出基準を満たすことを前提とせず、施設が持つ汚染物質の除去性能は十分に高度であり最先端と言えるのか、事業者自身によるベスト追求型の目標を含めて明らかにすること。

9. 生物多様性保全

大阪湾岸地域では「大阪湾岸に生物多様性豊かな干潟や湿地を取り戻すための共同宣言」が発せられており、大阪府及び岸和田市は生物多様性地域戦略を策定していることを鑑み、ネイチャーポジティブの観点で陸域生態系及び海域生態系についても環境影響評価の対象とし、緑化や自然生態系に対する取組を明らかにすること。また、水域へのミティゲーションについても言及すること。

10. 車両の運行計画

産業廃棄物運搬車両は高速道路を運行する計画となっているところ、自社のものではない車両を現実的にどのような手段でもって管理・把握するのか、また、高速道路が利用できない状況下ではどのように運行するのか明らかにすること。

11. 大気汚染防止対策たる産業廃棄物の搬入段階における性状安定化

安定的な排ガス濃度を確保するため、出口側の排ガス処理だけではなく、搬入される産業廃棄物の性状の安定化をどのように図るのかを明らかにすること。

12. 環境保全対策の定量評価

「解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用」や「再生利用が容易な資材を用いる」といった廃棄物対策の効果について、どのような予測手法を想定しているか、また、上限値のない廃棄物発生量や温室効果ガス排出量について、どのような手法をもって削減効果が十分であるかどうかを判断するのか、環境保全対策全般における予測手法と判断の方法について具体的に明らかにすること。

13. 余剰電力の活用

発電した電力の余剰分が既存のエネルギー需要に対して供給されることで温室効果ガス削減の効果が得られることから、既存のエネルギー需要に対する供給を代替する余剰電力の用途等の計画及び評価方法を明らかにすること。

14. ダイオキシン類の調査

旧クリーンセンターの供用によって発生していた可能性があるダイオキシン類について、周辺裸地等の土壤の汚染状況の確認を行うこと。

15. 焼却処理後の残渣

一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理により、焼却処理後の残渣を遠方の産業廃棄物処理施設へ運搬のうえ処分しなければならないことについて、環境保全対策を明らかにすること。

16. アスベスト調査

現行施設の解体前に大気汚染防止法に基づくアスベストの事前調査について実施する時期等を明らかにすること。

17. 施設基準

一般廃棄物と産業廃棄物の一体的処理を行う本事業においては、主な技術上の基準が一般廃棄物と産業廃棄物双方の施設基準を満たすことが分かるよう表現を工夫すること。

18. 岸和田市地球温暖化対策実行計画

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、岸和田市はゼロカーボンシティ宣言を表明していることから、このことについて追記すること。

19. 煙突排出ガスの影響予測方法

煙突排出ガス中のダイオキシン類を含むすべての物質の予測評価について、窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）に基づく拡散モデルを用いることが妥当であることを他の手段を含めて検討すること。

20. 影響予測における前提条件の設定

数値計算による影響予測は、設定する条件により結果が左右されることから、現実の状況に即した妥当性のある条件を設定のうえ行うこと。

21. 温室効果ガスの評価対象範囲

昨今の電力会社は温室効果ガス排出量をScope3基準まで開示するのが標準となりつつあることから、同様にScope3基準の温室効果ガス排出量の計上に努めること。また、温室効果ガスについて把握する範囲（システム境界）を文書上で設定のうえ、その考え方を明らかにすること。

22. 評価の指針

評価の指針における「地球環境」において、関係市町の地球温暖化対策実行計画に規定する目標の達成と維持に努めることについても明記すること。

3. 環境影響評価条例第7条の規定による知事に提出された 方法書についての環境の保全の見地からの泉大津市長意見

1. 事業規模および大気への影響について

当該事業における焼却施設の処理計画量は、現行の年間3,781トン（令和5年度実績）から年間6万6,000トン（220トン/日×300日）へと、約17倍の増加が見込まれているため、悪臭や大気質の悪化を含む地域環境への影響が懸念される。

当該施設は忠岡町に設置されるものの、事業計画地は泉大津市との市町境に位置し、泉大津市の住宅地から約1キロメートル西方に整備が進められている。立地特性上、大阪湾からの海風の影響を受けやすく、大気環境への負荷が広域的に及ぶ可能性があることから、泉大津市域への影響についても十分に評価する必要がある。

2. 工事および交通に伴う影響について

建設工事に伴う工事車両や、稼働後の廃棄物運搬車両が泉大津市域を經由することにより、市内交通量の増加が予測され、その結果として大気質への影響が一層懸念される。

方法書で示された環境配慮事項および評価項目の選定は概ね妥当と考えられるが、本事業には旧クリーンセンターの解体撤去も含まれており、粉じんの中でもアスベストの取扱については慎重な対応が求められる。そのため、環境評価においてはアスベストの取扱に関して十分な検討を行うことが不可欠である。

3. 水質および生態系への影響について

方法書では水質および生態系を評価項目に選定しないとしており、その判断理由は主として通常運転時の排水計画に基づくものであると考えられる。

一方で、本事業は焼却能力が約17倍に拡大し、産業廃棄物も受け入れる計画であることから、想定し得る影響経路も従前とは異なり得る。工事中の濁水流出や降雨時の雨水による物質移動など、排水計画のみでは説明しきれない経路も想定される。

これらを踏まえ、水質・生態系への影響について、中長期的な視点からの影響可能性を整理し、評価項目に選定しない判断の前提や考え方を明確にされたい。また、事業実施後においても、水質・生態系に関する状況を継続的に把握し、その結果を公表する仕組みについて検討されたい。

4. 災害時の対応について

事業計画地は大阪湾沿岸に位置し、地震・津波等の自然災害の影響を受けやすい地域特性を有していることから、災害発生時における安全対策や緊急対応計画について慎重に検討し、その内容を適切に公開することが望まれる。

5. 事後調査及び情報公開について

これらを踏まえ、忠岡町内のみならず泉大津市を含む周辺地域において、環境に関する調査・予測・評価を十分に実施するとともに、工事着工後および施設稼働後における詳細な事後調査を継続的に行い、その結果を適切に把握・公表することが必要である。

4. 環境影響評価条例第9条第1項の規定により知事に提出された意見の概要

1 対象事業の名称

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

2 条例第6条第1項の規定による方法書の写しの縦覧期間

令和7年9月18日から同年10月17日まで

3 条例第9条第1項の規定による方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間

令和7年9月18日から同年10月31日まで

4 条例第9条第1項の規定により知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出件数

242件

5 知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要

別紙1のとおり

(事業計画)

- ・ 忠岡町クリーンセンター（旧クリーンセンター）では一般廃棄物の処理量が20トン/日程度であったが、本事業では産業廃棄物も含めて10倍もの廃棄物を処理する計画であるため、環境を悪化させ、認められない。
- ・ 煙突からの排ガスは、調査・予測範囲である半径3kmよりも広範囲に拡散されると考えられるので、調査・予測範囲を拡大すべきである。
- ・ 半径3km内には保育所・幼稚園・小中学校等の教育施設や介護施設、人口密集地も含まれるだけでなく、事業計画地の近傍に住民が使用している野球場やテニスコートもあるので、大量の産業廃棄物を焼却する施設の立地条件に適していない。また、旧クリーンセンターと比較して焼却可能な廃棄物の量は産業廃棄物を含めて10倍以上となるため、これまでと同じ「住居等が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれていること」が事業の実施場所の選定理由にはならない。
- ・ 搬入車両等のルートについて、通行時間を具体的に示すとともに、主要ルートが一時的に使用できない場合において、生活道路を通行しない代替ルートも示してほしい。
- ・ 発電した電力について、どのように地域で有効活用されるのかを具体的に示してほしい。
- ・ 煙突の高さ50mの設定根拠が不十分であり、寄与濃度を低減させるために煙突をできるだけ高くしてほしい。
- ・ ストーカ炉に絞らず、より高性能な炉や設備等の導入を検討してほしい。
- ・ 産業廃棄物の搬入時において、目視確認だけでは有害物質を取り除けない。
- ・ 事業系一般廃棄物についても、産業廃棄物並みの持ち込み基準を設けるべきである。

(大気質、騒音・振動)

- ・ ダイオキシン類等の有害物質の拡散による健康への影響が懸念される。
- ・ 新たに産業廃棄物が持ち込まれ、焼却量も約10倍となるので、ダイオキシン類等の有害物質の排出量が増大するのではないかと心配である。
- ・ 大気質の現地調査地点を増やし、正確な評価を行うことが必要である。
- ・ 環境基準は人の健康を守る基準ではないため、それとの比較だけでは不安である。
- ・ 産業廃棄物運搬車両等による排ガス、騒音・振動等の影響が心配である。

(水質・生態系)

- ・大阪湾の水質への影響が心配であり、藻場や海域生態系の調査も必要である。

(廃棄物)

- ・破碎選別後の不燃物、焼却灰やばいじんの処理・処分方法や場所等を示してほしい。

(地球環境)

- ・廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としているが、大量の産業廃棄物を焼却することにより温室効果ガスの排出量は現在の炉に比べて増加することになるのではないかと懸念されている。

(気候変動適応等)

- ・想定最大規模の降雨での河川氾濫による浸水被害が予測されていないなど、災害時（地震・津波・高潮・地盤沈下・大雨・河川氾濫等）の想定が甘く、対策が十分であると見えない。

5. 環境影響評価条例第9条第2項の規定により事業者に提出された
意見の概要及び事業者の見解

1 環境影響評価方法書の縦覧期間

令和7年9月18日（木）～10月17日（金）

2 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間

令和7年9月18日（木）～10月31日（金）

3 意見書の提出件数

229通

4 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

別紙2のとおり

なお、提出された意見の一部は、原文のままではなく概要としてまとめています。

方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
I. 事業の名称、目的等に関すること	
1. 施設の名称について	
<p>(1) 産業廃棄物を焼却する施設なのに、エネルギーセンターという名称は住民を惑わすものである。事業名称を変更すべき。</p> <p>(2) 地域エネルギーセンターの名称に違和感を持つ。</p> <p>(3) 事業名称の「忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」は不適当であり、現在出されている事業はその内容から「廃棄物処理施設整備・運営事業」とするのが妥当である。</p> <p>(4) 産廃の焼却が目的なのに、その過程でできるわずかな電力を名称に使い、エネルギーセンターとは住民を惑わすものである。産廃焼却を隠そうとしているし、電力についても利用計画があいまい。</p> <p>(5) 「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」とあるが、記載されている「事業」の主体は「産業廃棄物焼却炉の運営事業」であり、名称自体が不適切といえる。今回の「方法書」自体を取り下げて、主権者である地域住民が事業内容を正確に把握しうる事業内容を明確に反映した事業名称に改めた後、再提出すべきといえる。その際、事業者が真に地域貢献に値すると考える事業と判断しているならば、事業内容の詳細を地域住民に届くように伝えることが、住民理解を進めることになり事業自体の推進の助けになるのではないかと考えられる。しかるに、事業者がそのよう地域住民への広報行為を行った事例は確認されていない。本事案に深く関連する事例として、先般の「大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業」があるが、地方自治の本義及び環境保全と住民福祉の見地からは、その轍を踏むことは決して許されることではない。</p>	<p>「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理手法について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後、公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われました。</p> <p>本公募の際に同町より示された提案募集要項は「(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業提案募集要項」という名称であり、「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」(以下、「本事業」という。)の名称はこれを引き継いでいます。</p> <p>また、環境省の補助金対象事業の一つである「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」では、廃棄物処理に伴う熱や電力を地域で利活用する拠点となる施設を「地域エネルギーセンター」と称しています。本事業でも廃棄物処理に伴う廃熱を回収しエネルギーを生成するスキームであることから、同名称を使用しているという側面もあります。</p> <p>本事業で計画しているエネルギー回収施設(焼却施設)で発電した電気は、まず場内(自施設内)で使用しますが、場内では使い切れないため、余剰電力が発生します。それを地域で利用していただくことを検討しています。なお、現時点では具体的な利用方法が決まっていないため、(仮称)忠岡地域エネルギーセンター整備・運営事業環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)ではお示しできておりませんが、どのような形で利用するかは、今後、忠岡町との協議の上で決定していきたいと考えています。</p>
2. 事業の選定に関することについて	
<p>(1) 忠岡町長が変わり、産業廃棄物焼却施設の中止を表明しているので、一旦白紙にして、違約金をもらって撤退してもらいたい。</p> <p>(2) 現町長に責任をなすりつけることは許されないと思う。</p> <p>(3) 事業計画の中止を求めるが、最低住民投票で決めるべき問題と考える。</p> <p>(4) 環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針であるとあるが、大量の産業廃棄物とその10分の1の一般廃棄物を混合して燃焼するという根本的な問題があり、明らかに環境悪化させる方向であり、計画を撤回し、忠岡町と協議すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の産業廃棄物の焼却施設を新たに建設するため、排出されるもの(排気ガス、排水、最終処分量など)は大量である。施設更新で、人口減少により取扱量も減少する方針なら問題なく受け入れられる。 ・環境保全対策の実施方針では、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針であるとあり、現状より低減させるではない。現状より悪化させる。 	<p>「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理手法について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後、公募型プロポーザル方式による事業者選定を経て、(仮称)地域エネルギーセンター等整備運営事業公民連携協定が締結されました。</p> <p>本事業は、忠岡町との本協定に基づき実施しています。</p>
<p>(5) 大栄環境と忠岡町の2～3業者との深い繋がりを断つために、現在ある施設の復活を求める。</p>	<p>忠岡町クリーンセンター(以下、「旧クリーンセンター」という。)は閉炉しており、今後、施設を解体する計画です。</p>

意見の概要	事業者の見解
(6) 候補地を挙げて賛否を募り選定する方法は如何か。	本事業計画地は忠岡町が決定した場所です。別の候補地を挙げて事業を行うことは考えておりません。
(7) 本方法書の経過認識が間違っているため事業計画を撤回し見直すべきである。	方法書に記載した経過は、忠岡町で公表されている経過を抜粋したものですので、正しいものと認識しています。
<p>(8) 忠岡町の一般ごみは泉北環境で広域処理すると話が進んでいたのだから必要ない。</p> <p>(9) 前町長の独断専行で決めた決定は無効。一般ごみは近隣の自治体と連携して処理するのが良いと思います。</p> <p>(10) 公害について心配しなければならない「公民連携処理方式」を止めて、公害の心配のない「広域化処理方式」を再採用すべきである。</p> <p>(11) 忠岡町も岸貝クリーンセンターを使うべき。</p> <p>(12) 忠岡町の一般ごみは泉北環境で広域処理すると話が進んでいたのに、民間事業者が巨大な炉を作って産廃を焼却しようとしている。ごみ処理できる方法があるのに地域の環境保全に逆行する産廃焼却事業の環境影響調査は必要ない。</p> <p>(13) 忠岡町という公が加わる事業に対する環境影響評価の範囲は、産業廃棄物処理施設を誘致せずに忠岡町のごみを広域処理する事業案を入れた案を加えた複数案の環境影響評価を行うべきである。その意味で、今の環境影響評価計画は一旦取り下げるべきである。</p>	広域処理に関して、当社からお答えすることはできません。当社は忠岡町との協定に基づき、本事業を行っています。本事業は忠岡町議会の承認議決を得て、進められているものです。
3. 事業計画地の選定について	
<p>(1) 産廃焼却炉を計画している場所が最適であることの科学的・合理的な説明を求める。</p> <p>(2) 産廃をここで処理することに理解ができない。</p> <p>(3) 実施場所は人口密集地に隣接しており、超大型、ダイオキシン発生が懸念される焼却施設は不適切極まりない。本来は人の住まない場所に計画されるべき。なぜこのようなところに建設するのか説明を求める。</p> <p>(4) テクノステージにも同じ220tの産廃焼却炉を建設するとなれば挟み撃ちである。</p>	方法書の「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理手法について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後、公募型プロポーザル方式による事業者選定が行われました。その際、本公募の提案募集要項に本用地が事業用地として選定されていたので、本事業は本用地において計画を進めています。
4. 事業計画地の位置（立地条件）について	
<p>(1) 半径3km以内には人口の密集した地域があり、保育所、幼稚園、小中学校の教育施設や介護施設が多く、産廃ゴミを燃やす施設の立地条件に適していないと思う。</p> <p>(2) 施設の近くには多くの工場、運動施設、公園などもある。住居だけでなくそれらの配慮については。</p> <p>(3) 住居が予定施設から900m離れているから問題ないとしているが、その根拠が示されていない。</p> <p>(4) 900mしか離れていない場所で毎日220tもの産業廃棄物を燃やされたら、健康被害は目に見えている。なぜ大丈夫といえるのか。</p> <p>(5) 従来忠岡町が処理してきた一般廃棄物20tの上にその10倍の産業廃棄物が処理されることになるわけなので、現在の環境が維持できるとは思えない。旧海岸線まで900m以上の距離が保たれているだけでは住居等の環境上保全が担保されているわけではない。設置場所が最適なのか。</p>	方法書「2-2-3 事業の検討(1) 事業の実施場所」に記載している「当地は忠岡町の臨海部に位置し、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれている。」については、事業計画地がどのような位置にあるかを示したものです。環境影響評価においては、特に人が生活する住居の位置を把握し、保全を要する場所として評価を行う必要があるため、その位置を示したところです。今後、これら住居付近を含め、周辺環境への影響を予測し、その結果を環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）においてお示しいたします。その際、事業計画地近隣のグラウンド、テニスコート、公園、木材コンビナート等を含めた予測・評価を行います。

意見の概要	事業者の見解
<p>(6) 岸和田市松風町等大阪府道29号のすぐ横に住宅地があることから、事業計画地までの間に住居等の立地がないとの主張は成り立たない。</p> <p>(7) 住居等の環境上保全を有する物件まで900m以上の距離が保たれているとあるが、建設予定地のすぐ横にはグラウンド、テニスコートがあり多くの住民が利用している。また、多くの会社もあり従業員が働いている。これで環境保全が担保されるのか。環境保全を要するのではないか。</p> <p>(8) P150 事業計画地のスポーツ施設、公園があり、多くの住民が利用しています（グラウンド、テニスコート、新浜緑地、漁港、ヨットハーバー）。</p> <p>住民のいこいのエリアとなっています。住民の貴重なエリアときれいな環境を残すため巨大産廃施設の建設はストップをお願いします。</p>	
<p>(9) P93 忠岡新浜全体が大阪府景観計画区域になっている。巨大焼却施設は計画区域にふさわしくない。</p>	<p>本事業地は大阪府景観形成基本方針における景観計画区域「大阪湾岸区域」に位置しています。本事業では、当該区域にて求められるデザインの手法を選定し、周辺環境と調和した開発となるよう配慮いたします。</p>
<p>5. 発電、エネルギー利用について</p>	
<p>(1) 発電した動力活用について具体的に何ら触れられていない。どのように地域で有効利用がなされるのか。</p> <p>(2) エネルギー利用の具体的な説明がない</p> <p>(3) 焼却施設の所内動力が不明。発電量より多いと忠岡町の利益が減る。</p> <p>(4) 余剰電力を地域で活用する方法は記載されていない。活用方法が不明なままで計画を進めるのはいかなものか。</p> <p>(5) 事業の目的は産廃焼却炉の建設であり、発電計画は詳しく述べられていない。発電計画であれば、産廃焼却炉にする必然性はない。その合理的な説明を求める。</p> <p>(6) 燃やしたごみの熱で電気、エネルギーをつくるということみたいだが、本当にとんとんになるのか。</p>	<p>エネルギー回収施設（焼却施設）で発電した電気は、まず場内で使用しますが、場内では使い切れないため余剰電力が発生します。その電力を地域で利用していただくことを検討しています。どのような形で利用するかは、今後、忠岡町との協議の上で決定していきたいと考えています。</p>
<p>(7) 産業廃棄物焼却による電力発電は再エネとは言わないし、地域循環とも言わない。</p> <p>(8) 廃棄物燃焼による再生可能エネルギーという定義（考え）はないのではないかと。廃棄物燃焼が再生可能エネルギーに組み込まれるべきものではない。</p> <p>(9) 熱エネルギーを回収し発電する施設とあるが、発電は出来ても、温室効果ガスは現在の炉に比べて13倍も排出されます（神戸商船大学名誉教授の西川先生の計算による）。これではこの発電は再生可能エネルギーとはいえません。産業廃棄物による火力発電ではないでしょうか。</p>	<p>エネルギー回収施設（焼却施設）では、一般廃棄物及び産業廃棄物を焼却して発電します。取り扱う廃棄物のなかには、バイオマス由来（生物資源）の廃棄物があります。例えば、木くず、紙くず、食品残渣などがそれに該当します。バイオマス由来の廃棄物を燃料とした発電はバイオマス発電と言われ、再生可能エネルギーの一種とされています。</p>
<p>(10) 地域で有効活用するには送電線は必要になるが、その方法や検討方法が示されていない。</p> <p>(11) 焼却にて出る熱で電力づくりがなされているが、送電線等の記述もないのは如何なものか不安が残る。</p>	<p>電気設備に関しては、現在その整備方法等について検討中であり、今後詳細設計を進め、決定されることとなります。</p>
<p>(12) 発電電力4,950kWは最大出力か、平均出力か。</p>	<p>発電電力4,950kWは、定格出力の値です。</p>

意見の概要	事業者の見解
(13) エネルギーの地産地消の言葉の使い方について、他地域から持ち込んだ廃棄物の燃焼エネルギーを使うので定義が違うのではないかと。	エネルギーの地産地消については、忠岡町内のエネルギー回収施設（焼却施設）で産み出したエネルギー（発電した電力）を同町内で利用するという意味で使っています。
(14) 熱エネルギー回収発電は焼却の結果であって、廃棄物発生抑制・削減こそが温暖化対策である。	エネルギー回収施設（焼却施設）で焼却する廃棄物は、どうしても再生利用できない廃棄物を想定しています。再生利用できるものは、焼却せずにリサイクルに回し、廃棄物の発生抑制、削減に努めます。
6. 資源循環、脱炭素、CCU等に関することについて	
<p>(1) 産業廃棄物を大量に燃やすというのは時代遅れではないのか。世界では、分別・リサイクルを徹底して行き、環境負荷を極力下げる取り組みが進んでおり、それらに逆行するものではないか。</p> <p>(2) ゴミは焼却中心から減量化や資源化優先等へ切り替えないと地球温暖化・気候危機という環境破壊に繋がってきている。循環型社会形成推進法等による3Rを重視したゴミ行政にすべきであり、焼却処理・ゴミ発電を優先させるべきでない。</p> <p>(3) この事業は地域循環社会形成などではない。</p> <p>(4) 焼却量を増やす計画はSDGsに反する。</p> <p>(5) 方法書に、第5次循環型社会形成推進基本計画に沿うべくサーキュラーエコノミーや脱炭素社会等に合致した方向で進める計画で廃棄物の適正な循環的利用に取り組むとあるが、いずれの内容も根拠が間違っており、住民に誤解を与え、忠岡町の取り組むべき方向とは違っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理量が10倍に増えると排ガス量、最終廃棄物処分量は大幅に増えるから ・環境配慮事項の配慮の内容には、環境計画における方針・目標との整合性を図るとあるが、排ガス量、最終廃棄物処分量が大幅に増えるため、目標値の実現を不可能にするから ・CO2排出量が大幅に増えるから。さらに方法書ではCO2排出量には全く触れず、運送車両などの問題にすり替えている。 ・忠岡町の地球温暖化対策実行計画において2030年までに基準年度比46%削減となっており、これに逆行するもの。 	<p>循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」として扱っています。そしてこれらについて、適正に「循環的な利用」が行われるよう規定されています。「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいいます。</p> <p>優先順位は、再使用＞再生利用＞熱回収であり、どうしても再生利用できないもので熱回収ができるものは、熱回収による資源の循環利用を行うよう義務づけられています。</p> <p>大栄環境グループでは、廃棄物を受け入れた後、再生利用できるものは回収し、リサイクルに回します。後に残ってしまう、汚れが多い等のどうしても再生利用できない廃棄物も、出来る限り埋立処分には回らないよう、さらに可燃物と不燃物に分けます。そして、可燃物は焼却し、その廃熱を利用して発電を行い、資源の循環利用を行っています。本事業でも、同じような形で資源の循環利用を行う計画としています。</p> <p>また、本事業で得られた電気は非化石電源と呼ばれ、化石燃料を燃やしてつくる電気ではないため、需要側の電気使用によるCO2排出量はゼロです。したがって、廃棄物発電による電気の利用は、CO2排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与するものと考えています。</p> <p>当社としては、本事業計画が忠岡町の取り組むべき方向と整合するよう、進めていく考えです。</p> <p>なお、CO2排出量については、準備書において排出量を予測し、その結果をお示しいたします。</p>
<p>(6) あたかも焼却量が増えれば脱炭素社会に近づくかのような記載がなされている。本来はごみ量を減らし焼却量を減らすことで二酸化炭素の排出量を抑制すべきところを、国の言葉を借りて施設の大型化を正当化しようとするものであり、本末転倒である。</p> <p>(7) 焼却を目的としており、脱炭素に逆行するもの。</p> <p>(8) CO2、ダイオキシン等有害物質を大量排出、熱放出を伴う産廃の処理は地球温暖化を促進するので反対。</p> <p>(9) 地球温暖化にはCO2削減が非常に大事だと思う。一つはゴミを減らして焼却することを減らすことが大事。忠岡町の一般家庭ごみも減っていると聞いている。そんな中で産廃ゴミを集めて、小さな忠岡町で焼却するのはCO2削減に逆行しているのではないかとと思う。</p>	<p>本事業では焼却して得られた廃熱を利用して発電し、電気（エネルギー）をつくり出します。その電気は非化石電源と呼ばれ、化石燃料を燃やしてつくる電気ではないため、需要側の電気使用によるCO2排出量はゼロです。したがって、廃棄物発電による電気の利用は、CO2排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与するものと考えています。</p>
(10) 「カーボンニュートラル」を達成するために処理能力を大きくするとあるが、環境保全に逆行するものだと思う。	<p>将来のカーボンニュートラルを達成するため、①処理能力を増強して熱回収効率を向上させ、②熱回収で得られたエネルギーを利用して脱炭素化を促進し、③将来はCCU等によりさらにカーボンネガティブを目指すこととしています。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(11)CCU活用に関してはいまだ研究段階で、活用できる保障はないのでは。</p> <p>(12)CCUの施設が完成していないと大量の温暖化ガスを排出する。いかに温暖化ガス発生を抑制するかを考慮すべき。</p> <p>(13)「将来CCUを導入した場合は」とあり、それがいつのことなのかも示されていない。</p>	<p>CCUに関しては、将来、導入が期待されているもので、現時点では研究、検討段階であると考えています。2050年のカーボンニュートラルを目指すには、事前に準備しておくことは必要であると考えています。</p>
II. 事業の内容、計画等について	
1. リサイクル施設（破砕選別施設）の仕様に関する事について	
<p>(1)破砕選別施設の最大能力が784.8t/日となっているが、忠岡の最大能力はどのように使うのか。</p> <p>(2)リサイクル施設の概要について、概要とも言えない不十分な内容である。「現段階の設計値であるため、詳細設計により変更する可能性がある」との記述もあるが、これは基本設計の名にも値しない。</p>	<p>破砕選別施設の最大処理能力は、比重が最も大きい廃棄物の品目を単独で処理することを前提として算出された数値であり、常時最大処理能力での処理を行う訳ではありません。平均処理量は50t/日程度と計画しています。</p> <p>破砕選別施設の仕様については、今後詳細設計を進め、準備書に反映いたします。</p>
2. エネルギー回収施設（焼却施設）の仕様に関する事について	
<p>(1)表2-5 P16 表2-5の排ガス濃度計画値の根拠が示されていない。</p> <p>(2)排ガス濃度の番号15～19（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素）について、忠岡町産廃焼却炉の数値が、和泉市の産廃焼却炉に比べて大きい理由を科学的に説明してもらいたい。</p> <p>(3)規制基準があるからと言って、事業者が汚染物質を最大値まで排出する「権利」が認められているわけではない。 汚染影響ゼロ、濃度でいえば、現在の忠岡町の大気濃度以下にするというのが追及されるべきだ。現在の大気濃度より高い汚染物を含む排ガスを放出すれば大なり小なり大気濃度は上昇するので、現状環境悪化しない根拠が示されていない。 それがどのように拡散するかを予測し、上昇の程度が小さければ、つまり環境基準を超えなければ問題ないというのが現在のアセス方法ですが、汚染が現在より増えることは確かだ。 「評価は、原則として、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」（大阪府技術指針P7）に従って評価すべきである。</p>	<p>表2-5に記載の排ガス濃度は、大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法による規制基準（排出基準）の濃度です。今後、詳細設計を行っていくなかで、改めて準備書において環境アセスメントを行うための諸元値（設計値）をお示しいたします。</p> <p>環境影響評価については、大阪府の「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（令和5年4月）」（以下、「大阪府技術指針」という。）に、「環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」が評価の指針の一つとされていますので、それに従って評価いたします。</p>
<p>(4)資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設を、人の健康に悪影響を及ぼすダイオキシンを発生させる超大型の産業廃棄物焼却炉にする理由が理解できないので、合理的な説明を求める。</p> <p>(5)焼却能力200t/日は忠岡町の発生量を大きく上回る。域外からの搬入が増え、交通量・排ガス負荷・災害リスクが拡大する。町内処理に必要な最小限の規模に再検討すべき。</p>	<p>エネルギー回収施設（焼却施設）での平均処理量を200t/日とした理由は下記のとおりです。（方法書P4参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設において発電した電力を、場内で利用するほか、余剰電力を地域で利用できるようにするため、一定規模以上の施設が必要であること。 ・熱回収効率を向上させるため規模の大きな施設とする必要があること。 ・将来CCUを導入した場合に自立運転によるCO2回収を可能とする規模とすること。 ・災害廃棄物の処理を速やかに行い、早期復旧に協力できる処理能力とすること。 ・廃棄物の取扱量及び事業用地の面積規模を考慮した施設の処理能力とすること。 <p>なお、交通量、排ガス負荷、災害リスクに関する事項については、準備書においてお示しいたします。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(6) 排気筒（煙突）高さ50mにする根拠を科学的に説明してもらいたい。</p> <p>(7) 排気筒高さ100mと50mについて、排出されるダイオキシン濃度の地上での変化を科学計算式で明示してもらいたい。</p> <p>(8) 煙突は50mだが、岸和田・貝塚クリーンセンター並みに100mちかくまで高くすべきと思う。</p> <p>(9) 50mは低い。ノズル等をつけ吹き上げ高さを上げ、拡散効果を期待する。</p> <p>(10) 排気筒50mで注釈の説明もあるが、山間部と臨海部では気象状況に相違があることが予想される。</p> <p>(11) 環境省の廃棄物処理施設生活環境影響評価指針の大気質の煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例に、当該施設を当てはめると煙突実体高は59～80mであり、調査対象地域も半径6～8kmとなっている。排気筒の高さを50mとした詳細な理由、調査対象地域設定例に基づき、排気筒の高さの再設計、調査対象地域の拡大が必要。</p>	<p>排気筒の高さの設定理由は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大栄環境グループの既存の焼却施設の排気筒高さ（40～50m程度）を参考にしています。これらの施設の周辺において大気質に関して問題となるような事象は確認されていません。 ・また、本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、既に環境影響評価を行った和泉エネルギープラザ（以下、「和泉EP」という。）と同等の施設仕様で計画しています。処理能力も同等であり、今後の詳細設計にもよりますが、排ガス量、排ガスの性状（諸元）もほぼ同等となることを想定しています。なお、先に実施した和泉EPの環境影響評価では、大気質において評価の指針を満足する結果が得られています。 <p>今後、本事業での排ガスによる大気環境中への環境影響について、排気筒の高さを50mと設定した上で、周辺の気象状況、大気質等の現況調査結果、詳細設計後の排ガスの諸元をもとに環境影響予測を行い、準備書において評価を行います。</p> <p>また、ご意見にあります環境省の廃棄物処理施設生活環境影響評価指針に示されている設定例は、準備書における予測評価において参考とさせていただきます。</p>
<p>3. エネルギー回収施設（焼却施設）の必要性について</p>	
<p>(1) 産業廃棄物の発生量が減少している状況で、今回の施設はほんとに必要か。</p>	<p>産業廃棄物の発生量は、全国で見ますと減少傾向にありますが、これまで安定的に廃棄物の適正処理を行っている大栄環境グループが扱う廃棄物量は年々増加しています（シェアが拡大しています）。近畿圏内を含め、今後さらにシェアを拡大していく計画としており、近畿圏内にある大栄環境グループの現保有施設だけでは廃棄物処理が追い付かなくなるため、新たな施設が必要であると考えています。</p>
<p>4. ストーカ炉（現在計画している炉）を選定したことについて</p>	
<p>(1) 焼却施設の炉の性能について、「ガス化改質炉」等高性能な炉があるのにそれを導入しないというのは時代に逆行していると思う。</p> <p>(2) ストーカ炉の選定には疑問がありやり直しすべき。ストーカ炉を選定したときの他のタイプの焼却方式との比較検討データや説明が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・忠岡町で当初作成された企画書の中には、従来の忠岡町の流動床タイプと今回のストーカ炉、ロータリーキルン+ストーカ式との比較しているが、非常に簡単な記載だけで、それらの妥当性、合理性などが理解できない。方法書P16の記載では、ストーカ炉にする場合の条件しか記載されておらず、方法書として不十分である。 ・「泉大津市、和泉市、高石市の処理組合 令和5年の検討書」をみると、非常に細かな事項まで調査し、多くのタイプを比較検討している。多くの自治体では大型設備の採用時には専門家を交えて十分な時間をかけて検討委員会を開催し、住民が納得できる検討資料を作成し開示している。 ・ガス化熔融炉はダイオキシン類の発生量が非常に少なく、最終処分量の低減などの利点がある。当初の技術的問題はほぼ解決しており、最終処分場問題の観点から必須の方式である。多くの採用事例もある。費用の面でも近視眼的な判断は不当。ガス化熔融炉で発生した灰分はガラス状のスラグに溶融・固化でき、道路材料に利用できるが、ストーカ炉の灰は埋立するだけである。 ・30年間の稼働で発生する燃焼残渣は、資源として有用にも関わらず、埋立され、処分場の管理も長期間となる。 	<p>エネルギー回収施設（焼却施設）に「ストーカ炉」を選定した理由は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大栄環境グループにおいて、2023年に稼働した焼却施設にてストーカ炉を採用しており、安定した処理ができています。 ・一般廃棄物、産業廃棄物によって水分や可燃分の含有量の異なる様々な廃棄物を安定的に処理することが可能であること。 ・ごみ焼却において全国での実績も多く、技術的に成熟していること。 ・熱回収効率が高く、エネルギーの有効利用が図れること。 <p>今回のエネルギー回収施設（焼却施設）は、国内で数多くの実績をもつプラントメーカーが整備しますので、当社は、当該施設の性能に全く問題はないと考えています。なお、本事業は、国等から補助金をいただくことは考えていません。</p> <p>一方、ご意見にありますガス化改質炉ですが、アスベストなどの難分解性とされる有害化学物質を含む廃棄物の処理が可能であることや、処理工程から発生する副産物は回収され再資源化できることなど優位な点はあるものの、ストーカ炉と比べ、廃棄物処理量1t当たりのエネルギー使用量やCO2排出</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(3) 産廃で補助金もらうためなら、今ある設備で最高に機能の良いものを導入してほしい。</p> <p>(4) 計画されているストーカ式焼却炉 (220t/日×1炉) のダイオキシン濃度は、0.1ng-TEQ/Nm³以下であり、既存の和泉エネルギープラザで稼働しているガス化熔融炉 (95t/日×1炉) の濃度0.01ng-TEQ/Nm³以下と比べて10倍も高くなっている。何ゆえにダイオキシン濃度が高くなる焼却炉に置き換えるのか。</p> <p>(5) 計画している産廃焼却炉のダイオキシン濃度を極低濃度 (岸貝クリーンセンターのダイオキシン濃度0.00015ng-TEQ/Nm³以下) にできる焼却炉への変更を求める。三菱重工ECの技術力であれば可能と思う。もしも残念ながら技術的に困難であれば、産廃焼却施設の設置は、市街地から100km以上離れた場所で排気筒の高さを100m以上にする。できれば日本本土から離れた太平洋の無人島離れ小島に変更すべき。</p>	<p>量が多く、エネルギー使用面では劣る施設であると考えています。さらに事業採算性が非常に悪く、安定的に事業を維持していくことは困難であると判断しています。なお、ガス化改質炉については、全国で過去10年受注実績はなく、2025年3月時点では全国5か所となります (2024～2025年で2炉廃止されています)。</p> <p>排ガス中のダイオキシン類濃度に関しては、健康保護と環境保全のため、国が規定した排出基準を遵守できる焼却炉を設計することを考えています。</p>
<p>5. 廃棄物の受入の際の目視確認に関すること</p>	
<p>(1) 許可品目以外が混入していないか、目視確認で出来るはずがない。</p> <p>(2) 白蟻などの防虫駆除剤を使用している木材は目に見えない。目視で判断できるのか。</p> <p>(3) 搬入された産廃の有害物質を目視確認では取り除けない。</p> <p>(4) 焼却前に有害物質を目視で取り除くとあるが、人材・経費の問題で不可能である。</p> <p>(5) 目視確認で、石綿含有産業廃棄物を除くことができるのか。水銀含有ばいじん等を除くことができるのか。</p> <p>(6) PCB・水銀・アスベスト・PFOS・放射性廃棄物等の厳密な確認は目視では不可能ではないか。</p> <p>(7) 安全にチェックできるのか。チェック体制の強化が必要。トラックに山積みされたごみの方の下の方にアスベストがついている木材や壁などが隠されたらどうにもならない。アスベストや化学物質を燃やされたら大変危険。</p> <p>(8) 方法書では「産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品以外のものが混入していないかどうか、マニフェストに示された内容と相違が無いか目視確認を行う」とあるが、極めてずさんな表現であり、具体性がないと考えられる。</p> <p>(9) 石綿含有建築材料や吹付石綿等はどのようにやって見分けるのか。1台ごとにそれぞれ違うマニフェストに従い目視確認することは不可能である。</p> <p>(10) ダンプの積荷をどうしてチェックできるのか。廃材に浸み込んだ薬品や有害物が目で見えるのか。</p> <p>(11) この炉ではダイオキシンやPFASは処理できないと考えるので、ダイオキシンやPFASの目視確認する検査員が必要ではないか。</p> <p>(12) 目視で産廃搬入の確認をするとはダイオキシン等は目で見えないものである。せめて臭い等化学的に検査できないものか。</p> <p>(13) 紛れ込むアスベストや水銀等有害物質は一つ一つ確認できない。病院の建替え工事で水銀汚染があったり、岸和田のとんぼ池公園近くのごみ山問題でも地権者すら何か持ち込まれたのか知らない。</p>	<p>産業廃棄物の受入にあたっては、排出事業者との処理委託契約を行う前 (商談時) に、排出しようとする産業廃棄物の現物を確認し、許可品目であるかどうか、処理が可能な物であるかどうかについて、計量証明書やWDS (廃棄物データシート)、SDS (安全データシート) 等の排出事業者から提供される情報をあらかじめ確認します。その結果、当該廃棄物が許可された品目であり、処理することが可能であると判断した場合に、排出事業者との間で処理委託契約を締結します。反対に、当該廃棄物が受け入れを行わない品目 (※) であることが判明すれば、契約は行いません (受け入れません)。</p> <p>(※) 廃棄物処理法判定基準を超える有害物質、PCB 廃棄物、廃石綿、石綿含有廃棄物、水銀含有ばいじん、放射性廃棄物等は受け入れない計画です。</p> <p>産業廃棄物を現場で受け入れる際は、車両の荷台に積まれた廃棄物を確認し、許可品目外のものが混入していないかどうか、マニフェスト (産業廃棄物管理票) に記載された内容と相違がないかどうか、目視確認を行います。加えてリサイクル施設 (破碎選別施設) においては、廃棄物搬入時の荷下ろしの際に展開検査を行い、許可品目外のものや契約外のものが無いか再度確認を行います。</p> <p>ご意見にありますマニフェストの運用規定や罰則規定は、本方法書に示す事項ではないと考えますので、記載はしていません。</p> <p>【参考】 産業廃棄物の排出者責任について 産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者による責任があり、適正処理に関する義務を負います。本来、産業廃棄物は自らが適正に処理すべきところ、それが出来ない場合、許可を有する処理業者に処理を委託することができますが、排出事業者における処理責任は、その産業廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではありません。</p> <p>また、処理を委託する場合、排出事業者は、その廃棄物の適正処理のために必要な事項 (性状や荷姿等) に関する情報 (WDS (廃棄物データシート)) を提示することが重要事項とされています。処理業</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(14) 有害物質を含む廃棄物は受け入れないとしているが、産業廃棄物業界では規制逃れの行為が多く見られており、本事業での対応の考え方は極めて不十分である。アスベストなどは、レベル3のものは、他の産業廃棄物に混載して運搬が可能になっており、不正の搬入が多いのが現状である。こういう中で方法書P15に記載された方法では不法な搬入を防ぐことはできない。すべての搬入物をトラックごとに細かく科学的精密分析などを採用するなど、抜本的な選別方法とすべきである。しかし、選別の分析費用、選別の人員、時間的無駄など極端に膨大な対応が必要となり実現は無理となると思われる。</p> <p>(15) 廃棄物の搬入車両は1日当たり最大で大型車27台、小型車21台となり、そのほとんどは産業廃棄物である。その1台ごとに違うマニフェストに従い目視確認するというが、マニフェストの運用規定や罰則規定もない方法書は如何なものか。</p>	<p>者への情報がなかった、あるいは不十分であったため、適正に処理が行われなかった場合は、排出事業者が廃棄物処理法の罰則の対象となる可能性がありますので、排出事業者はその責任を十分に理解しておく必要があります。</p>
<p>6. 廃棄物受入の際の確認体制について（確認時間や必要人数等）</p>	
<p>(1) 一つ一つ確認するにも時間が掛かり、搬入車両は長時間待っているのか。</p> <p>(2) 目視確認を徹底するための必要人数、経験についてアセスメントのなかで行っておくべき。</p>	<p>産業廃棄物の受入の際の確認については、現場経験を積んだ人材を配置するなど体制を整備し、確認には長い時間がかからないよう努めます。</p>
<p>7. 許可品目外のものや契約外のものが発見された場合について</p>	
<p>(1) 許可品目外のものや契約外のものが発見された場合に、どのような方法で取り除くのか、その方法や手段が示されていない。</p> <p>(2) 目視確認で除外した物質の処理方法が示されていない。</p>	<p>許可品目外のものや契約外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者へ連絡し、当該廃棄物の引取りを依頼いたします。</p>
<p>8. 事業系廃棄物の受入について</p>	
<p>(1) 一般廃棄物のうち「事業系廃棄物」に関しても、産廃並みの持込基準を適応することが必要である。</p>	<p>一般廃棄物については、忠岡町が規定する受入ルールに従って運用する計画としています。</p>
<p>9. 本事業計画地で産業廃棄物を受け入れる理由について</p>	
<p>(1) 産業廃棄物が発生した市町村、地域で処理できないものをなぜ忠岡町に設置する必要があるのか。他市町村で忌避されるがゆえに忠岡町に持ってくるのはそもそも間違いである。</p> <p>(2) 産業廃棄物は発生した都道府県で廃棄処理するべきだ。</p> <p>(3) 全国からの産業廃棄物を運んできて焼却する必要は全く無いのではないか。</p> <p>(4) 廃棄物を集中一括して処理することは排出企業を免罪するもの。</p> <p>(5) 自分たちの生活で出したごみを燃やすところまでは自分たちも責任があると考えたが、この計画はあちこちから産業廃棄物を持つてくるとのこと。その被害を私たちが被るのは納得できない。</p>	<p>「2-2-2 事業計画策定の経緯」に記載のとおり、忠岡町では、次期ごみ処理方式について「公民連携によるごみ処理手法」を優先事業方式として選定されており、その後の公募型プロポーザル方式により事業者選定が行われました。本公募の提案募集要項においては、事業を行う上で、一般廃棄物と産業廃棄物を一体的に処理する想定であることが記載されていました。</p> <p>産業廃棄物をどこで処理するのかについては、発生した産業廃棄物の処理責任を負う排出事業者が決定します。廃棄物処理法上、排出事業者は、発生した廃棄物を自らが処理できない場合に、処理業者に委託します。その際、どの処理業者に委託するか（処理される場所も含めて）は、排出事業者自らの判断により決定します。</p> <p>当社は、排出事業者から産業廃棄物の処理を委託された際は、環境保全上支障のないよう適正に処理いたします。</p>
<p>10. 産業廃棄物の品目ごとの搬入量について</p>	
<p>(1) 産業廃棄物が全国から集まるのに何がどれくらい搬入されるのか示されていない。</p>	<p>受け入れる産業廃棄物の種類ごとの処理量の目安は、準備書においてお示しいたします。</p>
<p>11. 他の処理方法の検討について</p>	
<p>(1) 埋立等の他の処理方法に変えるべきではないか。</p>	<p>本見解書 P4「6. 資源循環、脱炭素、CCU等に関することについて」の事業者見解の1行目～18行目「循環型社会形成推進法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」としています。～ 同じような形</p>

意見の概要	事業者の見解
	で資源の循環利用を行う計画としています。」を参照ください。
12. 焼却残渣の処理方法について	
<p>(1) 焼却灰・ばいじんの処分方法が示されていない。</p> <p>(2) 毎日発生する土・灰等の残渣の処理方法が記載されていない。</p> <p>(3) (仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業の施設稼働(工事を含む)により発生する「廃棄物」に関して「破碎選別後の不燃物」「焼却灰及びばいじん」等の「廃棄物」に関してまとまった「処理法」が明示されていない。「大栄環境グループの施設にて適正に処分する」「最終処分場にて埋立処分を行うこととする」等分散して記載されているに過ぎず、「処理法」の全容が集約的に明示されていない。「廃棄物」の処理法は「方法書」に求められる最も重要な記載事項であり、この欠落は看過しえないものといえる。</p>	<p>焼却灰(燃え殻)、ばいじん及び破碎選別後の不燃物は、大栄環境グループの管理型最終処分場にて埋立処分を行う計画です。焼却灰等処理残さの処理方法については、方法書 P15 図2-2 にお示ししております。</p> <p>工事に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、工事施工業者(元請)が排出事業者となり、当該廃棄物の処理責任があります。当社としては、工事施工業者に対して廃棄物処理法の規定に従い、適正な処理・処分を行うよう指導を徹底いたします。</p>
13. リサイクルするものの一時的保管について	
(1) リサイクルするものの一時的保管をする広い空間は長期間確保できるのか。	リサイクル施設での処理前の廃棄物については、施設内に十分な保管スペースを設けます。リサイクル施設にて分別回収した資源物については、屋内外に設けた専用ヤードもしくは容器に保管し、一定量まで貯留した後に搬出する計画です。
14. リサイクルに回す災害ゴミ等の扱いについて	
(1) リサイクルに回す災害ゴミやがれき類の扱いが明示されていない。	災害廃棄物及びがれき類のうち、再生利用できるものは分別回収してリサイクルに回し、それ以外の廃棄物は、適正に処理する計画です。
15. 一般廃棄物と産業廃棄物の混焼について	
<p>(1) 「方法書」には、「一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理し…」とある。自治体が処理の責任を持つ一般廃棄物と、排出事業者が自らの責任で処理することが義務付けられている産業廃棄物の混焼が「適正に処理」されることの確たる保証はどこにも記載されていない。</p> <p>(2) 家庭ごみ、産業ごみ、医療系ごみなど混ぜて同一炉で燃やすと環境管理ができないのではないかと。</p> <p>(3) 町役場の説明では一般廃棄物と性状を同じくするものしか焼却しないとのことであったが、方法書ではそのような記載がない。</p>	<p>忠岡町とは施設の稼働状況について情報共有できる体制を構築する予定です。例えば、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理量実績や施設稼働における排ガス等のモニタリング結果については、忠岡町へ定期的に報告を行い、忠岡町がその内容を確認できるようにいたします。</p> <p>さらに、廃棄物処理施設の設置許可権者である大阪府により定期的に立入検査も実施されますので、廃棄物の適正処理については、十分な監視体制が施されます。</p> <p>本事業のエネルギー回収施設(焼却炉)は、一般廃棄物と産業廃棄物の混焼を前提として設計されますので、同一炉で混焼しても排ガス値等を含め施設の環境管理は十分できると考えています。</p> <p>また、本事業で受け入れる産業廃棄物は、一般廃棄物と性状を同じくするものを想定しています。詳細は忠岡町と協議の上で決定いたします。</p>
16. 危険物の保管方法について	
(1) 危険物の保管方法について、地上か地下かが定まっていないことに不安を感じる。	廃棄物については、性状に応じて適切に保管する計画です。詳細は準備書においてお示しいたします。また、消防法上の危険物については、同法の規定に則り、対応いたします。
17. 車両の走行ルートについて	
<p>(1) 搬入車両がさつき通りを通らない保障がない。湾岸線・臨海線での交通事故・工事等での渋滞時にも他を通らないのか。</p> <p>(2) 産業廃棄物1日最大大型車27台が町民の道幅が狭い生活道路を通行する危険性を危惧する。</p> <p>(3) 生活道路を通行しないとしているが、ルートや時間帯等を具体的に明示すべき。</p>	<p>産業廃棄物運搬車両は幹線道路を使用し、生活道路は通行しない計画です。ただし、生活道路を通らなければならない場所に産業廃棄物の排出現場がある場合は、その限りでは無い旨ご理解いただきまようお願いいたします。</p> <p>具体的な走行ルート、時間帯については、方法書P22, 23にお示ししております。</p>

意見の概要	事業者の見解
(4) 他所からゴミを運んでくるトラックが狭い忠岡町を走るなんてとんでもない。	
18. 車両の走行による環境影響について	
(1) 搬入車両の走行による環境悪化がどのように起こるのかを評価すべき。 (2) 産廃を積んだトラックは岸和田市松風町の住宅地近くの道路を通ることになり、排ガスの心配がある。	廃棄物運搬車両等による環境影響については、主要な走行ルートとなる府道29号（大阪臨海線）の沿道付近で、住居があり車両による影響が最も大きくなると想定される場所で現地調査を行い、それをもとに環境影響予測・評価を行います。詳細は準備書においてお示しします。
(3) 運行予定の大型車両はどの程度低公害車を使用するのか。その部分アセスに記載が必要ではないか。	車両の更新時には可能な限り、低公害車の導入に努めます。また、車両の運転手に対して速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、周知徹底を図ります。
19. 車両の交通への影響について	
(1) 廃棄物搬入車両は1日当たり最大で大型車27台、小型車21台となり、交通にも害が及ぶと懸念される。 (2) 今でも放置された大型車が交通の妨げになっている。多くの車両の通行は危険を伴う。 (3) 産廃の全国からの輸送で渋滞もあり環境悪化になる。事故もありうる。	事業計画地周辺道路の交通量は、方法書 P35「表4-1-4 事業計画地周辺の主要な道路の交通量」に記載の通りであり、阪神高速湾岸線の新浜1丁目での平日12時間交通量は「45,231台」、府道29号線（大阪臨海線）の岸和田市新港町～岸和田市木材町での平日12時間交通量は「25,199台」です。 本事業で走行する廃棄物運搬車両等は、阪神高速湾岸線を走行する計画の大型車で「70台（往復）」、府道29号線（大阪臨海線）を走行する計画の小型車で「102台（往復・一般廃棄物運搬車両を除く）」ですので、廃棄物運搬車両等の通行が周辺道路の交通量に与える影響は極めて軽微であると考えています。 なお、廃棄物運搬車両等の安全、環境配慮の観点で、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止について、車両の運転手に対して周知徹底を図ります。
20. 環境保全対策に関することについて	
(1) 方法書では環境保全対策が不十分である。 (2) 「環境への影響を最小限に留める」という大阪府の方針から見て方法書に問題がある。 (3) ゴミ処理できる方法を地域の環境保全を最優先に考えて進めてもらいたい。 (4) 施設の稼働や廃棄物の不適切な処理による土壌、水質、大気汚染への懸念。 (5) 「大阪府循環型社会推進計画の概要」の②産業廃棄物適正処理の徹底に則り、環境保全をお願いする。 (6) 流れ出た廃棄物の化学物質の処理まで検討されているか心配。	環境保全対策の内容については、いただいたご意見を参考に、準備書において改めてお示しいたします。 また、準備書では、環境への影響予測・評価を行い、その結果をお示しいたします。
(7) P27 騒音振動対策・・・騒音発生の抑制に「努める」ではなく「する」のではない。 7行目 不必要なアイドリングの禁止について周知徹底を「図る」はあいまいな表現。 11行目 アイドリングを禁止するで良いのでは。 (8) P28 危険物対策・・・流出防止を計画し、安全性の確保に努める。→計画ではなく防止し、努めるではなく確保するでは。	「努める」「検討する」等の表現について、方法書の時点では、確定していないことが多いため、このような表現となっています。今後提出する準備書では、確定したものについての表現は明確になると考えています。

意見の概要	事業者の見解
<p>(9)P28 地球温暖化対策・・・地元地域で有効利用することを検討している。→ 余剰電力はいくらで、有効利用とは何をするのか。高効率な発電の維持に「努める」 → あいまい。可能な限り低公害車の導入に「努める」 → あいまい。</p> <p>(10)P28 工事の実施・・・環境への影響を極力低減する「方針」 → 実行するとしてもらいたい。大気汚染防止対策 飛散防止に「努める」 → あいまい。工事業者に「指導する」 → 「徹底する」では。</p> <p>(11)P29 騒音振動・・・建設機械の使用に「努める」 → あいまい。具体的に教えてもらいたい。工事車両は生活道路の通行しない「計画」 → 徹底では。廃棄物発生土対策・・・分別、再利用、再資源化に努める → あいまい。地球温暖化・・・車両数を削減するよう「努める」 → あいまい。</p> <p>(12)全体として環境保全に対して記述が不十分である。住居近くに施設を建設しようとする上での配慮が欠落している。</p> <p>(13)P30 解体工事中・・・ダイオキシン類による汚染状況事前評価を行い、適正な管理区域等を決定する → 事前調査はどのようにするのか。</p> <p>(14)方法書では「可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する」等、具体的に言及せず「可能な限り」とか「検討する」等の文言が多い、世間一般では「やらない」という意味である。環境保全の審議に値しない。</p>	
<p>(15)ダイオキシン類に汚染された空気、粉じん等の排出基準は。ダイオキシン類に汚染された排水はどのような処理。付着物除去作業及び解体作業によって生じた汚染物の飛散防止置、適正に処分とはどのように行うのか。解体工事前後の環境調査は誰がどのように行うのか、確認は誰が行うのか、忠岡町の関与は。解体前のアスベスト調査は、誰がどのように行うのか、適正に処分とはどのように行うのか、忠岡町の関与は。</p>	<p>旧クリーンセンターの解体工事におけるダイオキシン類対策は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル(平成30年8月、社団法人日本保安用品協会)」や「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について(平成13年4月、環廃対183号)」等に従い、適正に対策を行います。具体の対策(大気中への排出、排水処理、飛散防止措置、事前調査、汚染物の処理等)については、準備書においてお示しいたします。同様に、アスベスト対策についても、大気汚染防止法をはじめとする関係法令等を遵守し、適切に対策を行います。具体の対策(事前調査、汚染物の処理等)については、準備書においてお示しいたします。</p>
<p>(16)岸貝クリーンセンターの約250倍のダイオキシン排出量となる計算がされている、ばいじんが10倍、最大濃度の、物質により異なるが7倍から900倍となると予想、旧忠岡クリーンセンターの約13倍の排出量となり現状より悪化することが予想される。「評価は、原則として、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」(大阪府技術指針P7)とされていることから大問題だ。水銀のバグフィルター吸着率について、活性炭が水銀の除去に効果的であることが示されているが、水銀の除去率は30%から87%の範囲で変動し、洗浄液に移行する水銀の割合は約70%とされている。そのため、現状より大気への影響が大きくなることが考えられる。汚染影響ゼロ、濃度でいえば、現在の忠岡町の大気濃度以下にするというのが追及されるべきです。ダイオキシンの年1回、水銀の年3回程度の測定では少なすぎる。大幅に増やすべき。</p>	<p>方法書に記載の排ガス濃度は、大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法による規制基準(排出基準)の濃度です。今後、詳細設計を行っていくなかで、改めて準備書において環境アセスメントを行うための排ガス濃度の諸元値(設計値)をお示しいたします。なお、実際に施設が稼働する際には、環境アセスメントで示した排ガス濃度の諸元値(設計値)を確実に下回るよう運転管理を行います。本事業においては、環境への影響を最小限にとどめるよう(影響を極力低減するよう)、環境保全対策を実施する考えです。</p> <p>施設稼働後の排ガスの測定頻度については、準備書の記載事項の一つである「事後調査の方針」でお示しさせていただき、大阪府環境影響評価審査会を通じて審査していただくこととなります。</p>

意見の概要	事業者の見解
(17) 居住地まで900mしか離れていない。低周波音をどれだけ抑えるのか、その影響はどれだけのものか、どのような機器を採用するのかわからない。「共振防止」についても「留意する」としかしていない。杜撰な計画。	低周波音については、準備書において環境影響を予測し、その結果をお示しいたします。なお、どのような機器を採用するか等は、今後設計を進めていくなかで、準備書の段階でお示しできるものは明記する考えです。
(18) 大気の浄化設備を設置し管理してほしい。 (19) 有害物質の発生を最小限にする対策を。 (20) 重金属対策は。	大気環境中へ影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。なお、焼却後のばいじんや焼却灰に含まれている重金属類は、溶出しないようキレート処理し、大気環境グループの最終処分場において埋立処分を行う計画です。
(21) フッ素酸化物（誤表記？）の除去に関しては、環境アセスに触れていないとはいえ、不安を払拭すべき。	PFASについては、現時点では焼却施設の排ガスに関して法令等による規制はなく、国において知見の集積に努めているという状況にあります。今後、国の動向や専門機関等の最新の検討状況等に注視しつつ、継続して情報を収集し、基準や指針等が設定された場合には適切に対応いたします。 ただし、本事業においては、明らかにPFOS及びPFOAを含有することが判明している廃棄物（泡消火薬剤等）やその恐れのある廃棄物（活性炭等）は受け入れません。その他、排出事業者との処理契約を行う前に、廃棄物の性状等のデータでPFOS及びPFOAが含有されていることが確認できる廃棄物は受け入れません。
(22) 排ガスが基準値を超えた場合、即時操業停止ができる関連設備が必要。	排ガスが基準値を超えた場合は、ただちに運転を停止し、原因を究明するとともに、再発防止のための対策を講じます。
III. 環境影響評価に関することについて	
1. 環境影響評価を実施する地域、範囲について	
<p>(1) 環境アセスメント範囲が半径3kmは狭すぎる。せめて6km～10kmは調査してほしい。忠岡町だけでなく、環境影響という意味では和泉市、泉大津市、岸和田市も含めないといけないのではないかと。</p> <p>(2) 方法書32ページの図3-1 (2) によれば、事業計画値から半径約3kmとしているが、最低でも6kmと上げるべきだと考える。3kmの科学的根拠を説明してほしい。</p> <p>(3) P40 3km以内に学校施設が9件、6km以内に学校施設が10件あります。環境影響調査を6km行ってください。</p> <p>(4) 忠岡町は東西方向に4km以上あるが、3kmの範囲にすると町役場から高月南までの範囲が「評価」されないことになる。ここを除外するのは納得できない。また、和泉市が全然入っていないのはおかしいと思う。和泉エネルギープラザ整備事業の「環境評価」の範囲は事業地から5kmを採用したと思う。これを考えると、「評価」の範囲は5km以上とすべき。</p> <p>(5) 空気は動くものなので、ギリギリの距離での計測では正しい数値と書けないと思う。もう少し範囲を広げなければならないと思う。</p> <p>(6) 排ガスが3kmしか飛ばないとするのは、毎日ここで生活するものとしては納得できない。最低でも忠岡町全域が入り、近隣の市が含まれる半径6kmはアセスメントの範囲に含めるべき。</p> <p>(7) 3km範囲は風向きや強さでいくらでも変わる。</p> <p>(8) 調査距離は忠岡町全地域を対象とすべき。</p> <p>(9) 評価範囲は泉州全域に拡張すべき。</p>	<p>本事業での環境影響評価の範囲は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に、ここでは影響が広範囲に及ぶことが想定される排気筒からの排ガスによる影響をもとに設定しています。なお、同指針では、排ガスによる影響の調査対象地域の設定にあたって、ブルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度出現距離を考慮し、地域の気象特性等も勘案するよう記載されており、一例として、最大着地濃度出現距離の概ね2倍を見込んだ範囲を設定する方法が記載されています。</p> <p>【範囲設定の具体的方法について】 方法書の段階では、詳細な現地調査が完了していないため、既存の資料を基に概略による影響予測を計算しました（仮計算）。影響が及ぶ範囲や最も影響の程度が大きい地点等を把握した上で、環境影響評価の実施地域を選定しました。</p> <p>【算出方法】 環境影響評価において広く用いられている手法（窒素酸化物総量規制マニュアルに記載のシミュレーションモデル（拡散式はブルーム・パフ式））による数値計算としました。 手順として、大阪管区気象台の令和6年度の日射量・雲量データ及び大気汚染常時監視測定局である泉大津市役所局と岸和田中央公園局の令和6年度の風向・風速データを用いて周辺地域に拡散した排ガスがどの程度の濃度になるかシミュレーション計算を行い、事業計画地を中心に10km×10kmの範囲での排ガスの濃度を求めました。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(10) 大栄環境が和泉市内で行ってきた埋設処分事業に由来する環境汚染に関して、その予兆ともいえる観測値の報告(方法書1 24頁記載の図中番号①大津川橋での測定値もその1例といえる。大津川上流には大栄環境の平井処分場がある)、あるいは植物の生態異常を危惧する住民の声も出ている。「環境への負荷の軽減」の論理からすれば、処分場は最近接の和泉市内の既設処分場およびその周辺地域が最有力候補地となるが、「方法書」では明記されていない。(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備運営事業の実施にあたって、不可欠の重要因子である処分場に関する記載の欠落は「方法書」の重大な問題点といえる。したがって、環境影響評価の範囲を3キロ圏内に限定していること自体が、「方法書」としての基準からの重大な逸脱ということになる。環境影響評価の範囲を和泉市の平井処分場及び大津川水系の槇尾川・松尾川流域を含めた区域にまで広げた「方法書」として再提出されるべきである。この件に関して、大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業も処分場に関する類似した問題点を内包していたことを指摘しておく。</p>	<p>その結果、濃度が高くなる場所は事業計画地の東方向約1.1~1.3kmの地点であったので、前述した指針に沿ってその地点から2倍の距離の範囲とするところ、安全側で考え、さらに広い範囲の半径3kmの範囲とすることにしました。</p> <p>この設定により、環境アセスメントの対象となる市町は、忠岡町、泉大津市及び岸和田市となりました。</p>
<p>2. 地域の概況 (既存資料調査) に関することについて</p>	
<p>(1)P81 石綿飛散防止 事前調査書面、作業完了報告書、測定結果の記録の保存、3年間は短すぎる。永久保存ではないのか。</p>	<p>石綿飛散防止規制における各書面の保存年数については、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全に関する条例により定められているものですので、当社でお答えすることはできません。</p>
<p>(2)P101 大阪府災害廃棄物処理計画 大阪府で想定されている大規模地震等に対する具体的な対処方法を示してもらいたい。</p>	<p>大阪府災害廃棄物処理計画は、大阪府が作成されたものです。本計画を見ますと、府で想定されている大規模地震に対する具体的な方法については、本計画のP14~21に災害応急対応が、P22~30に復旧復興対応がそれぞれ記載されていますので、ご参照ください。</p>
<p>(3)P104 大気環境について測定地点が4点のみとなっている理由を示してください。忠岡全体を行ってください。</p>	<p>ご意見にあります測定地点については、大阪府及び岸和田市が実施している大気環境測定の地点及び項目を示したものです。測定地点の考え方については行政の所掌であり、当社でお答えすることはできません。</p>
<p>(4)岸和田中央公園におけるダイオキシン類の調査を令和元年だけでなく、測定を継続するべきである。</p>	<p>岸和田中央公園におけるダイオキシン類の調査、測定については、行政の所掌であり、当社でお答えすることはできません。</p>
<p>(5)P150 ①~⑦の公園を各地20~30分の調査、わずか1日の調査で利用状況は分からない。 新浜地先公園は現在使用していません。新浜公園は現在利用していません。新浜緑地は一般貸出をして使っています。新浜緑地は緑豊かな海に面した広い地域で、きれいな環境をこわさないでください。</p>	<p>方法書P150の記載内容は、事業計画地周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」の状況を広く文献で確認した上で現地の状況を簡易な踏査により把握したものです。詳細調査については、方法書P174に示すように秋季の平日及び休日において、施設の開門時間と廃棄物運搬車両等の走行時間帯を基に行います。</p> <p>なお、事業地周辺への環境影響については、今後、準備書において環境影響を予測し、その結果をお示いたします。</p>
<p>3. 環境影響評価項目に関することについて</p>	
<p>(1)環境影響評価項目で評価しないと記載しているもので、下記は採用すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、中間施設、焼却施設の入口周辺で大量に発生するはずである。 ・硫黄、ベンゼンは車両の燃料に含まれる物質だが少量であり全国的に環境基準を達成しているとしても、産廃処理場で中身が種々の混合物であり燃焼施設である。 ・光化学オキシダントは硫黄、ベンゼンと同じ理由で排除は不当。 ・PM2.5は理由が10数年以上前と同じで最近までの研究調査結果は多数出ており、できる限り予測評価すべき。 	<p>ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、排ガス中にほとんど含まれないと考えていますので、大気汚染物質の評価項目に加えていません。また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを大量に含むような廃棄物は受け入れません。</p> <p>硫黄分が含まれる廃棄物は、焼却により硫酸酸化物となります。排ガスに含まれる硫酸酸化物については排ガス中での周辺環境での濃度予測を行います。</p>

意見の概要	事業者の見解
	<p>光化学オキシダントは、揮発性有機化合物（VOC）と窒素酸化等が光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出されるものではありませんので、評価項目に加えていません。なお、VOCは炉内の燃焼過程で分解されるため発生は少なく、一方、排ガス中に含まれる窒素酸化物については、排ガス中での周辺環境での濃度予測を行います。</p>
<p>(2) 大気質評価項目に微粒子状物質PM2.5を加えるべき。</p>	<p>PM2.5は下記の理由で予測評価は行わない考えです。</p> <p>①PM2.5の生成メカニズムが複雑 PM2.5は、単に排出される一次粒子だけでなく、大気中で化学反応を経て生成される二次粒子が多く含まれます。これらは、NO_xやSO_x、揮発性有機化合物（VOC）などが反応して生成されるため、発生源の特定や寄与の定量化が非常に困難です。</p> <p>②広域・越境汚染の影響が大きい PM2.5は、国内の発生源だけでなく、東アジアなどの近隣諸国からの越境汚染の影響も受けます。そのため、個別事業の環境影響評価で、PM2.5の濃度変化を正確に予測するのは困難です。</p> <p>③予測手法の精度が不十分 環境省はPM2.5の予測モデルの構築に取り組んでいますが、現時点では都市スケールでの定量的な予測は難しいとされています。そのため、環境アセスメントでの活用には限界があります。</p>
<p>(3) PFAS類は新たに判明した有毒な物質であり、これらについても評価と対策が必要。</p> <p>(4) PFAS類の評価と対策が必要。政府の規制を待つことなく、独自の考えで評価し、汚染を拡散させないことを基本にすべき。</p>	<p>本事業の環境影響評価については、大阪府技術指針に従って評価を行います。有機フッ素化合物（PFAS）は、同指針の評価項目にはありませんので、環境影響評価は行いません。</p> <p>なお、PFASについては、現時点では焼却施設の排ガスに関して法令等による規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、今後、国の動向や、専門機関等の最新の検討状況等に注視しつつ、継続して情報を収集し、基準や指針等が設定された場合には適切に対応いたします。</p>
<p>(5) 環境基準が設定されていない排ガスは多数あり、これらについても発生量自体を低減することを評価の基本にすべき。</p>	<p>環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮いたします。</p>
<p>(6) 排出ガス中の調査対象物質にアスベスト・PFOS類・放射性物質が入っていないのは、まだ、大気中基準ができていないからと考える。現実には有毒性が明らかになり、欧米では厳しい対策がとられている。できないなら、現状の10倍という大型炉等作らず、広域化して「廃棄物発生抑制・削減」等住民参加型の資源循環本来のSDGsに徹するべきだ。</p>	<p>廃石綿、石綿含有廃棄物、明らかにPFOSやPFOAを含有することが判明している廃棄物、放射性廃棄物は、本事業では扱わない計画ですので、本事業の環境影響評価の調査対象物質には入れておりません。</p>
<p>4. 現況調査に関することについて</p>	
<p>(1) 調査地点に和泉市の河川がない。将来的にみると和泉市と忠岡町で合計440t/日の処理になると、必然的に2つの焼却炉の影響を複合的に考えるべき。和泉市においてこれら2つの河川が合流する山側で調査地点が必要と思う。</p>	<p>本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、海域等の公共用水域への排水がないクローズドシステムを採用します。したがって、河川への影響はないものと考えており、調査は不要と考えています。</p>
<p>(2) 大気質の現地調査を合計5カ所しか予定していない。正確な評価を行うためには、もっと多く観測が必要だと考える。</p>	<p>大気質の現地調査を実施する箇所は、忠岡町、泉大津市及び岸和田市のうち、その地域の一般大気質を代表する地点として行政により設定されている大気汚染常時監視測定局の泉大津市役所局及び岸和田中央公園局に加えて、上記の計算結果より影響が高くなると算出されている地点付近を含む3カ所の計5カ所を測定地点に設定しています。</p> <p>これにより、事業計画地周辺の一般大気の状態を詳しく把握できるものと考えています。</p>

意見の概要	事業者の見解
5. 環境影響評価に関することについて	
<p>(1) 排ガス、燃え殻、ばいじんだけでなく、臭い、騒音等あらゆる方面にもっと考え直さなければと思う。</p> <p>(2) 収集運搬時の道路公害（騒音、振動、大気汚染）。</p> <p>(3) 計画されている超大型炉（220t/日×1炉）と旧来の忠岡町クリーンの小型炉（800℃、約30t/日×1炉）について、ダイオキシン濃度と1日の排出量を科学計算式により明示してもらいたい。</p> <p>(5) 現在忠岡ではプラスチックペットボトルと一般ごみを別々に出している。廃プラを焼却しようとしているが、排ガスに影響はないか。</p> <p>(6) 一般廃棄物20t/日に対してそれ以外は産業廃棄物であり、大量のダイオキシン等の有害物質を発生することが予想される。</p> <p>(7) 予想排出量等示されるべきものが示されていないため、大変不安。</p> <p>(8) 建設した後で実態を把握するでは遅すぎる。</p> <p>(9) 予想される排出物の量的提示や影響予測計算が示されていない。</p>	<p>エネルギー回収施設（焼却施設）から大気中に排出される排ガスによる環境影響、運搬車両の走行ルートでの環境影響を含め、方法書に記載している環境影響評価項目の全てについて環境影響を予測し、その結果を準備書においてお示しいたします。</p>
<p>(10) 煙突からの排ガスは常時降り注がれるので、エリア内の土壌などは日々汚染されるのでは。</p>	<p>本事業で計画しているエネルギー回収施設（焼却施設）の排ガスは、大気汚染防止法等による排出基準を満足するものであり、排ガスによって事業計画地及びその周辺の土壌が、環境基準に適合しない土壌となることはないと考えています。</p>
<p>(11) 規制基準があるからと言って、事業者が汚染物質を最大値まで排出する「権利」が認められているわけではない。 汚染影響ゼロ、濃度でいえば、現在の忠岡町の大気濃度以下にするというのが追及されるべきです。現在の忠岡町より高い汚染物を含む排ガスを放出すれば大なり小なり大気濃度は上昇する。それがどのように拡散するかを予測し、上昇の程度が小さければ、つまり環境基準を超えなければ問題ないというのが現在のアセス方法ですが、汚染が現在より増えることは確かです。 現在より大気が悪化しないように措置を講じるべきだし、できなければ事業計画を中止すべきだ。</p> <p>(12) 忠岡町を今より悪化することが予想される。悪化させてはいけない。</p>	<p>大阪府技術指針では、環境影響評価を行う上での評価の指針の一つに「環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」と記載されています。よって、本事業を行う上で、環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。</p>
<p>(13) 二酸化窒素ガスではWHOの2021年改訂版の目標値「日平均値年間上位99%値12ppb」を目安にすべき。他のPM2.5などもWHOのレベルで評価すべき。現在の我が国の基準0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることは大幅に汚染したレベルのままである。他の項目も同じ状況。</p>	<p>大阪府技術指針では、環境影響評価を行う上での評価の指針の一つに「環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。」と記載されていますので、WHOの基準での評価は行いません。</p>
<p>(14) P184の「評価の指針」で地球温暖化対策について、忠岡町、泉大津市、岸和田市、和泉市など各自治体の計画・目標について無視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府においても地球温暖化対策は喫緊の課題であり、すぐにでも削減方向にすべきところであるが、P116の図にある通り、なかなか削減が進んでいない状況のところ、本事業の施設は新規の施設である。当該事業関係者のなかで、例えば大栄環境において、他の場所で相当の焼却施設の廃棄があるなどとはどこにも記載されていない。 新規施設をつくるならCCUなどの施設を急ぎで設置しCO2を低減すべきだが、技術的、コスト的にも実施不可である。 	<p>環境影響評価項目の「地球環境」の「評価の指針」については見直し、準備書においてお示しいたします。</p>

意見の概要	事業者の見解
6. 陸域生態系や海域生態系への環境配慮や影響に関することについて	
<p>(1) 事業計画地は、大阪湾内に埋め立てられた土地であり、すぐ横は大阪湾であることから大阪湾に対する環境配慮が求められる。</p> <p>(2) 事業計画地は新居浜緑地運動広場に隣接しており、また、大阪湾における有数の釣り場にも隣接していることから「環境配慮事項」から排除し環境影響評価を行わないのは根拠がない。</p> <p>(3) 周辺地域の動植物の生育・生息環境に影響を与えることがないことの根拠が示されていない。</p> <p>(4) 仮に3km以内の調査とするのであれば、施設北側の海の調査もすべき。藻場や魚等生態系の調査も必要。</p> <p>(5) 大阪湾全域は漁場として利用している。生態系への影響の回避、低減に努めてほしい。</p> <p>(6) 空、海、土地を汚す。魚、農作物、花はどうなりますか。</p>	<p>事業計画地は、これまで忠岡町クリーンセンターとして利用されてきました。本事業の実施によって、自然植生を伐採したり、干潟が減少するなど動植物の生息・生育環境に影響するような行為はない計画としています。また、良好な緑地や水辺等の減少もない計画としています。</p> <p>さらに、本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、海域等の公共用水域への排水がないクローズドシステムを採用します。プラントで発生した汚水は、炉内で噴霧させることで（方法書 P19 図2-5 給排水フロー図参照）、排水はなく海域や魚等の生態系への影響はないと考えています。</p>
7. 災害対策等に関することについて	
<p>(1) 「想定浸水なし」としているが、南海トラフ地震時には臨界部での浸水や停電が予想される。非常電源や廃棄物流出策を明示した上で再検討が必要。</p> <p>(2) 「環境配慮の選定」で、地震による津波、地盤沈下、洪水・内水氾濫、台風による高潮等が「環境配慮事項から除かれており、水圏とりわけ海洋の汚染についても述べられていない。また、基本設計図等の必要な資料が提示されていないものであり、「方法書」として体をなしていない。</p> <p>(3) 河川氾濫による浸水被害を想定していないが、洪水・内水氾濫の危険性は無視できないのではないかと。大津川は府下最大の2級河川であり、本件の立地が河口に近い。全国的に近年の降雨量は100年に一度の雨量水準はおろか、1000年に一度といわれる「想定最大規模降雨」も多発している。</p> <p>(4) 環境配慮事項で、洪水、内水氾濫について近年発生すると予想されている東南海地震、津波、線状洪水帯発生で大雨等による集中豪雨の被害が出ている昨今、河川氾濫による浸水被害を想定しなくて良いのか。</p> <p>(5) 線状降水帯等の発生で想定外の集中豪雨被害の出ている昨今、環境配慮事項から除外する根拠がない。</p> <p>(6) 予定地に何も問題がないと書いてあるが、津波、高潮の危険性があるのではないかと。</p> <p>(7) 南海トラフを想定しないと意味がない。</p> <p>(8) 南海トラフ地震における忠岡町大津川河口では3.9mの最大津波水位が予想されているがそのことに対して配慮する必要がある。</p> <p>(9) 南海トラフ地震、津波想定、洪水氾濫、高潮などの被害想定は。</p> <p>(10) 地震、津波の大きな災害への備えは万全か。</p> <p>(11) 津波にきた時にどのように対応するのか。</p> <p>(12) 南海トラフ地震は30年以内に必ず起こると言われている中で、高潮等に対応できるのか。数年前に関西空港が水没して孤立したように問題ないか検証しているのか。</p>	<p>方法書 P10の環境配慮事項の選定において、洪水・内水氾濫を選定していないのは、大阪府及び忠岡町のホームページに掲載のハザードマップを確認すると、本事業計画地では、想定災害規模 降雨に伴う洪水による河川氾濫での浸水被害、及び忠岡町で観測した既往最大降雨により内水氾濫した場合の浸水被害の区域として想定されていないからという理由になります。</p> <p>ただし、河川、内水が原因でなくても、高潮、高波、津波が原因による浸水リスクは承知していますので、その対策を下記にお示いたします。</p> <p>浸水対策については、優先的に電気系統を守る必要があることから、電気設備の大部分は建屋の2階以上の設置を考えています。1階部分は浸水の可能性があることから、浸水前に建屋の開放部をシャッター等で閉じるとともに、シャッター前に土嚢を敷き詰める等の浸水対策を行うことを考えています。</p>

意見の概要	事業者の見解
(13) 大潮と台風が重なったときの想定が必要。敷地内に保管しているものが流出して環境汚染される可能性を想定して対策を考える必要がある。	
<p>(14) 南海トラフ地震を想定した場合の地震に起因する化学物質の漏洩による環境リスクを予測し影響評価を行うべきである。</p> <p>(15) 南海トラフ地震が予想される中、産廃施設の建設には調査を丁寧に、近隣の意見を尊重することは必須。</p> <p>(16) 地震で壊れた建物からや洪水で溢れ出たゴミや化学物質の処理まで検討されているか心配。</p> <p>(17) 南海トラフ地震における大津川河口では3.9mの最大津波水位が想定される。室戸台風級の場合、5～10mの浸水が想定される。洪水、地震、高潮等の災害が起こる可能性は無視できない。その時処理途中の排ガスや燃え殻、ばいじんの流出によって起こる環境の変化が心配である。</p> <p>(18) 災害時の想定が甘い。原発事故の時のような想定外は許されない。</p>	<p>建築設計においては杭基礎をベースとした耐震設計とすることで、地震の揺れに対応します。そのため、地震によって建物等が傾いたり、設備が破損したりすることで廃棄物や化学物質が漏洩することは想定していません。なお、緊急地震情報を受信した際は、堆積廃棄物の流出防止のため、通常時開放している建屋のシャッターを閉めます。</p>
<p>(19) 220t/日の処理能力なので、現在忠岡町が運営中の30t/日の7.3倍の炉ができますが、今の炉よりかなりの自重の施設になり、設置場所は埋立地なので、年月が経つと地表が沈んでいくのではと心配。建物が傾くこともあると思う。</p> <p>(20) 躯体が大きく埋立地故の地盤沈下の可能性は無視できない。</p> <p>(21) 災害廃棄物処理を早期に復旧復興とあるが、南海トラフによる大地震が予想されるなか、施設の地震対策も必要だが、災害廃棄物を受入れるための周辺道路の整備も必要。周辺道路は、地震の際、液状化のリスクが高く、早期に災害廃棄物を受入れられる体制が整備されるか疑問。大阪府、忠岡町の道路整備の計画はどのようになっているのか。</p>	<p>液状化対策及び地盤沈下対策については、今後実施する地質調査の結果をもとに、液状化する可能性のある範囲が確認された場合は、当該範囲の地盤改良について検討します。</p> <p>なお、建築物を耐震設計とする中で杭基礎がベースにあることから、液状化によって建物自体が傾くことは想定していません。また、地盤沈下によっても建物が傾くことは想定していません。</p> <p>道路が液状化した場合での、災害廃棄物を受け入れるための道路の整備については、道路管理者の所掌であり、当社からお答えすることはできません。</p>
(22) 南海トラフのことを考えると、その対策は必至と思います。焼却施設のすぐ北側は大津川の河口に面しています。堤防のかさ上げがひつよいと思います。	<p>大津川河口の堤防の嵩上げのご要望については、港湾管理者等の所掌であり、当社からお答えすることはできません。</p>
<p>(23) パイプ類が直接海風や台風襲来時の大波に晒され、海水が直接パイプを洗う事態が格段に増えることになり、いわゆる塩害を被ることになる。方法書にはその対策が記載されていません。</p> <p>(24) 焼却ヤードを建物の中に入れるといった対策は考えないのか。</p>	<p>建屋で囲まれていない部分のプラントの塩害対策については、本事業でプラントを建設する予定のプラントメーカーが、これまでに塩害対策を行ってきた実績があることから、適切に対応できると考えています。</p>
(25) 地震や大雨、津波や高潮等の想定が低いために、施設が被害を受け、災害廃棄物の処理が不可能にならないか。	<p>地震や浸水等で施設が被害を受けた場合の災害廃棄物の処理については、前述したとおり、耐震設計や浸水対策により、被害は最小限に留められると考えていますので、早急に復旧を行い、災害廃棄物の処理を優先して実施したいと考えています。万が一当該施設が使えない場合は、関係自治体と協議の上、大栄環境グループの他の施設において処理することを想定しています。</p>
IV. その他	
1. 基準に関することについて	
<p>(1) 「基準」のない有害物質、新しい物質等の基準がない。</p> <p>(2) 日本の基準は諸外国の基準より低い数値である以上、国の基準さえ守れば良いという安易な考えでは困る。</p> <p>(3) 有害物質に厳しい基準を設けてほしい。</p> <p>(4) 今ある基準を守っても新たな物質によって健康被害が出ないとは言いきれない。</p>	<p>基準が設定されていない有害物質等については、国の動向や、専門機関等の最新の検討状況等に注視しつつ、継続して情報を収集いたします。今後、基準や指針等が設定された場合には適切に対応いたします。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(5) ダイオキシン類などの有害物質については、法令の基準以下であれば良いという考えではなく、現状値よりも悪化させないすべき。</p> <p>・現状汚染されている地域ではそれを悪化することのないように削減対策のため事前に環境影響評価を行うのである。しかし本事業では、現状よりはるかに汚染させる「規制値」のレベルまで汚染させるという考えになっている。</p>	<p>当社は第一に国や自治体において規定されている基準を遵守し、本事業を進めてまいります。</p> <p>また本事業は、大阪府技術指針に沿って環境影響評価を行っています。ダイオキシン類などの有害物質について環境中の濃度の現状を把握した上で、本事業による環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。</p>
<p>2. 風評被害に関することについて</p>	
<p>(1) 大阪湾の漁獲量は瀬戸内海で一番と聞く。魚が獲れても風評被害で漁師等に影響が出ると思う。</p> <p>(2) 産廃処理施設が建設されることによる地域のブランドイメージの低下、農業への風評被害。</p> <p>(3) 未来の泉州地域への影響、人口減を伴う影響を考えてほしい。</p> <p>(4) 新居公園へ行きたくなくなる。忠岡の環境が悪くなれば住みたくない町になる。</p> <p>(5) こういう施設があると分かれば自分だったら絶対に住まない。人口減少にもなるし、小さい町がますます過疎化するのは。</p>	<p>本事業のエネルギー回収施設（焼却施設）は、海域等の公共用水域への排水がないクローズドシステムを採用しています。プラントで発生した汚水は、炉内で噴霧させることで（方法書 P19 図 2-5 給排水フロー図参照）、排水はなく海域や魚等の生態系への影響はないと考えています。</p> <p>また、本事業では、環境への影響を最小限にとどめるよう（影響を極力低減するよう）、環境保全対策を実施する考えです。事業計画地周辺環境への影響については、準備書において影響を予測し、結果をお示しいたします。</p>
<p>3. 健康被害に関することについて</p>	
<p>(1) 有害物質は目に見えず怖い。有害物質による健康被害が心配。</p> <p>(2) 健康を守ってほしい。身体への影響は誰が保障してくれるのか。</p> <p>(3) 未来の泉州地域の影響を考えてほしい。</p> <p>(4) 忠岡も汚れた空気になるのかと思うと心配</p> <p>(5) 今より有害物質が増え、放出されることに反対。健康が気になる。健康に対して懸念している。</p> <p>(6) 産業廃棄物を燃やすことは、環境上、不安材料が増すばかり。今までの空気とは大きく変わる。</p> <p>(7) ダイオキシン濃度は環境基準値内であると説明しているが、環境基準と健康基準は異なる。環境基準と健康基準を数値で比較明示してもらいたい。</p> <p>(8) 健康基準について、産廃焼却炉の風下の忠岡町・岸和田市・泉大津市の市民が摂取する量は、一人当たり何pg-TEQ/kg体重/日になるのかを明示してもらいたい。 年齢別、体重別に表形式で、計算根拠を明示し答えるよう求める。</p> <p>(9) 「環境基準」を守るのは当たり前で、これは健康を担保したものではない。</p> <p>(10) 環境基準を守ること＝健康を守る基準ではない。健康被害が出てから見直すことがある。</p> <p>(11) 環境基準について、産廃焼却炉では、大気中の年平均値を明記してもらいたい。 何pg-TEQ/Nm3か、計算根拠を明示し答えるよう求める。</p> <p>(12) 猛毒ダイオキシン発生により人体への環境被害が長年継続する懸念があるので、医学的見地から説明を求める。</p>	<p>環境基準は「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されています。</p> <p>環境基準は、まず「生涯にわたって摂取した」場合にも「影響のないレベル」を決め、さらに「十分な安全率」をとって設定されています。したがって「守っていれば健康への影響はほとんどない」ので、「維持されることが望ましい目標」であり「施策を実施する目安」となっています。</p> <p>例えば、ダイオキシン類であれば、人が生涯にわたって摂取し続けた場合にも耐容できる濃度（健康への有害な影響が現れないと判断される濃度）である一日耐容摂取量（TDI）が、4pg-TEQ/kg/日と設定されています。このTDIをもとに、人が一般の生活環境においてダイオキシン類を摂取した際の吸収量を考慮し、大気での環境基準は0.6pg-TEQ/m3と設定されました。</p> <p>また、ごみ焼却施設の大気への排出濃度の基準（排出基準）については、当時、ダイオキシン類の緊急対策としてTDIに達するおそれのないよう定められたのが、80ng-TEQ/Nm3の暫定基準でしたが、さらに恒久的な対策としてそれより3桁も小さい0.1ng-TEQ/Nm3が現在の基準となっています。</p> <p>環境基準や規制基準は、人の健康保護と環境保全のために国が規定したものであり、それらを遵守することで、人の健康は保護できるものと考えています。また、当社は、これらの基準よりさらに濃度を低減できるよう環境保全対策を実施する考えです。</p> <p>以上を踏まえ、具体的に下記の対策を行う考えです。 受け入れる廃棄物は、廃石綿、PCB、水銀などの有害物質を除くものとします。また、排出事業者と廃棄物処理の契約を行う前に、排出しようとする廃棄</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(13) 立地場所方向から西風が季節により常時泉大津方向へ吹いている。粉塵がどれだけの程度排出されるのか。どんな物質を燃焼させて、燃焼により排出される物質は何なのか、人体への影響もはっきりさせなければ到底受け入れられない。</p> <p>(14) 忠岡町新浜は、海岸にも近く、一年中、大阪湾からの風が内陸部に常時大量のダイオキシンを含む焼却ガスが流れ込んでくる。忠岡町、岸和田市、泉大津市民にとっては、健康被害が大いに懸念されるので、産廃焼却炉の稼働場所としては最悪。</p> <p>(15) ダイオキシン等の排出量が増えると思うが、その影響や予想される排出量等示されていないため不安。</p> <p>(16) 隣接する和泉市にも大規模産業廃棄物処理設備が建設される。忠岡町、和泉市に隣接した地域に大規模な産業廃棄物焼却施設が複数建設されると大気汚染は一層ひどくなり環境基準を守っても健康への被害が考えられる。</p> <p>(17) 岸和田中央公園、泉大津市役所、和泉市緑ヶ丘小学校の二酸化窒素、PM2.5は2023年大阪府大気汚染測定値年平均でWHO指針値を超えており、これ以上大気汚染悪化は健康への被害が考えられる。</p> <p>(18) 産廃施設の近くにテニスコート、野球場があるが、影響はないか。</p> <p>(19) 風に飛ばされ薄まるとはあるが蓄積する。また、被爆者手帳の交付の裁判でも風の吹き方により被爆エリアが格段に広がっている。</p> <p>(20) 処理がマックスになる時、何がどれくらい発生し、季節の風向き等で何がどこに降り、何年でいくら蓄積し、蓄積物の飛散と新たな降下が複合して人体にどう影響するのか記載されていない。</p> <p>(21) 3km以内で生活している身として排ガスの危険に恐怖を感じる。公害が問題になった時代と同様に健康に影響を与える化学物質が含まれている恐れがあり心配。憲法第25条の健康で文化的な生活を営む権利にもふれるのではないか。</p> <p>(22) 事業A（（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業）により生活圏に放出されるダイオキシン類に関して事業Aにおける焼却炉は(処理能力220t /日、排ガス量56000Nm³/時、排ガスのダイオキシン類濃度0.1ng-TEQ/Nm³)は1日あたり140μgのダイオキシンを排出しうる設計になっている。公表されているLD50（半数致死量）の値を用いると、毎日およそ1人を死に至らしめる量のダイオキシン類を出し続ける設計になっていることを意味する。勿論、「大気中への拡散の通説」に従えば、地球大気全体が日本の環境基準値（0.6pg-TEQ/Nm³）に達する年数は、地質学的年数となることも試算されうる。しかしながら、全世界における焼却炉の稼働総数、環境基準値の曖昧さ、地球大気中の濃度分布をはじめとする様々な要因を含めると、この年数は人類史的年数にまで大幅に短縮される可能性は否定しえない。</p> <p>加えて、ダイオキシン類が生体に与える影響の様式が、窒素酸化物・硫黄酸化物等の有害物質の様式とは本質的に異なるということが問題となる。</p> <p>窒素酸化物・硫黄酸化物等は有害物とはいえ、大地に返ると肥料等の有用物質にも変化しうる物質である。またその有害性の発生機序はpH変化等による細胞活動阻害等が主因で、かつ影響を受けた細胞のみの活動衰退・死滅による組織あるいは生物個体の衰退・死滅として現れることになる。すなわち分子集団(濃度)としての有害性の発現となる。</p> <p>これに対して、ダイオキシン類の場合は1個の分子でも細胞内の遺伝子(DNA)の分子の立体構造に影響を与えることになる。そのため</p>	<p>物の現物を確認し、それが受入れ可能な許可品目であるか、処理することが可能な物であるか、計量証明書やWDS（廃棄物データシート）、SDS（安全データシート）等によりあらかじめ確認した上で、許可品目でないものや処理困難なものは契約せず、受け入れません。</p> <p>廃棄物処理における排ガス中に含まれる重金属類やダイオキシン類は、排気筒から出ていく前に、薬剤や活性炭等で処理を行い、大気中へ放出された際は、環境基準を大幅に下回る濃度（極めて低濃度）になると想定しています。なお、排ガスに含まれる大気汚染物質、有害物質が周辺環境でどの程度の濃度になるか、環境影響を予測し、その結果は、準備書においてお示しします。</p> <p>また、廃棄物焼却後のばいじんや焼却灰に含まれている重金属類は、溶出しないようキレート処理し、大栄環境グループの最終処分場において埋立処分を行う計画です。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>細胞分裂の際に、元の細胞とは異なる遺伝情報を有する異質の細胞を作り出すことになる。この異質の細胞が体細胞ならば、その個体の個々の組織での異常発現(例えば、がん細胞化、ホルモン生成異常)を引き起こすことになる。さらに生殖細胞あるいは発生初期の受精卵なら当該個体全体に異常発現の影響が及ぶことになる。この場合その多くが成長過程の初期において死に至る(卵生の場合は孵化しない、胎生の場合は流産として)と推察されている。この事例は、米国五大湖周辺の水鳥や太平洋におけるイルカの生態観察研究においてすでに明らかにされている。個体の生命力が強く成長を続けた場合は、ベトナム戦争時の米軍による枯葉剤散布による畸形やカネミ油事件における悲惨な事例として知られている。</p> <p>ダイオキシン類は通常の有害物質とは有害性の発現機序が本質的に異なっており、その有害性の判断は、濃度レベルではなく、分子レベルで考慮されるべきといえる。</p> <p>環境基準値(0.6pg-TEQ/Nm³)の空気中には約11億個のダイオキシン分子が存在している。したがって成人は一呼吸する度に約600万個のダイオキシン分子を含む空気を体内に取り入れていることになる。吸入した気体は肺胞表面における酸素分子と二酸化炭素分子の交換後に呼吸として体外に排出されることになるが、すべてのダイオキシン分子が肺胞表面に触れることなく確実に排出されることを保証する実験事実はない。</p> <p>一般的に個体内に取り込まれた毒性物質を無毒化する何らかの生体機能を生物は進化の過程で獲得してきている。しかしながら、ダイオキシン類を完全に無毒化する機能を有している生物は未だ報告されていない。将来、生物史レベルではそのような生物種が発生しうる可能性は否定できないとしても、人類史においてホモサピエンスがその機能を獲得できる可能性は期待できることではない。</p> <p>したがって、ダイオキシン類による生物個体への影響を回避する唯一の方法は、ダイオキシン類の存在量をこれ以上増やさないことに尽きる。新規生成量をゼロにすることは現在の技術では不可能である以上、その人為的な排出量を最大限抑止することが今を生きる全人類に課せられた本源的かつ人類史的責務といえる。</p> <p>事業Aの内容は、この様な見地からは到底許されるものではない。「排出基準を満たしている」というのは新規焼却炉の選択の根拠にはなりえない。事業Aの炉(三菱重工製)よりも遥かに良質な炉(川崎重工製)が隣接の岸貝クリーンセンターで稼働している。事業Aの立案に際して、この事実を知らなかったとすれば事業者としてあまりにも軽率であり、知っていたとすれば事業者としての良識が問われるとの見方もありえる。新規焼却炉の選択に当たっては、その時点での最良の炉を選択することが事業者の責務である。この選択にあたっては、「企業活動の論理」は通用しないことは言うまでもない。「企業活動の論理」自体が高々直近の数世紀レベルの「論理」に過ぎず、今後の人類史全般に渡って永続する論理として通用するものではない。</p> <p>勿論、上述の川崎重工製の炉を最良の炉として絶対視することにはならない。上述2社の技術レベルと資本力からすれば、さらに優良な炉の開発は可能と推察される。人類史的責務として、企業としての最優先課題として優良な炉の開発に全力を挙げることが求められていることは言うまでもない。追記的に、大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業についても同様の指摘ができることを指摘しておく。</p>	
<p>4. 住民説明に関することについて</p>	
<p>(1) 町議会の議決は得たが、住民への説明は十分になされずに住民合意を得たとは言えない状況である。</p> <p>(2) 近隣住民(忠岡町、泉大津市)に対し、書面だけでなく、もっと分かり易い報告を受け、質疑対応のできる説明会の開催を求める。</p>	<p>事業者側からの住民への説明については、今後、準備書の提出後に、環境影響評価条例の手続きに基づき実施いたします。本事業について住民の皆様にご理解いただけるよう説明、対話に努めてまいります。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(3)対話を十分に行ってほしい。</p> <p>(4)半径3kmには岸和田市や泉大津市も含まれているため、岸和田市においても市民の納得のいく説明を行うこと。</p> <p>(5)町民はもちろん近隣の市にも説明していくべき。</p> <p>(6)住民にもっと細かい説明や知らせていく責任が行政にはあるのではと思う。</p>	
<p>5. 事後監視に関することについて</p>	
<p>(1)稼働後はデータロガーなどによる連続監視を。</p> <p>(2)排出ガスの常時測定装置の設置、住民への定期報告を。</p> <p>(3)常時排ガス測定と電光掲示板での表示が必要。</p>	<p>排出ガスは常時測定を行い、常に監視いたします。測定結果については、定期的に大栄環境株式会社のホームページで公表いたします。電光掲示板での表示については、一つの考えとして参考とさせていただきます。</p>
<p>6. 方法書全般のことについて</p>	
<p>(1)検討している・務めるといった実現性に曖昧さを感じる表現が並んでいる。計画が不十分。安全というもっとも重要な事柄において確実性が担保されていない。</p>	<p>方法書の時点では、確定していないことが多いため、このような表現となっています。今後提出する準備書では、確定したものについての表現は明確になると考えています。</p>
<p>7. 方法書の内容以外のことについて</p>	
<p>(1)産業廃棄物の処理は排出先で行われるのが基本であり、廃棄物の再生利用が法律で義務付けられている。産業廃棄物焼却を主目的とする本事業の環境影響評価の実施はそのものに疑問を感じる。よって方法書の審議は必要ないと思われる。</p>	<p>産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら行うか、あるいは自ら処理できない場合は、許可を受けた処理業者に委託して、適正に処理することが義務付けられています。また、汚れが激しいものや、選別が非常に難しい混合物など、どうしても再生利用できない廃棄物については、焼却処理を行っているのが現状です。本事業は、環境保全と適正な廃棄物処理体制を確保するために必要な事業と認識しており、環境アセスメントの手続きを行っています。</p>
<p>(2)国や府の施策として良い物を長く使っていく昔の日本のような価値観を大切にす啓発をしてほしい。消費を促す経済ではゴミばかりが増えてしまう。</p>	<p>国や府の施策としてご意見にあるような啓発を行うていくことに関して賛同いたします。</p>
<p>(3)排ガスが出ない施設を研究すべきではないか。</p> <p>(4)近い将来、一般廃棄物焼却ゼロの街に変えたとき、全量が産業廃棄物となるもので、町民には無用物である。公民連携の枠外で事業の目的は不当。広域処理であれば一緒にごみゼロ運動もしやすい。本施設が必要であるか評価必要。忠岡町は岸和田貝塚組合のごみ量の10分の1以下で、今後の人口減少を考えるとごみゼロの実現可能性は高く、その視点での評価項目も入れるべき。</p> <p>(5)借地契約は10年の事業用借地契約とし、「自治体が設置する監視機関の査定受入」の条項を含めること。借地契約を更新する場合は契約期限前の1年の間に住民説明会を開催すること。</p>	<p>一つの考えとして参考とさせていただきます。</p>
<p>(6)焼却施設の規制に関する条例が制定された場合、受諾すること。</p>	<p>焼却施設の規制に関する大阪府及び忠岡町の条例が制定された場合は、当然、当該規制について遵守いたします。</p>
<p>(7)産業廃棄物処理施設が府下において足りていないのであれば作る必要があるかもしれないが、そもそも足りているのであれば空気を確実に今よりは汚染する環境を子や孫の世代に残したくはない。足りていないのかをはっきりしてほしい。</p>	<p>産業廃棄物処理施設が府下で十分に足りているかどうかについては、当社ではお答えすることはできません。</p>
<p>(8)大阪府の環境影響評価指針に世界保健機構WHOの大気環境ガイドラインを加えるべき。</p>	<p>大阪府環境影響評価指針の内容について、当社でお答えすることはできません。</p>
<p>(9)和泉エネルギープラザでは、排気塔を100m以上にしよう強く申し入れているが、回答がない。</p>	<p>和泉エネルギープラザでの環境影響評価手続きのなかで、環境影響予測を行った結果、周辺環境における環境保全目標を満足する結果が得られ、大阪府での環境影響評価審査会での審査も終了しています。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>(10) 環境汚染事故に関して</p> <p>事業A（（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業、以下同じ。）において取り扱う物質の特性を鑑みると、不測の事故を含めて、事業Aの実施により環境汚染が生じることはありえないと断定することは論理的に許されることではない。工学的に設計された装置が事故を起こす可能性を完全には除去しえないのは、工学という学問が内包する本質的な特性である以上、事業Aの実施により環境汚染事故が生じることはあり得ないとするは、論理的に許されることではない。環境汚染事故発生に対する対策は、「方法書」において明記されるべきであるが、それが欠落しており、「方法書」の体をなしていないといえる。</p> <p>事業Aに付随する処分場と想定される平井処分場では、地下水系への有害物質の漏出防止対策として「保護マット・遮水シート・保護マット・遮水シート・保護マット」の5層構造が用いられている。この遮水シートは遮水のために疎水性（親油性）材料であることから、疎水性の有害物質（ダイオキシン類等）とは親和性があり、親水性の有害物質（重金属金属イオン等）に対するほどの漏出防止効果があるとは期待しえない。ハーバーボッシュ法のアンモニア合成装置の開発過程において、原料の水素が高圧のため鉄製の反応装置から染み出して爆発するという事故があったように 高圧条件下では常圧下では想定できない事象が生じるというのは化学工学における基礎的知見とされている。遮水シートも埋設物の圧力下であり、常圧下における材料特性がそのまま保持されているかについても疑念は払拭しえない。</p> <p>埋設物の突起状先端による遮水シートの局所的破断の可能性は、埋設物の形状を考えると必然のものとして想定しなければならない。保護マットはそのための対策と推察されるが、その効果が完璧なものとはいえない。</p> <p>遮水シートは高分子材料であるがゆえに、劣化という問題が付随する。地下のため光による劣化は除外されるが、廃棄物であるがゆえに、様々な化学物質にさらされることになり、予期せぬ化学反応による劣化が必然的に生じることになる。この様な条件下でも、数十年ではなく数百年、数千年の期間にわたって劣化しないという保証のある完璧な高分子材料は本質的にありえない。</p> <p>したがって、処分場からの漏水、すなわち環境汚染は将来において必然的に起りうると想定しなければならない。その際、環境からの汚染物質除去と被害補償の責任は、当然事業者が全面的に負うことになる。しかし、その場合の除去経費と補償費は、当該の事業者が担いうる額のレベルではないことは明らかである。</p> <p>そもそも、上述の期間を経た時点においても、事業者そのものが存在しているかどうかを考えること自体が論理的でない。</p> <p>以上、結論として、「方法書」は極めて不十分なものであり、全面改定の後、改めて再提出されるべきレベルの「書」であること、さらに「方法書」において提案されている「（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」そのものが関連する地域住民のみならず、人類史視点からも、多くの問題点を内包していることから、科学者のひとりとして、この事業そのものの撤回を求める。</p>	<p>大阪府環境影響評価条例の手続きにおいて、環境汚染事故への対策については、気候変動対応等の項目におけるリスク対応が該当すると考えています。これについては、想定されるリスクを鑑み、準備書において対応を記載させていただきます。</p> <p>また、事業者としましては、環境汚染事故のみならず労働災害も含め、常に施設等の安全対策を最優先に事故が起らないよう細心の注意を払って業務を行う考えです。</p>

1 参考

2

3

4

大阪府環境影響評価審査会委員名簿

5

6 (委員)

7	石田 裕子	摂南大学理工学部教授	河 川 生 態 学
8	魚島 純一	奈良大学文学部教授	文化財学・保存科学
9	岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授	住 環 境 学
10	岡崎 純子	大阪教育大学理科教育部門教授	植 物 分 類 学
11	◎近藤 明	大阪大学名誉教授	環 境 工 学
12	島村 健	京都大学大学院法学研究科教授	公 法 学
13	○惣田 訓	立命館大学理工学部教授	水 環 境 工 学
14	中田 真木子	近畿大学総合社会学部教授	大 気 環 境 学
15	中谷 祐介	大阪大学大学院工学研究科准教授	環 境 水 理 学
16	花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部准教授	廃 棄 物 処 理
17	日置 和昭	大阪工業大学工学部教授	地 盤 工 学
18	吉田 準史	大阪工業大学工学部教授	振 動 工 学 ・ 機 械 力 学
19	吉田 長裕	大阪公立大学大学院工学研究科准教授	交 通 工 学
20	渡辺 信久	大阪工業大学工学部教授	廃 棄 物 工 学
21	和田 岳	大阪市立自然史博物館主任学芸員	鳥 類

22

23

(五十音順、敬称略)

24 ◎ 会長

25 ○ 会長代理